

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺  
家わけ四

題  
字

鹿兒島県知事  
土屋佳照

## 解題

『種子島家譜』(以下『家譜』と略称する)は種子島家によって江戸時代から明治時代にかけて編纂された同家の歴代系譜、年譜である。すなわち近世薩藩上士・私領主たる同家の系図、歴代毎の編年記事それに文書、史料が挿入記載されている。今回刊行の分は現存(種子島時邦氏所蔵、西之表市種子島開発総合センター寄託)する八十九冊のうち、巻一(初代信基—十一代時氏)より巻二十六(二十二代久照、文化七年)までの二十六冊分である。

『家譜』は正副二本あり、正本は鹿児島市高麗町の種子島邸において昭和二十年六月十七日の空襲によってその他の同家古文書と共に焼失した。この時、いったん筆を止めていた『家譜』の継続分、すなわち巻九十より九十三まで、明治二十五—二十六年、二十七—三十年、三十一—三十二年、三十三—三十四年分の四冊も烏有に帰したという。一方戦災を免れた西之表市の種子島家にあった副本八十九冊も、鹿児島県歴史研究会による史料刊行準備のため鹿児島大学文理学部(当時鶴丸城跡本丸内にあり)に前半分四十冊まで(二十三代久道、文政七年)を帯出中のところ、昭和二十七年四月二十四日、鹿児島市長田町出火の大火災のため、書庫より持出し中の九冊を除き書庫炎上に伴い焼失し去った。残存分は巻七、十四、十五、十七、二十、二十一、三十四、三十五、三十七であった。幸にして四十冊中、東京大学史料編纂所には巻一より十四までの明治十八年の謄写本、巻十五より二十六までの昭和三年の謄写本があり、これらは何れも鹿児島市種子島邸の正本を模写していたものであった。このため西之表市の種子島家譜復元委員会では同本により巻二十六までの副本焼失分の再模写復原を果したのである。したがって今回刊行の巻二十六までの『家譜』の内容については正副本それぞれの原本に拠ったといってもよい。

しかし今回刊行しない巻二十七以降の分については問題がないわけではない。すなわち文化八年以後文政七年に至る間の記述のある巻二十七から巻四十までのうち、前述の如く焼失を免れた三十四、三十五、三十七の三冊を除く十一冊分は東京大学史料編纂所の謄写本がなかったため、そのままの形で復原は不可能であった。ただし『家譜』副本四十冊の帯出以前、種子島に於て同本による和訳の作業が昭和二十六年春以来、鮫島宗美氏（当時種子島高校教諭）の手により進められており、昭和二十七年には巻四十二まで及んでいたのである。したがって鮫島氏の和訳本から原漢文の体裁に戻し、復原する作業が鮫島氏等を中心に進められ、一応焼失した『家譜』の復原が実現したのである。しかし鮫島氏の和訳本には文書等については省略されており、このため西之表町史編纂資料「御家譜抄本」や一部研究者らの手により書写された分以外のこの間の文書の復原については見込のない状況にある。なお鮫島氏はその後、『家譜』和訳の作業を続け、昭和三十六年、ついに巻八十九まで全て完了し、昭和三十七年九月、熊毛文学会より六巻本として孔版刊行されている。前述の如く文書は載録していないが、全文漢文の記事を和訳しているため意味がとりやすく『家譜』の普及活用に多大の寄与を果たしてきた。

さて『家譜』はどのような経緯によって現在の形、内容のものとなってきたのであろうか。『家譜』巻二十二の寛政十年四月の記事に左の如きものがある。（原漢文）

「家老兼記録方上妻九郎左衛門宗恒をして家譜を編集せしむ、曩の時延宝元年、十八代久時、上妻七兵衛隆直をして家譜を作らしむ、元祖信基よりして延宝五年に終る、明和六年、廿一代久芳、平山藤左衛門頭友をして復た之を編せしむ、信基より以来、明和六年に至る、其の記事の文は旧書よりも増し、事は旧書よりも損ず、而して往々隆直が編する所を用ゐず、是に至りて其の作略多きを以て、再び旧譜に由りて之を損益し、明和七年以来未だ就らざるの書と共に之を就さしむ、」

「さらに同巻の文化二年十二月の記事は次の如くである。（原漢文）」

「吾が祖十八世藏人久時、上妻七兵衛隆直に命じて家譜を撰せしむ 元祖信基より十八世久時、既に廿一世左内久芳、家譜の文義属せず、間々亦た錯雜有るを以て、平山藤左衛門頭友をして之を改補せしむ 元祖信基より廿一世久、廿二世佐渡久柄、今の家譜が小細なるを好まず、闕脱多きを以ての故に史官の徒 記録奉行上妻九郎左衛門宗恒、之を補ひ、家老兼記録奉行岩川十岩川作右衛門政憲、西 右衛門政要、上妻七兵衛宗愛、知覧覚之丞行寛、用人兼記録奉行村甚五大夫政員校す をして潤飾せしめて、元祖信基より廿二代久柄、文化二年乙丑十二月に至る、蓋し旧譜二部 隆直編 櫃に藏めて以て証となす、

右によれば、現在の『家譜』以前に延宝五年作成の家譜と、それを増補した明和六年の家譜の存在したことが明らかであり、現在の『家譜』は明和に改補した家譜が、かえって当初のものより不備である点に留意し、さらに修訂補充したものであることを示している。すなわち上妻隆直編の第一次家譜と平山頭友編の第二次家譜のあとに、上妻宗恒編の第三次家譜として現在の『家譜』が編集されたのである。そして第一次・第二次家譜は旧譜として櫃におさめられ、重要参考資料として伝えられたのである。そして第一次家譜は『種子島譜』、第二次家譜は『種子島正統系図』の名で現存している。右の『家譜』編集の歴史的事情については、増村宏氏の詳細な研究がある。増村氏は『家譜』罹災の際、帯出者側の代表者として生涯、責任を痛感され、その復原、研究に精力を尽されたのである。氏の論文に昭和二十九年三月刊行の鹿児島大学文学部研究紀要『文科報告』第三号、「種子島家譜について」がある。そのはしがきの中で氏は、将来『家譜』が出版の運びになった時には何等かの役に立つと思って用意した「種子島家譜編集の次第」を後の知見によって書き改めたものを、第二節として附加したと述べておられる。以下、氏の研究を拠に若干私見を加えて要約記述しておこう。

第一次家譜である『種子島譜』には同筆跡（上妻隆直か）の二冊があり、一冊は藍色表紙本、一冊は樺色表紙本である。内容は、前者が初代信基より十六代久時の慶長十七年までの記事であるが、後者は十八代久時の延宝三年までの記

事で紙数も多い。前者には延宝五年六月上旬の、後者には下旬の上妻隆直の序文がある。後者は前者を修補したものと考えられるので、後者の序文を次に掲げよう。

「奉久時公之鈞命、撰種子島家譜、以御当家旧記与遍所聞説、更互演繹記録之、而為一冊矣、凡所誌自元祖信基公、至十八世久時公代延宝五丁巳、後者繼之万々歳云々、臣無学無智無才、故其文詞陋、其字義謬、不可勝計矣、甚雖慚衆目、公命不得固辞、竟草之、蓋古人曰、以詞不可害意矣、来者改下愚之誤、令清書而可也、

延宝五年六月下旬

上妻隆直誌

この中で隆直は御当家旧記と広く伝聞した所説とをもとに記録編纂したといっている。すなわち文書と伝承をもとに家譜を作成したのである。『家譜』巻八、延宝元年十月の項に「是より先、肥後休兵衛英信に命じて、文書を正す、老に及ぶまで其の功を終えず、故に上妻七兵衛隆直をして、之を編集せしむ、」(原漢文)とあれば、既に隆直以前に家老肥後英信が文書の整理に当たっていたことがわかる。隆直は命じられてその後を引継いだのである。

そして隆直は家譜の他にも庶流系図、手鑑、文書を集成し、その恩賞として白銀十八枚を与えられている。『家譜』巻八の延宝五年七月二十八日の記事の次項に、「正系図卷一、文書写冊一、軸物卷一、義弘公、庶流系図冊一、家譜從元祖信基至十八代久時、就久烈、河野氏(通古)、伊地知氏考訂之、延宝元年起筆至今年成、賞之与白銀十枚、」とある。すなわちその作品は藩記録奉行の校閲をも受けているのである。また『種子島正統系図』九の延宝五年の項にも「上妻七兵衛隆直正改家譜及庶流系図、手鑑、文書、仍為勲功賞賜白銀十枚於隆直、」とある。さらに『種子島譜』の奥書には「奉久時公嚴命、正改御系図并御文書模写之為一冊、」とあり、これらは何れも同一の事柄を記しているのであろう。整理した文書については写本を一冊作成し、正文は貼付して手鑑に集成したというのであろう。この時作成された系図一卷及び庶流系図上下二冊も現存している。(他に隆直の著述として知られているものに、島内の地理・歴史を要約した『懷中島記』一冊がある。

西之表市立図書館刊、郷土資料集五)

庶流系図について付言すれば、その序文は次の如くである。

「奉久時公之嚴命、改御当家支流系譜、臣不敏而能雖非所及愚慮、重公命委見其旧記、広聞其家説、積年竟終其功、而系図一卷宛賜庶流面々矣、此冊其藥也、

延宝五年二月日

上妻隆直誌

レ

また庶流系譜目録によれば子孫相統家が岩川・肥後・西村・川東・下村・美座・国上・種子島・中田・川内等の十一家、断絶家が六家となっている。

第二次家譜は二十一代久芳が平山頭友に命じて第一次家譜を改補統修させたものであり、『種子島正統系図』二十冊として現存する。巻頭の序文は藩記録奉行吉田(息長)清純の作である。左にそれを掲げよう。

「世系者所以詳其所由出明其嫡庶伝其行実於后也、焉種子島氏者姓平也、今左内久芳君繼其正統、鼻祖於肥後守信基君其孝行盛君乃安芸判官基盛君之子也、基盛君乃平相国清盛公之男也、信基君乃基盛君之嫡統也、寿永元曆中源平争衡之日、行盛君死離乎西海、及是時也信基君最初避于荒甸而遁矣、世靖而後因北条時政之慈養而為子、且執奏而脱隅之多称島而為主也、尔来歴歳五百有余、累世廿一、所其伝旧譜存于笥藏無有關脱、亦世譜不遺巨細故□名不墜爪脛綿々于今、薩侯家以他氏称大家其最欵、於是令家臣平山藤左衛門頭友以有文□再選旧譜編輯近世新譜、於是繕写所伝之古文書等而挾入譜中、適雖有上世不构文理章不相属間□錯雜者考訂之、棄俗帰雅、紀其始末録興廢事蹟以挾其善者、焉明和六年三月起筆至同年十有二月而新旧並成、併為十七冊也、如是者出于久芳君之哀而成于頭友之功勞、呼嗟元首股肱得一遇者欵、頭友語余曰、至于改正旧譜考其行実則要不构文之妍蚩削錯雜、訂始末耳、余今閱之感嘆不已、作是序欲伝于千百載、庶幾有後君子改正之、幸之幸也、

明和六年己丑十二月穀旦 薩陽前司譜官

息長清純謹題

現存する『種子島正統系図』が二十冊であるのに、右の序文に十七冊とあるのは、『種子島譜』と異なり、今回は所伝の古文書を譜中に挿入する方針をとったため、記事の間に挟み込めない年未詳の文書を歴代（十七代忠時、十八代久時）毎にまとめた三冊分を除外したのであろうと増村氏は推測しておられるが、これはむしろ内容の同じ巻九が二冊あり、巻四・五と巻十三・十四が合冊となっていたため差引して十七冊となったのではあるまいか。何れにしても多数の文書をとりこんだ点が第二次家譜の特色であり、家譜の史料的价值を高めた所以であるが、同時にやや消化不良の結果を招き、短期間の作業による粗雑、不体裁の批判をも受けることになったのであろう。挿入文書は既述の如く『種子島譜』作成と同じころ「手鑑、文書」として集成されたものを、さらに整理増補した上で、その写を順番にまとめた形で、或は適宜分解した形で活用したものとかわれ、現存の各冊に綴込まれた記事部分と異なる用紙がみられるのもそのためであろう。また後の『家譜』の文書写と比し、はるかに文書の迫真性がまさっているのも、原文書よりの忠実な写しが多かった故でもあろうか。（手鑑等文書の出所をあげ、年代比定をしているのもその特色といつてよい。）

第三次家譜、いわゆる狭義の『家譜』は既述の如く、第二次家譜、『種子島正統系図』の不備を修補する意図とその後代の分を継続増補する目的をもって編纂されたのであり、家老兼記録方上妻宗恒が主宰者であり、これを多数の關係職員が助け、人員の点でも時間的にもその作業は前者にくらべゆとりがあったように思われる。また第一次家譜、『種子島譜』の編纂者上妻隆直の後をうけ、同じ上妻氏の手にかかるものとあれば、より完璧な家譜の編纂と心がけたことも推測されよう。しかし実際には寛政十年の編集開始以後、作業は必ずしも順調には進行しなかったようである。寛政十二年八月、宗恒が事件に連坐（子供の不行跡）して家老職を免職となり失脚。その上種子島家の財政窮乏、災害・



疫病・凶作の連続で編集事業も停滞した。ようやく文化二年八月に至り、宗恒が復帰し、事業の促進がはかられ、一先ず同年十二月、文化二年に至る『家譜』続集の完成をみたのである。その後さらに年を追って編を重ね、文化八年九月には文化七年迄の『家譜』編纂の功勞に対して宗恒等に行賞が実施されたのである。

さて増村氏によると文化七年迄の『家譜』二十六冊と文化八年から以後の『家譜』とでは表紙の色、題簽を異にしていた。副本の場合と同じ色ながら相違がみられ、焼失した正本の場合は丹色と紺色とに明確に区別されていたという。文化七年迄の『家譜』巻二十六で編集が一段落し、その後は先例にしたがって逐次編集が続けられていったものである。すなわち『家譜』巻二十六迄とそれ以後とは明確に一線が画されていると云ってよいであろう。巻二十七、文化八年以後巻八十三、慶応三年に至るまではそれまでの数年毎一冊の形をとらず、一年毎一冊の形となっている。しかし巻八十六、明治三年以後は数年毎の合冊となっている。増村氏によれば種子島家文書の「御家譜編纂日記」によって明治二十五年、編纂局が開かれたことが知られ、編纂資料として「日記」が用いられていたことも明らかとなっている。『家譜』巻八十七には「明治九年之日記罹十年之兵火、悉為烏有事、不可後考、故無所録、」とあって明治九年の日記は西南戦争により焼失したため、編纂不能としている。『家譜』巻八十九には、終りの部分に明治二十四年、種子島家の華族編入（明治三十四年、二十七代種子島守時男爵となる）についての請願書等をのせている。明治二十五年以後三十四年までの分四冊は戦災で焼失したことは前述したが、これは明治二十五年開局した編纂局の手によって作成されたものであったろう。

また種子島家文書中に「御文書有物套」一冊がある。これは同家相伝古文書等の総目録、台帳といった性格のものであるが、奥書には「此節御家譜再撰且御文書軸之物ニ調方被仰付候付、有物帳書改、古有物帳五冊其外不入書付等皆同種子島御記録所為格護差下候、」とあり、明和六年十二月二十四日の日付と平山藤左衛門の署名がある。すなわち平山頭

友は家譜の再撰、『種子島正統系図』文書の巻軸仕立等を命じられ、それに応じて史料台帳を書き改めることになったので、古い台帳五冊、その他不用の書付等をすべて種子島の記録所に保存のため送付するというのである。その掲載目録によれば、合計して巻軸仕立の文書が十二巻、手鑑一冊等となる。増村氏の論文によれば、大正十五年鹿児島の子島邸において史料調査をされた竜胤氏は『家譜』の他に種子島関係の古文書四百十通が、一帳、十二巻に収められていたと述べられたとある。とすれば種子島家相伝文書の旧状がほぼ想像できるのである。また同書の中には手鑑収載の文書目録が掲げられているので、それを『種子島正統系図』収録の「手鑑」と記載のあるものと対比すればほとんど合致するのである。すなわち第二次家譜編纂等の際、同時に手鑑、文書の整理も行われ史料の台帳も新たに作り直されたのである。

以上述べてきたように第一次、『種子島譜』、第二次、『種子島正統系図』、第三次、『家譜』と、家譜は編纂改訂増補されてきたわけであるが、第一次と第二次・三次の大きな相違は文書が記事の間に挿入されたことであり、記事の内容については字句の修正、追加は多々あるものの、基本的には大差はない。第二次と第三次間の文書数もそれほど変わらず、同年次までは六三三通と五八三通とむしろ減少している。ただし無年号文書の年代比定等によって挿入場所、配列順の変更が相当数みられる。その異同のすべてについて触れることはできないので、巻一・二から二、三の例をあげて参考に供したい。Aを『種子島譜』の記事、Bを『種子島正統系図』の記事、Cを『家譜』の記事とする。(傍点筆者)

(一)

(A)時政以執奏賜隅州多祢島、下領焉。家伝云、屋久・恵良部・硫黄、竹島・七島、十二島云々

(B)時政以執奏賜隅州多祢島、下領焉。家伝云、屋久・惠良部・硫黄、竹島・口島十二島云々

(C)時政以執奏賜、多祢島・屋久島・永良部島・硫黄島・竹島・七島、凡十二島、

(一)

(A) (応永) 十五年十月八日、大守元久公為忠節賞、加賜屋久・惠良部於清時、

(B) 応永十五年十月八日、大守元久公為忠節賞、加賜屋久・惠良部於清時、御証文記于左、

(C) 応永十五年戊子十月八日、太守元久公賞清時之忠節、再賜屋久・惠良部旧領也、何代為公領乎不詳及誓書、事記于左、

(三)

(A) (応永) 卅四年正月四日、太守忠国公賜惠良部島於時長、依先例領之、同廿日、時長下島、

(B) (欠)

(C) 応永三十四年、丁未正月四日、太守忠国公賜惠良部島於時長、同廿日、帰種子島、

(四)

(A)八月廿五日、南蛮人所持来之鉄炮時堯見其用道奇而学之不通言語、幸客中有大明儒者以文字通之、時堯大悦憑之聞其蘊奧熟習之、漸得百発百中理、群臣拳效之、其用於世哉不可勝数矣、

(略)

鉄炮妙薬之法南蛮人直伝無比類之旨達 台聴、賜御内書於時堯、近衛植家公有副札矣、

(B)八月廿五日、南蛮人所持来之鉄炮時堯見其用道奇而学之不通言語、幸客中有大明儒者以文字通之、時堯大悦憑之聞其

蘊奧熟習之、漸得百発百中功、群臣雖效之、就中笹川小四郎甚到妙処矣、其用於世哉不可勝数矣、

(略)

鉄炮妙薬之法南蛮人直伝無比類之旨達 天聴。近衛植家卿賜御内書於時堯。事見于左近衛植家公有副札見于左、

(C)八月廿五日、南蛮人米時堯見所持之鉄炮其用奇学之、然言語不通、幸客中有明儒者以文字通之、時堯大悦申之熟習之、得百発百中之功、群臣亦多效之、且令笹川小四郎学製其薬之法、

(略)

南蛮人所伝之鉄炮妙薬之法達 天聴、近衛植家卿賜御内書於時堯、記于左、

(一)ではA・Bが割註で「家伝云」としているのを、Cでは文中に入れ、多祢島のみならず、薩摩の屋久島以下も当初よ

り種子島氏の領有の如く記述している。(二)ではA・Bで島津元久から清久がはじめて屋久・恵良部島を与えられたとしているのを、Cでは旧領を再び与えられたものとしている。しかしその証明史料が提示されたわけではなく、これは明らかに種子島家の権威を高めるための記述であり、その時代の関係者の意識を示すものとみてよいであろう。この点については既に三木靖氏も適確に指摘されているところである(「系譜の成立と性格」鹿兒島短期大学研究紀要六号)。(三)はAの記事がBで削除されていたのをCでまた復している。(四)は著名な天文十二年の鉄炮伝来時の記事であるが、A↓B↓Cと次第に記述が変化している様子がわかる。南蛮人直伝の鉄炮炒薬の法の記事はAが台聴に達するとしているのをB・Cが天聴に達するとしたのは誤りで、それは挿入文書の解釈を誤ったからであろう。なお天文十八年とする年代比定についても疑義の存するところである(洞富雄氏『鉄炮』五八一―六二ページ)。

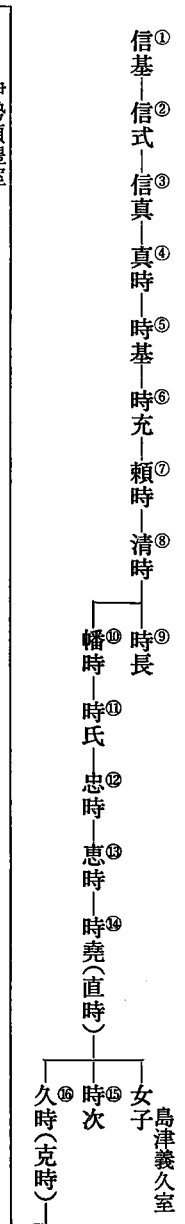
『家譜』ははじめに桓武天皇の第五子葛原親王の子孫、平家の清盛の子基盛の子、行盛を父とする信基を以て種子島家の祖とする。平家没落の際、信基は幼児で北条時政の庇護をうけ、その養子として成長、肥後守時信と号し、三ツ鱗の幕紋と国宗の太刀一振を与えられ、多称島・屋久島・永良部島・硫黄島・竹島・七島、凡そ十二島を時政の執奏で管することになったと記す。しかしこれらは家伝による記述であり、史料による裏付けはない。史実として認められるのは文書を伝える五代時基以降で、はじめ肥後氏を称していたことがわかる。肥後氏は鎌倉時代前期、島津氏にかわって多称島地頭となった北条氏一族名越氏の被官で地頭代を勤め、幕府滅亡後、島主化して後に多称島氏を称し、中世末島津氏に服属、縁戚関係を結び、外様ながら島津氏の一門化し、藩の家老職を勤める種子島家に転身したのである。家譜の記す系図、家伝、文書の数々はその種子島家の歩んできた歴史そのものを示す史料に他ならない。建久因田帳によれば、古代末期多称島を支配していたのは伊佐平氏の一族であり、その勢力は鎌倉初期まで残存していたことがわかる。肥後氏―多称島氏―種子島氏はそれら旧勢力との抗争、妥協の上に次第に支配を強め拡げていったわけであり、

『家譜』の伝承も、藤姓と平姓の混用、幕紋の併用の説明もそれらとの関連で推考すべきであろう（肥後氏・名越氏については拙稿、鹿児島中世史研究会報30「名越氏と肥後氏」、種子島民俗一四「平姓多禰島郡司と見和村名主職の史料」、同一七「肥後氏と多禰島氏—南北朝関係史料の紹介—」参照）。

挿入文書についても『家譜』は『種子島正統系図』のそれを基に、多少の増補を行ない、挿入箇所の訂正移動を行っているが、かえってその間の誤脱を生じた場合もあり、また巻十二から十七までは文書を省略さえもしている。『種子島正統系図』巻十九までの分と『家譜』巻十七までの分と両者に共通の文書の数は五五六通、『種子島正統系図』のみ所収のもの七七通、『家譜』のみ所収のもの二七通である。したがって今回の刊行に際しては『家譜』を底本としているが、とくに文書に関しては『種子島正統系図』により訂正増補したものも少なくないことをおことわりしておく。なお次表は『家譜』と『種子島正統系図』との各巻ごとの収載文書数、本巻収録文書と両者との重複、採録関係を示したものであり、併せて『旧記雑録』の収載、未収載の状況についても記入した。なお丸印内の数字は各巻毎の掲載する種子島家歴代の代数を表している。参考までに種子島氏の歴代略系図を付記しておく。

さて既述の如く家譜の記事の内容は第三次の編纂に於てもっとも豊富になる。歴代当主の履歴はもとより、著名な「鉄炮伝来」をはじめとして、種子島を中心にした政治、経済、社会の動きが、こまごまとした事件の記述によって年月を追って把握できる。祭礼や年中行事の記載、物資の運搬、貿易、海難の記事、異国船警備の次第、生々しい島民の暮らしぶりを示す民事・刑事の諸事件等々、全島にわたっての細かい記事は、恐らく島治の必要から作成された公用日記等から採拾編集されたものであろう。もちろん民政に治績をあげた歴代当主、十四代時堯（可釣）・十六代久時（一塚）・十七代忠時・十八代久時（山栖）・十九代久基（栖林）らの記事は詳細であるが、併せて藩庁からの布達等によってその時代時代の世界、日本、南九州の歴史的背景も承知できるのであろう。

歴代々数	巻号数	家譜 書 収載 数	正統 系 文 書 収載 数	本 巻 書 収載 数	より 正 統 系 補 充 図	家 譜 と 正 統 系 図 の 関 係	不 正 統 系 文 書 収 載 数	旧 記 文 書 収 載 数	不 旧 記 文 書 収 載 数
①～⑪	1	13	13	13		系図1と重複		9	4
⑫～⑬	2	16	16	16		” 2 ”		4	12
⑭～⑮	3	16	16	16		” 3 ”		1	15
⑯	4	26	14	26		” 4より14通 ” 5より12通		1	25
⑰	5	27	13	28	1	” 6より24通 ” 8より3通		11	17
⑱	6	21	25	21		” 7と重複		10	11
⑲	7	36	21	36		” 8より36通		0	36
⑳	8	22	39	22		” 9より16通	系図不載6通	3	19
㉑	9	21	16	21		” 10より15通 ” 11より1通	” 5通	1	20
㉒	10	68	15	68		” 11より25通 ” 12より42通	系図5より1通	0	68
㉓	11	99	75	99		” 11より49通 ” 12より50通		0	99
㉔	12	22	92	38	16	” 13より9通 ” 14より9通	系図不載4通	1	37
㉕	13	67	12	74	7	” 15より64通	” 3通	0	74
㉖	14	48	28	54	6	” 16より45通	” 3通	5	49
㉗	15	30	65	35	5	” 17より28通	” 2通	3	32
㉘	16	31	52	42	11	” 18より27通	” 4通	2	40
㉙	17	20	33	51	31	” 19より19通	” 1通	0	51
㉚	18	28	37	28				1	27
㉛	19	40	50	40				0	40
㉜	20	32		32				0	32
㉝	21	14		14				0	14
㉞	22	23		23				0	23
㉟	23	27		27				0	27
㊱	24	14		14				0	14
㊲	25	19		19				0	19
㊳	26	27		27				0	24
	計	807	633	884	77			55	829



伊勢貞豊室

女子

① 信基 — ② 信式 — ③ 信真 — ④ 真時 — ⑤ 時基 — ⑥ 時充 — ⑦ 頼時 — ⑧ 清時

⑨ 時長

⑩ 幡時 — ⑪ 時氏 — ⑫ 忠時 — ⑬ 恵時 — ⑭ 時堯(直時)

⑮ 時次

⑯ 久時(克時)

⑰ 久時 — ⑱ 久基(伊時) — ⑲ 久達 — ⑳ 久芳 — ㉑ 久照(久柄) — ㉒ 久道 — ㉓ 久珍 — ㉔ 久尚 — ㉕ 時丸 — ㉖ 守時

終りにかかる史料の価値の高い『家譜』が今日ようやく刊行の運びに至ったが、この間種子島家はもとより、その下地をつくられてきた多くの方々の努力に対してあらためて敬意と謝意を表しておきたい。

なお『家譜』を含む種子島家文書は昭和三十二年、鹿児島県重要文化財として指定されており、鹿児島県文化財調査報告書第四輯に竹内実次氏執筆の「種子島の家譜を中心として」がある。

(五味克夫)



## 例言

- 一 本書は、「種子島家譜」(種子島時邦氏所蔵、種子島開発総合センター寄託)を底本とし、「鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ四」として刊行するものである。
- 一 「種子島家譜」全八十九冊のうち、「種子島正統系図」と対照しうる二十六巻までを採用し、「種子島家譜」にない文書は「種子島正統系図」より補った。
- 一 文書・記録・記事はすべて、底本の順序に従って掲載し、文書には通し番号を文首に付した。また「種子島正統系図」からの補充については、文書番号に※印を付した。
- 一 本文の後に文書目録を掲げた。
- 一 収載された文書を、原文書や影写本等によって修正または補充する場合は次のように注記した。
  - ア 補充部分は▽△で示した。
  - イ 修正や補充にあたっての典拠史料のうち、「旧記雑録」同一文書はⓐ、「種子島正統系図」同一文書はⓑで示した。
- 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。
  - ア 文書の所在などを示す原注は一字下げて首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「(墨書)、『』(朱書)で囲んだ。
  - イ 文書・記事の冒頭部にある「○」「●」印は、底本の体裁に従った。(系図の野線・「●」印は、原本では

朱書である。)

ウ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、底本の体裁にあわせてある程度の統一をした。

エ 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□を以て示し、判読不能な文字については▨で示した。

一 見せ消は、その文書の左側に「と」を付した。

一 頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせた。

一 編者の付した注は、原注と区別するために( )で囲んだ。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 原文中の返り点や送り仮名などは、省略した。

一 原文記事中の地名・人名・官名・年号等に施されている朱引は、全て省略した。

一 変体仮名は、現行の平仮名に改めたが、江、仁、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

陳(陣) 諷方(訪) 覽(鹿兒) 出付(府) 見廻(舞)

家頼(来) 学文(問) 祝義(儀) 留主(守)

# 旧記雜錄拾遺家わけ四 目次

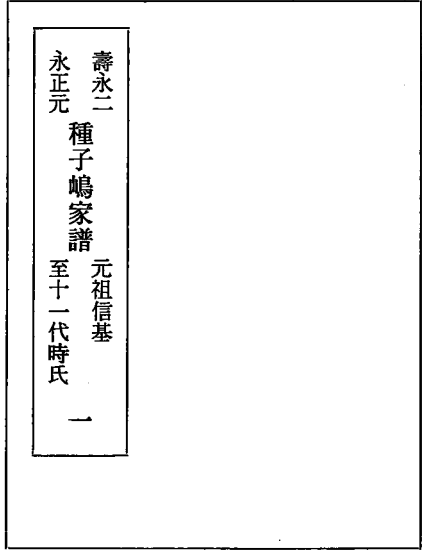
解題	.....	一
例言	.....	一五
目次	.....	一八

## 種子島家譜

卷一	元祖信基至十一代時氏〔壽永二年—永正元年〕	.....	一
卷二	自十二代忠時至十三代惠時〔応仁二年—永祿十年〕	.....	一四
卷三	自十四代時堯至十五代時次〔享祿元年—弘治二年〕	.....	二八
卷四	十六代久時〔永祿十一年—慶長十七年〕	.....	四〇
卷五	十七代忠時〔慶長十七年—寛永十九年〕	.....	六五
卷六	十七代忠時〔寛永二十年—承応三年〕	.....	八九
卷七	十七代忠時〔年号不詳書翰〕	.....	一〇四
卷八	十八代久時〔寛永十六年—貞享二年〕	.....	一一八
卷九	十八代久時〔貞享三年—宝永七年〕	.....	一四七
卷一〇	十八代久時〔年号不詳書翰〕	.....	一九一

卷一	十八代久時〔年号不詳書翰〕	二〇九
卷二	十九代久基〔寛文四年―享保十三年〕	二三六
卷三	十九代久基〔享保十四年―寛保元年〕	二七〇
卷四	二十代久達〔貞享二年―延享二年〕	三〇〇
卷五	二十一代久芳〔延享二年―宝曆二年〕	三三三
卷六	二十一代久芳〔宝曆三年―同十一年〕	三六九
卷七	二十一代久芳〔宝曆十二年―明和五年〕	四〇三
卷八	二十一代久芳〔明和六年―安永三年〕	四三七
卷九	二十一代久芳〔安永四年―天明八年〕	四五九
卷一〇	二十二代久柄〔寛政元年―同四年〕	四九九
卷一一	二十二代久柄〔寛政五年―同六年〕	五三〇
卷一二	二十二代久柄〔寛政七年―享和元年〕	五五四
卷一三	二十二代久柄〔享和二年―文化元年〕	五八三
卷一四	二十二代久柄〔文化二年〕	六一七
卷一五	二十二代久柄〔文化三年―同五年〕	六三三
卷一六	二十二代久柄〔文化五年―同七年〕	六五四

(表紙)



初代信基至十一代時氏壽永二年至永正元年

種子島家譜

一

〇〇信基

時信 藏人頭 肥後守

○父曰行盛、任正四位下左馬頭、行盛父曰基盛、任正五位下安藝判官、基盛父曰清盛、任從一位太政

大臣、清盛父曰忠盛、任正四位下刑部卿、清盛實

白河院之子、賜忠盛為養子、忠盛父曰正盛、任正

四位上左馬頭、正盛父曰正衡、正衡父曰正度、任

正四位下上野守、正度父曰維衡、任伊勢守等、維

衡父曰貞盛、任鎮守府將軍陸奧守、貞盛父曰良望

親王、任鎮守府將軍、後改常陸大掾國香、良望父

曰高望親王、任從五位下上總守、寬仁二年五月十

二日、初賜平姓、高望父曰高規親王、高規父曰葛

原親王、任一品刑部卿、即 人王五十代 桓武帝

第五子也、壽永二年木曾冠者義仲率大軍迫洛、內

府宗盛奉 帝、七月二十五日、去洛壁撰州一谷、

行盛從之、元曆二年、源賴朝奉 院宣、遣義經攻

一谷、平家敗赴讚州、義經進兵追之、戰于八嶋亦

不利、航西海、三月二十四日、大戰長州赤間關檀

浦、軍潰從 帝没海、行盛出都之日、信基尚幼、

母懷之逃難於邊境、潛往鎌倉倚賴北條遠江守平時

政、時政遇之厚、因為養子、號肥後守時信、昇幕

紋三鱗及大刀一振治工、且時政以執奏賜多禰島・屋

久島・永良部島・硫磺島・竹島七島、凡十二島、時多禰島地頭大浦口氏在鎌倉聰事、代官上妻氏在島也、時信有所思、請大浦口之氏藤原及幕紋龜甲之內揚羽向蝶、以為家傳、

○改時信號藤原信基、

○多禰島有三郡吏、稱高野入道郡上・野間入道郡中・熊毛入道郡下、分治上中下三郡、

○信式

太郎左衛門

○八十二歲卒、傳記不詳、

信等

二郎左衛門

○至子孫五代高式絕、

信氏

号黒河兵衛尉、

○能登國笠志領主、子孫不詳、

信英

五郎左衛門尉

○文永年間生害断絶、

信家

号岩河六郎左衛門尉、有子孫、

八郎左衛門尉

○至子孫三代圖書信氏絶、

信行

藤内左衛門尉

○至子孫六代太郎左衛門時直断絶、越後國守護

○信真

太郎右衛門

○傳記不詳、

信光

伊豆守

大貳法橋

信清

号肥後左衛門尉、

有子孫、

子孫不詳、

無子孫、

信方

三郎左衛門尉

無子孫、

信貞

六郎 左近

○三代太郎左衛門尉家光、元弘年間生害、於是斷絶、

信守

七郎兵衛尉

無子孫、

○真時

中務左衛門尉

○法号天遊久長大禪定門年月不詳、十三日卒、二、

○傳記不詳、

時泰

治部左衛門尉

無子孫、

時常

三郎左衛門尉

無子孫、

信良

新兵衛尉

無子孫、

時貞

藤内左衛門尉

無子孫、

信時

號西村四郎左衛門尉、

有子孫、

○河東・下村等祖

八郎

無子孫、

九郎左衛門尉

無子孫、

○時基

中務左衛門尉

○母法號受山長持大禪定尼、

○自信基至真時四世、將軍家在鎌倉、北條氏執權

於天下、當家以遠島故有三年一朝觀之命、當時基

晚年属 將軍尊氏卿、屢々有戰功、

○觀應二年庚寅四月二十二日、畠山修理亮賜御教書

於時基、見于左以元祖信基身肥、後守、云氏肥後、

○一 畠山修理亮直書下

▽◎手鑑△

武藏守師直以下之輩、去二月廿六日、被誅伐天下  
悉屬靜謐訖、仍大隅・日向凶徒城郷末吉・大曲以  
下十余ヶ所退治候間、肥後一族并救仁郷孫太郎以  
下所被參御方候也、急速馳參致軍忠者可抽賞之状  
如件、

觀應二年卯月廿二日

(鳥山直頼)  
修理亮(花押)

肥後中務太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三四六号文書ト同文ナリ)

○文和元年壬辰正月二十九日卒、法諱道圓大禪定門、

信頼

三郎左衛門尉

無子孫、

○時充

左近將監 入道名時栄、

○母法號妙圓大禪定尼九月三、日死去、

○時充壯歲寢疾厚、自覚不免、約屬家統於同氏又太

郎号所殿、信式六男、信、後得愈而生一子、頼時は也、  
貞之子、信家之二男也

於是、時充悔約、以謂殺又太郎、傳家統頼時、招  
家臣密議、皆不可、曆應・康永間、有自肥前國平戶

来善眩術俗云、放下、拳人見之為奇怪、時充聞之召見其

術數回、其後平戶商船来、其船長從舟子數輩、行裝

殊美往来赤尾木市街、偶遇眩者於途敬待之甚厚矣、

時充自本城遙望見之時充、居城、怪其禮厚、召船長而問

其故曰、彼松浦黨一族遠藤源三頼堅者也、少年殺害

朋友、以幼稚故宥其罪、追放國中、故巡廻諸國也、

時充召頼堅與祿以為臣、且以國上村大内侍女、妻之、

於是時充以謂、頼堅羈旅臣而無舊好於又太郎、令

彼殺之、密召頼堅而告之、即應命而捧誓書、又以

大内侍次女、妻又太郎近習岩坪高山五郎友重為姻

婭、於是相與謀、貞和二年三月十八日講射於御坊

在慈遠、寺上、招又太郎置酒肴醉之、後害之、時充賞之、

賜頼堅野間村友重平山村、以為家老職、

○安置又太郎靈野間村、諡日輪大明神、

○野間村中山百姓叛、命遠藤氏討平之、



○始建塩竈、第一西村立石・第二國上村湊、或云第一大崎尼伯(マヤ)・第二久志瀬戸竹之川、

○文和二年癸巳八月、時充奉 將軍義詮卿命、攻擊

日向國凶徒、有功賜感書、記于左以元祖信基守肥後守、云氏肥後、

○二 足利義詮御教書

日向國凶徒退治事、致軍忠上尤神妙、弥被抽戰功之状、如件、

文和二年八月廿三日

(足利義詮)  
(花押)

肥後左近將監殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四九三号文書ト同文ナリ)

▽  
○貞治五年四月十六日、頼時戰死于肥州日之岡、△

○應安六年癸丑三月一日、岩河大和守盛久戰死日州

蓑原、

○属九州探題今川伊豫守貞世入道了俊、於處々有戰

功、仍賜感状、見于左年号不詳書、翰悉記傳末、

○三 今川了俊書状

肝付城事、以御合力踏静候云々、殊ニ目出候、大忠之第一候、真実御志あらはれ候、目出候、就其者其堺事ハ御方遠所候間、これより合力申候ハてハ不可叶候間、思定候、来月中御待候へく候、尚々今度御忠申盡かたく候、細々可申候、恐々謹言、  
十一月十九日  
(今川貞世)  
了俊(花押)

多祢嶋殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三六〇号文書ト同文ナリ)

○四 今川滿範書状

去比遁世者被越候間、探題方吹卷以下委細令申候了、仍御勢渡海候由、雖注進候、無到来候間、不審無極候、此時分祢寢方談合候、御勢被進候ハ、可目出候、既御渡海之由探題御方へ先度注進申候了、恐々謹言、

七月十二日

(今川)  
滿範(花押)

多祢嶋殿

○應永二年乙亥、讓家統於嫡孫清時賴時、長子、

○應永三年丙子五月二十八日、左近將監時充卒、法

号春林時榮大禪定門、

○賴時

左衛門尉 藏人頭 對馬守

○母野邊肥後守盛忠女、

○太守氏久公出師於肥之後州、與菊池肥後守武光戰、

此戰也有七雄將、賴時亦其一也、大力戰死於肥後

州日之岡、時貞治五年丙午四月十六日、法諱清運

上妻九郎左衛門家尚、從之戰死、其余不詳、

○丁是時為嶋津家施下欵、不審、

女子 為野邊氏室、

○清時

左近將監 入道名長叟、

○貞治元年壬寅生、

○母應安六年七月八日卒、法名明宥大禪定尼、

○大守氏久公感賞賴時之戰死、賜日破田藤川内八十町

於清時後代荒田名、又歷、數年代日州富田、

○永德年間、野邊左衛門尉盛純時年十八、叔母嫁野邊氏所生來謁時

榮、寵之太甚、群臣憎之或讒清時曰、世人言時榮

竊有分封境與盛純命、清時信之、大怒謀遂手刃盛

純於城濱郡般若原弓場、時榮大怒、令清時速自殺譴責太

急、清時愿遠藤氏、遠藤竊使下村出羽守時豐從清

時、乘扁舟夜更去、時榮雖遍求不知其所在、

○嘉慶元年丁卯閏五月四日、氏久公薨、

○清時經歷薩隅之間六年而歸、時榮宿怨漸解、親愛

之、

○應永二年乙亥三月、清時嗣家統、

○清時賜下村時豐由久村、以賞從行之功、

○以盛純為崇、改葬寒水原祝若宮、其臣芝某不欲販

志布志、守墓居焉、名其地若宮平後藤本法院若、宮日妙居士、

○應永十五年戊子十月八日、太守元久公賞清時忠

節、再賜屋久・惠良部舊領也、何代及誓書、事記于為公領乎不詳左、

○五 島津玄仲元久宛行狀

薩摩國內屋久・惠良部兩嶋事、依為忠節、為料所  
所相計也、任先例可被領狀如件、

應永十五年十月八日

(元久)  
玄仲(花押)

肥後左近將監入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七七号文書ト同文ナリ)

○六 島津玄仲元久契狀

▽手鑑 太守元久公△

契約

右意趣者、三ヶ國如何様雖轉變候、可被立身之用  
之由承候之間、御大事之時者捨申ましく候、如此  
申談候上者、讒者出来、不慮外荒説其聞得候ハ  
ん時者、直申承可散不審候、若此条令違變者、

伊勢天照大神 正八幡大菩薩 稻荷大明神 諏訪  
上下大明神 天満大自在天神御爵お可蒙候、仍契  
狀如件、

應永十五年十月八日

(元久)  
玄仲(花押)

肥後左近將監入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七七号文書ト同文ナリ)

○應永十八年辛卯八月六日、元久公薨、

○應永十九年壬辰六月廿六日、頼時母卒、法号妙本

歳八、  
十六、

○太守久豊公加賜硫磺・竹島・黒島三島、

○應永三十一年甲辰、忠國公自將出軍於日州海江

田城、因幡守時真代兄清時率軍兵、八月到慶府、

時奉行大寺作州・柏原豊州謹後到曰、是役也法殊

嚴、其法曰、不論大小強弱、後至者不割地贖罪、

則不可見 太守也、時真曰、為風波所礙失期耳、

且以臣之故割兄地、於臣無奈之何、願察焉、不許、

不得止而獻惠良部即謁 久豊公、明日 公枉駕時

真旅館、獻盃酒、時肥後菊地之使來志布志云、於

是 太守赴彼地、時真從之、於末吉承命、到海江

田城見 忠國公、守車坂城三十日、時 公與伊東

和陸、時真賜暇、歸志布志見 太守、十月歸島、

○應永三十二年乙巳正月廿一日、 久豐公薨、法號

義天存忠、清時・時長・時真到覺府弔之、

○應永三十四年丁未三月五日、左近將監清時卒、年

六十六、法號長叟自久大禪定門、

時真

因幡守

三郎

○為人暴惡非嗣家之器、群臣相議、伴為田獵馬毛鳥

弑之、時年十七 後謚善入院隆、三日住居士

○時長

女子

三郎次郎 播磨守

○應永八年辛巳生、

○母法號松林崇藤大禪定尼 三月十日卒、四月卒、

○時長継家統、

○應永三十三年丙午、時長在於覺府、

○應永三十四年丁未正月四日、 太守忠國公賜惠良

部島於時長、同廿日歸于種子島、

○筑州博多船自惡鬼納歸時、於竹島籠浦遇暴風、船

及人共没海中、即聞 太守、時或讒唐船漂到殺其

人取其財、見削硫磺島・竹島・黑島、

○永享八年丙辰六月一日、播磨守時長卒、年三十六、

法号秀山、

○幡時

左近將監

○應永十二年乙酉生、

○母法號妙順、

○兄時長無男子之故、幡時嗣家、

○永享八年丙辰八月七日、島津薩磨守好(マサ)久賜盟約之

書於幡時、記于左 是時好(マサ)久代、太守忠、國公聽三ヶ國政

○七 島津好(マサ)久用契狀

契約

一天下向如何様雖為轉變、無二可憑存事、

一万一御大綱之時者用立可申事、

一如此申定候上者、自然讒者出来、和讒凶害雖申候、

無信用直可申披事、

若此条と偽候者、

伊勢天照大神宮 熊野三所權現 正八幡三所大菩薩

諏訪上下大明神 天満大自在天神御野お可蒙候、

永享八年八月七日 好久(花押)

種嶋殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九七号文書ト同文ナリ)

○八月十日、好久後改  
用久賜薩州川邊郡七島臥地・平二

島、證書見于左、

○八 島津好久用久宛行状

▽  
手鑑  
△

嶋津御庄薩摩方河邊郡鹿兒半分廿町地事、關所

之時、最前為料所可相計處也、早任先例、不可有  
領知相違之状如件、

永享八年八月十日 好久(花押)

種嶋殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九九号文書ト同文ナリ)

○九 島津好久用久宛行状

薩摩國川邊郡内七嶋、伊集院知行分嶋二、為料所

と宛行也、早任先例、可令領知之状如件、

永享八年八月十日 好久(花押)

種嶋殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九八号文書ト同文ナリ)

○享徳元年壬申四月十四日、婦人卒、法名妙持、

○幡時自蚤歳行天建之法、崇信紀州權現而毎年詣焉、

每寄船於日州細島津留滯之際、通黒木某之女生男

子、三郎二郎是也、大會寺喜道時氏  
叔父憂幡時無嗣

子、議招三郎二郎令嗣世於群臣、半可半不可、喜

道云、三郎二郎者正是幡時之子也、舍之孰嗣家哉、由是西村太郎左衛門時之・安納隱岐守實信持節到細島、長祿二年戊寅、迎三郎二郎歸于現和村庄司浦、即新營室於古田村居焉、長祿三年己卯二月廿九日、島津用久卒、

○寬正三年壬午八月十七日、左近將監幡時卒、年五十八、法號天融清幡或云卒於增田村廣立岩屋、常於是處修天建之術、

時里

對馬守

○美坐國上等祖、

喜道

四郎三郎

○十九歲而出家名喜道、住持大會寺、後諡自悅坊日

悅延德二年庚戌九月十一日於中之村河內死、

日惠

○住持慈遠寺、初号園林、後改本隆院日惠明應二年癸丑十一月十日

死、

時由

時運

因幡守

因幡守藏人頭 断絶、

女子五人

○共為比丘尼、號妙法寺正月十七日敕号照圓大姉・松林寺・寶聚

院・長德院・陽報軒妙法寺、今尚存、

○時氏

三郎二郎 左近將監

○文安四年丁卯生、母日州細島黒木氏女六月廿一日死、法名妙長、

○長祿二年戊寅、自細島來時十、二歲、

○響是種子島律宗也、有沙門義贊者替力、学南都興福寺

將歸鄉里、到泉州堺浦待西國船、舍誓者代都家累

日、伐都者法華宗也、義替與之語及宗旨之事、因

勸義贊見其師蹟本寺日淨、又隨日淨到尼崎本興寺、

謁日隆上人歸伏法華宗、改名淨源院日典時嘉吉、文安之間、

倍々勵学問、頗通其道、住本興寺有年、既歸種子

島康正・長祿年間歿、僧俗誹其法惡日典、或有謀殺害者、日

典是不厭、結庵室于藏野傍說法、時氏近習有德永

右衛門、偶々聞日典說法告時氏、時氏怪之、一夜

竊到草庵德永、聽法信之、然世人無知之、

○寬正三年壬午八月、播時卒、時氏嗣家、時年十六、

對馬守時里時氏叔父心懷不平、欲破衆議、然喜道輔佐

之、且郡臣多通心於時氏、由是時里不果、遂從衆

議、各唱萬歲、

○寬正四年癸未四月廿一日、淨源院日典遷化、歲六

十三藏野之産、故葬藏野、

○寬正六年乙酉、日典弟子淡州沙門淨光院日良來

或說日典約日良曰、令我三島悉歸法華、我先往論之不成、則子來導之、日良諾云、

○文正・應仁年間、日良說法華、時氏聽法談數回、

信之倍々深、於是改宗門、三島種子・屋久、始歸法華、

大會寺喜道・慈遠寺圓林共時氏之叔父也不改宗旨、隱居中

之村川内、

○先是安置又太郎靈於野間村、號日輪宮、今改眼法

華、諡日輪大居士、號其宮林高山日輪寺、

○文明元年己丑、時氏建本源寺山号吉、山号吉、祥山、以淨光院日良

為開山、

○文明二年庚寅正月廿日、太守忠國公薨、

○文明六年甲午四月一日、太守立久公薨、

○文明七年乙未、慈遠寺再興、

○長享元年丁未十一月、本興寺日增上人來、時氏欲

喜道・圓林之改宗請之兩本山也、時氏再受法、

○長享二年戊申六月十三日、慈遠寺圓林謁日增法論、

竟改宗旨、号本隆院日惠是日日增授與覺陀羅二幅、于日惠、即藏于慈遠寺、大

會寺喜道含憤不見時氏之立也喜道之力也、而喜道謂、吾固為羅門徒、改宗旨迎日增宜謀我、今也不

然、吾、何見、

○延德元年己酉正月十一日、依時氏受法之事、本能

寺僧日述贈書、記于左、

○一〇 日述請取狀

御授法之御布施

ほけん 五たん

壹千疋之分

自種子嶋殿時氏

右、所請取申如件、

長享三年己酉正月十一日

上妻  
阿波介殿御中

○一一 日述請取状

御授法之御布施

ほけん 五たん

壹千疋之分

御前様より

右、所請取申如件、

長享三年<sup>己酉</sup>正月十一日

上妻

阿波介殿御中

○一二 日述請取状

御授法之御布施

しゆす五段

壹千疋之分

自三郎五郎殿忠時

代  
日述

代  
日述

右、所請取申如件、

長享三年<sup>己酉</sup>正月十一日

上妻

阿波介殿御中

代  
日述

▽<sup>⑥</sup>日増様御筆年号 明應十年<sup>辛酉</sup>正月十一日△

○日増上人帰洛、

○八月二日、本能寺日増上人贈簡、見于左、

○一三 日増請取状

時氏よりの分

四ふく 絵

一 七ハうるりの花ひん

一 おなしくかうろ

一 しろ茶わん

一 おなしく壺

一 とんすのおもて



一

しゆかい

こせう七きん入候、

以上、

八月二日

日増（花押）

上妻

阿波助殿

○延徳二年庚戌九月十一日、大會寺喜道卒于中村川

内、終不改宗旨、強諡自悦坊日悦、為改宗祖、

○明應二年癸丑十一月十五日、前慈遠寺日惠律師卒、

○明應四年乙卯九月十九日、前本源寺浄光院日良法

印卒于坂井村、是時創建浄光寺、

○明應六年丁巳、日曦上人來、同九年歸洛、

○始建妙久寺、安置天融清幡位牌、

○永正元年甲子七月十六日、左近將監時氏卒、歳五

十八、法號金山院殿日翁大德本源寺殿、

應仁二  
永祿十  
種子嶋家譜  
自十二代忠時  
至十三代惠時  
二

十二代忠時至十三代惠時 應仁二年至永祿十年  
種子嶋家譜 二

○忠時

三郎五郎 左兵衛尉 武藏守  
應仁二年戊子生、母彌寢山城守重清女、

文明十六年甲辰十二月廿二日、於日州飢肥逆谷遠藤越前守家行戰死、

文明十七年乙巳六月、屬 太守忠昌公、與伊東祐

國戰于飢肥、功大也、 公賞之、賜諱字號忠時、

○明應六年乙巳秋上洛、為受弓馬及歌鞠傳也、

○學射小笠原備前入道宗信、盡其道、三月受許狀、

○三月十六日、任武藏守、宣旨開于左、

○一四 藏人藤原冬光奉口宣案

口宣案<sup>⑤</sup>手鑑

上卿 中山中納言

明應六年三月十六日

宣旨

左兵衛尉藤原忠時

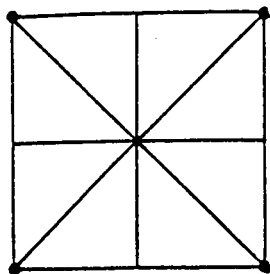
宜任武藏守

藏人左少辨藤原冬光奉

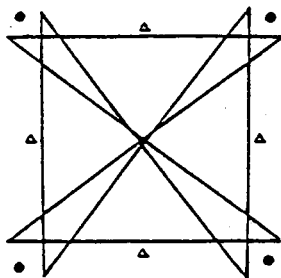
○三月、飛鳥井中納言雅康卿賜鞠之圖、見于左、

○一五 飛鳥井宗世雅  
康伝授蹴鞠図

八境圖



兩分圖

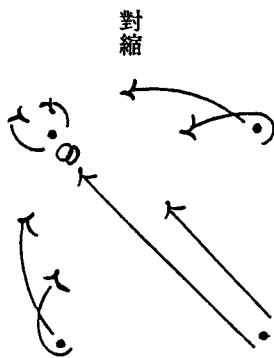


以墨為正分  
以朱為次分  
(△印ヲ付シテ線ハ  
朱ナリ)

為種子嶋殿書之、

明應六年三月 日

宋世(花押)



(線ハ朱ナリ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六九〇号文書ニ見ラレル天文年間ノモノト同  
内容ノモノデアアル)

○四月十八日、飛鳥井中納言雅康卿賜歌及鞠之免状  
先是為受弓馬・和歌・蹴鞠之傳、見于左、  
在京都三年於此、時歲三十

○一六 飛鳥井宗世雅歌・鞠伝授状

歌鞠両道事、今度連々奉授口傳候事、誠所御執心  
之軍候哉、神妙々々、仍於國老若面々可有此通庭

訓事免申上者、弥不可有聊尔之儀候也、謹言、

明應六

卯月十八日

宋世(花押)

種子嶋左兵衛尉殿

○明應八年己未夏、辭京都、忠時歸嶋、  
七年

○永正元年甲子正月元日、忠時嗣家、

○七月十六日、時氏卒、

○永正三年丙寅十月、田上名日記開于左、

○一七 田上名注進日記

鹿兒嶋田上名之内

一所山住之門田地

五反 薩摩左近ノ口此内一反

三反 堂之下

一反 仏左近ノ下

一反 川口年々不

一反 井出ノ下年々不

已上一町一段 現取九段

門より出申候物

一七百分

なし物春秋二度ニ

一九斗年貢 年ニより候六ツ入

一白米七月上候三升 一升ハ代官分

一酒三月三日ニ上候おけ一 ぐすのかミ袋一 ミの一

永正三年ひのへ十月吉日

鹿兒嶋田上名之内三ヶ所之日記

○永正五年戊辰二月十五日、太守忠昌公薨、

○七月、洛陽連歌宗匠宗硯法師来、宿慈遠寺池之坊、

自同五日到七日、忠時興行千句、

發句

秋ヤ先千種ニヤラヌ萩ノ声 宗碩  
野ハシツカナル露ノアケホノ 忠時 有懷紙、

嶋津豊後守忠朝家士眞存珠全、自飲肥来屬其席、

○永正八年辛未十二月、忠時屬 太守忠治公、軍功  
許多、賞之、賜新地百町、證狀開于左、

○一八 島津忠治宛行状

就今度之弓箭被勵懇志候、喜悅之至候、然者於三ヶ國中、自然之地百町、為忠節之賞可宛行候也者、  
證状如件、

永正八年十二月廿九日

忠治(花押)

種子嶋武藏守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八三三号文書ト同文ナリ)

○新地在曾於郡・指宿郡其外處々坪附記于左、

○一九 本田兼親外三名連署坪付

坪付

薩摩國指宿郡

一中河ノ門

九反

麦年貢八斗

奥たま

三反

青馬田

一反

はさま田

一反 おり井分 そやま田

以上一町四反

一小崎の門

二反 六反田

三反 たくち田

一反 おりる分 山の前

二反 たか田

三反 たに山田

以上一町一反

一そやま田ノ門

三反 此内一反おりる分 堂のさかり

一反 鬼さうつ

一反 しほ入

二反 中むた

已上七反

一上吹越之門

三反 麦年貢三斗 はき原

四反 そやま田

一反 〇田  
 廿 〇田  
 一反廿 しゆりてん ちう田  
 一反 おりる分 一つ田  
 一反 堂の後  
 以上一町一反卅  
 一たらわきの門  
 四反 下なかた  
 四反廿 神領 九日田  
 三反卅 同前 霜月てん  
 廿 瀬引ノ仕高 しんかい  
 一反卅 此内卅しゆりてん 同所  
 以上一町四反  
 一たかの原之門  
 一反 麦ノ年賣老石五斗 つかの本  
 五反 おり口  
 一反 おりる分 嶋の本  
 二反卅 嶋めぐり

一反 なかれ湯  
 以上一町卅  
 已上門之田数六町八反廿  
 一浮免分  
 二反使分 たくち田  
 一反廿 原田ノ前  
 二反 嶋めぐり  
 二反番匠持 いなりの後  
 以上七反廿  
 谷山郡和田名之内  
 一下の門  
 五反 井ノ尻  
 四反 いしもと  
 三反 さこ田  
 二反 前田  
 一反 そてさき  
 以上一町五反  
 一うきめん

五反 ねすま地

一ヶ所 屋敷

五反 同やしき付

以上一町

一臥地 一嶋

惣都合十町冊

永正九年三月廿七日

(伊地知)

重貞

(島形)

政茂

(桑波田)

景元

(本田)

兼親

種子嶋殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一八三七号文書中ニアリ)

○四月廿九日、國老連判之書翰及坪付、見于左、

○二〇 桑波田景元外五名連署書状

追而啓入、抑當時給黎之事、無人衆之間、重而可

被差遣人衆候由被思召候之處、於彼方可宛行所領等無之候、然間、指宿之事近所候、於彼郡内少分御格護地候、此田代之事、別所へ繰替候て、給黎へ被寄度御心中候、左様候者、御領之為代地者、隅州用富名之内以相當之田數可申合之由被仰出候、仍爰許者叮嚀可致沙汰之覚悟候、早と預御使者候者可申合候、先と指宿御所領之事者、急度被定給人候て、給黎へ可有御移候、為御心得細と令申候、恐と謹言、

卯月廿九日

(池袋)

宗政(花押)

土持伊豆守

政綱(花押)

梶原備前守

景豊(花押)

肝付三郎五郎

兼演(花押)

本田二郎左衛門尉

千親(花押)

(桑波田)

景元(花押)

種子嶋殿御宿所

○二一 本田兼親外六名連署坪付

坪付

薩摩國指宿郡

一東中河之門

三反神田

中むた

一反

はま田

一反

山のまへ

六反

荻原たま

卅

たしろ

一反

九日てん

以上一町二反卅

一多羅ノ脇之門

一反卅

ひらき

廿

同所

一反

同所

三反廿

霜月てん

四反卅

九日てん

四反

下なかた

以上一町五反

一上高野原之門

二反十

嶋乃もと

一反

なかれ湯

一反

嶋のもと

一反卅

おり口

一反

つかの前

已上九反卅

大隅國曾於郡

一長野田之門

三反卅

坂もと

三反卅

霜月てん

三反卅

井手ノ丸

一反卅

うちのまる

二反廿

門ノ前

已上一町五反

都合五町二反廿

卯月廿九日

(桑波田) 景元  
(土持) 政綱



種子嶋殿

(肝付) 兼演  
(梶原) 景豐  
(本田) 千親  
(池袋) 宗政  
(本田) 兼親

○永正十年癸酉、臥蛇嶋貢物書記于左、

○二三 臥蛇島上納日記

七嶋臥蛇之嶋より納申候、

御役所

一綿十八把この内九把納申候

一鯉ふし五れん

一叩煎の小桶

以上

永正十年癸酉三月吉日

永正十年ミツノトリ

七嶋臥蛇より納申候物御日記

○永正十一年甲戌、慈遠寺本堂再興、正月十九日事始、五月四日落成、

○永正十二年乙亥八月廿五日、忠治公薨、

○永正十三年丙子、造替慈遠寺祖師堂當住隆信坊日記、莖永

美作守直弘・平山二郎右衛門師祐監之、

○永正十五年戊寅十一月十二日、忠時獻祭文於兩本

山 忠時自十六歲讀誦法華經、今年五十一歲供養六千部、

○永正十六年己卯十一月八日、本源寺火、

○永正十七年庚辰、吉河出雲守奉 將軍家命來、以

造渡唐船之故也、

○大永元年辛巳七月十二日、琉球荷來、妙滿寺歸、

三司官書翰二通、記于左、

○二三 三司官書狀

今年以貴國之使節妙滿寺渡海、然者所蒙之尊札、

委細令披見候、仍兩國永々和親之義簡要候、殊西

品之重貺不勝萬感候、錢副別楮、不宣、

林鐘十五日

三司官

種子嶋武藏守殿閣下

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九五三号文書ト同文ナリ)

○二四 三司官書狀

追而令啓上候、抑

貴國之御船荷口之事、妙満寺於此方御披露候間、  
那覇之奉行此義依申述三司官候、則達上聞候、然  
者種子嶋前々為琉球有忠節之義、從今年御船一艘  
之荷口之事、可有免許由、承論言候、仍為證明進  
別楮候、萬端不宣、

正徳十六辛巳林鐘十五日 三司官

種子嶋武藏守殿 閣下

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九五三号文書ト同文ナリ)

○十月十三日、本源寺再興、

○十月十五日、忠時母卒、法號玉信院日砌、

○十一月十六日、將軍義晴公之管領細川右京大夫高

國賜書、開于左、

○二五 細川高国書狀

就渡唐船之儀、吉河出雲守令下着候處、無別儀之  
由候、弥入魂、可為喜悅候、恐々謹言、

十一月十六日 高国(花押)

種子嶋武藏守殿

○二十九日、造本源寺祖師堂、

○大永四年甲申、忠時渡屋久嶋、九月築楠河・吉田

兩城二日始工、

○大永五年乙酉十月九日、嶋津薩摩守忠興卒惠時、外舅、

法號隆岳、

○忠時居池田黒山尻時、罹池魚災、世所相傳之文書  
及重器悉焼失年月不詳、

○天文五年丙申十月二日、武藏守忠時卒、歳六十九、

法號蓮松院殿日慈大居士、

朝時

大和守 有子孫、

○母同忠時、

○二月十一日死、法號妙翁院隆定、

時祇

安藝守 至子孫三世上野助絶、

女子

○為比丘尼、法名蓮種、

○天文廿一年壬子十二月十日卒、

日源

日輪寺住持母八坂并、高氏女、

天文年中九月二十日死、

○惠時

左兵衛尉 加賀守 入道名意鈞、

文龜三年癸亥生、母蒲生刑部少輔官清女、

永正十一年甲戌三月十一日、惠時母卒、法號信經

院殿妙宗、

○天文六年丁酉八月十五日、本能寺日承上人來、

○天文七年戊戌、日新公與島津實久戰、時物部孫

左衛門・安納隱岐守・田代駿河守於加世田万瀬川

并藤野原有戰功、

○天文八年己亥閏六月十七日、貴久公攻市來平城、

時惠時有軍功、

○六月二十八日、日承上人歸京、

○天文九年庚子六月廿六日、唐船漂來竹崎浦永莖、

○惠時好遊獵、加之造管屋舍、其功未終、又改造之、

民不堪其役、愁訴滴官、郡臣雖爭諫不聽、奢侈益

太、於是群臣相議欲令出雲守時述諫之、時述畏不

肯焉、群臣曰、雖多兄弟君之與公也、特為同母兄

弟、不可不諫矣、語云、君有諫臣不失其國、父有

諫子其身不失名也、願熟思之、於是不得已而諫

焉、惠時不可既而踈時述、且會或讒時述有反庇益

踈之、雖告無叛心不信、時述深怨云、

○天文十二年癸卯、出雲守時述反河內守時行與之密

請兵於彌寝右近太夫重長、重長即自將發兵二百餘

人、船數艘、以野間二郎左衛門家成伯耆守子、能製矢、故依重長招

在彌為卿導、三月十二日夜襲來於國上浦田、舍于

浦岸、其夜家成密來赤尾木、語父伯耆家、伯耆驚

先歸家成于國上、而告西村壹岐守時弘、時弘馳詣

屋久田、告惠時惠時直、惠時思惟云、吾有遠慮、

姑避讎也、卿等從直時、議防禦之術、指鷹軍卒焉、

即到濱津脇、乘扁舟渡屋久島、而避其仇從者數十人、於

是直時後改時堯守內城防戰事詳直時譜、

○四月、惠時歸本嶋、

○五月十五日、惠時命西村壹岐守時弘・肥後下總守

時典、使出雲守自殺於井上時述有男子、三歲、乳母懷

守時連、此一流為之、奔隅州國分、後號出雲、誅河內守於內城野間二郎左衛門

於增田村、

○八月廿五日、西村浦一大船漂來、不知自何國來、

其人形不類、語不通、見者以為奇怪矣、西村宰有

西村織部丞時貫者、以杖書於沙上云、船客不知何

國人也、有大明儒生五峯者書云、是南蠻種之買人

也、非可怪者矣、即時貫遣人告惠時、惠時命群臣

使輕舟挈之、廿七日、入船於赤尾木津、賈胡長有

二人、一曰牟良叔舍、一曰貴利志多陀孟太、共手

携一物、為其體無可比倫、為其用奇也妙也、名曰

鐵炮、惠時・時堯見以為兵器之甲也、而求蠻種之

鐵炮二、為家珍矣、令鐵匠製之、形象頗雖似之、

有未盡所、

○天文十三年甲辰正月四日、惠時・時堯使肥後下總

守時典渡屋久嶋擊彌寢之戌卒、時典率軍兵、從嶋間

夜解纜、未明到于楠河、直涉宮浦河上、先殺其戌

卒、安房・芋生所々戌兵聞之、據長田城為防戰具、

時典以使僧誘之曰、若戰衆寡不可敵、何開城全身

不歸鄉、然則催船送於彌寢、戌卒等勢微而慮難敵、

遂諾焉、於是命幟師藏大船密鑿牆、以栓塞之、令

戌卒乘之、東北風發舟、行僅四五里、風為不順回

轉到津瀬在吉田與長田之間險峻之處、發所塞栓、即水手上岸、船

既沒、戌卒溺死者許多也、水練者、上渚設伏兵以

鑿之、屋久一嶋歸如故、

○今春南蠻船漂來于熊野浦、船客中有一人鐵匠、惠

時・時堯以為、天之所授即遣金兵衛清定者學製鐵

炮、暮年而新製數十鐵炮、流布于世、日本鐵炮權  
與歟、

○四月十四日、渡唐船號二解纜、合船

○天文十四年乙巳六月十四日、二合船歸朝、

○天文十七年戊申、北原氏逆心、時物部孫左衛門尉・

濱田下野守・日高掃部兵衛率軍士、屬 貴久公之  
軍、屢々有戰功、

○今歲惠時入洛、同十二月歸嶋、

○天文十八年己酉五月、加治木黑河崎合戰之時、屬

太守公軍、平山備中守友憲・安納隱岐守・鯨嶋源  
右衛門有軍功、日高又太郎戰死、

○十月八日、惠時寄進大曼陀羅一軸建長三年十月、蓮師筆於本源  
寺、證文記于左、

○二六 種子島惠時寄進狀

本寺參詣之刻、從日承聖人奉面受之、

大聖蓮師御自筆之大曼陀羅一幅、今以奉寄進種子嶋

本源寺常住、

右、願旨者為廣全流布、令法久住三世願滿眞俗如  
意、武運長久・國家安寧・子孫万代此間數、字磨滅、  
天文十八年己酉十月初第八日  
信行大願主種子嶋加賀入道

平惠時(花押)

○天文十九年庚戌十二月十四日、蒲生茂清卒惠時弟也、法名隆安  
年四、  
十六

○天文廿一年壬子十二月十日、惠時姊卒法名、蓮種、

○天文廿二年癸巳七月廿二日、嶋津薩摩守實久卒  
年四、  
十二

○永祿九年丙寅、惠時往禰寢留滯常陸助惠時、甥也宅、時  
堯不喜、遣船迎、三月五日惠時將還郷、遭風波漂

流内浦肝付、領也、洋中海賊數船劫惠時之船、篠河左衛  
門兵衛戰死、船中大戰、遂逃難歸嶋、自是惠時隱

居安納村、

○年號不知書翰、記于左、

○二七 大友義鎮書狀

預御音問候、令祝着候、殊沈香濟、送給候、畏悅無極候、仍太刀一振・刀一腰進之候、委細古市長門守可申候、恐、謹言、

三月廿日

義鎮(花押)

種子嶋加賀入道殿

○二八 進藤長治書狀

御札拜見、祝着之至候、殊緞子耆端拜受候、御懇意之至長入候、就中太刀一腰令進覽候、猶古市長門守江令申候、恐、謹言、

六月廿八日

(進藤) 左衛門尉長治(花押)

謹上 種子嶋加賀入道殿

○二九 近衛植家書狀

玆章本望之至候、古市長門守上洛、殊鳴津之儀種々辛苦無是非候、抑不寄思緞子式端到來、懇之儀祝着候、仍薰衣香拾袋進之候、將亦鐵放筒、武家

内々御所望之由候、自然於馳走者可然候、旁期後音候也、狀如件、

六月廿七日

(近衛植家) (花押)

種子嶋加賀入道殿

○永祿十年丁卯三月十四日、加賀守惠時卒、歳六十

五、法號蓮住院殿日善大居士、

茂清

越前守

○永正二年乙丑生、母同惠時、

○外舅蒲生越前守充清為養子、

○天文十九年庚戌十二月十四日卒、法諱隆安、年四

十六

時述

出雲守 子孫住魔府、

○母右同、

○天文十二年癸卯五月十五日、於井上伏誅、法号良

翁、

時立

兵部太輔 山城守

○中田祖、

時是

藏人頭 大和守

○為對馬守時最養子、

○六月七日死、法号良忠、

時貞

六郎 善左衛門 攝津守

○大永二年壬午三月五日生、母篠河氏女、

○慶長九年甲辰七月八日死、法号隆慈、

○河内祖、

日悟

淨藏坊

○永祿十年己巳十月廿七日死、

日希

本因坊

○十二月十日死、

女子

○彌寝大和守尊重妻、

女子四人

享祿元  
種子嶋家譜 自十四代時堯  
弘治二 至十五代時次 三

十四代時堯至十五代時次 享祿元年至  
天正七年

種子島家譜 三

○時堯

童名犬楠丸 初直時 左兵衛尉 彈正忠 從五  
位下左近衛將監 入道名可鈞

享祿元年戊子二月十日生、母嶋津薩摩守忠興女、  
天文十年辛丑四月七日、任彈正忠、補任見于左、

○三〇 藏人藤原晴秀奉口宣案

口宣案 ∇ ⊗ 手鑑 Δ

上卿 三條中納言

天文十年四月七日

宣旨

左衛門尉平直時

宜任彈正忠

藏人左少辨藤原晴秀奉

○天文十二年癸卯、出雲守時述・河内守時行逆心、

密誘禰寢重長、重長率兵、三月廿二日夜到于國上

浦田、廿三日發國上、歷大峯櫛峯、來新城坂口、時

日高隱岐守及其弟瘡者從者二人出戰隱岐宅、殺敵十

余人、遂四人戰死、敵進圍內城、急攻之、事發不

意、城外者不知之、僅近習、宿衛土國上常陸助時

武・其子上總時充・其弟九郎・津曲三河守・上里



本氏肥前守・坂井本氏高左京進・鮫嶋圖書助義正・

內田右衛門兵衛・西村壹岐守時弘・其子織部丞時

貫・野間伯耆守家政・長野平左衛門實昭・上妻阿

波守家續・日高甲斐守・有留伊賀守等從卒五十餘人

耳、直時年十云、當出萬死會一生、擧美名於後代、

指麾士卒、防戰移刻各奮戰、殺敵四十七人、吾兵

死者國上九郎・鮫嶋圖書・日高甲斐・有留伊賀・

長野平左衛門其餘十餘人也、其中鮫嶋最強戰、斬

敵數人、深入敵中戰死、長野與根占龍善戰死、敵

乘勝既亂入城內、於爰各胥議、入直時內田氏負直於

妙久寺在內城北、將召本源寺住持使於重長、住持來遲、

爰有泉州堺旅客珠幸者畫工、使之告重長云、直時勢

微而力竭、俟死於妙久寺、請使人監耳、重長曰、

吾於直時無怨、何死、予聞惠時無道而苦民、故來

欲正罪、使惠時懲惡、思祖先所由出舊兄弟也、何

構鋒楯、且今如與子異居、或讒者間焉、冀同居厚

親、於是使重長居平山備中守友重時家老之宅、直時

徙平山三河守友繼備中守友通之子也之宅、重長云、不圖闕

戰、吾銳士死亡數十人、請割屋久嶋三郡一得之、

然則歸鄉賞死者後、時弘・家續・津曲・上里・內

田・野間等胥議許曰、有直時死何愛屋久一嶋、盡

與焉是恢復之術也、若界一郡敵大勢居一所、重長云、求實而彼有利、分散三郡虛而我有利

一郡得一嶋、是我固所欲也、願得直時誓詞、時上

里祐作誓書、詐為直時印與重長以詐僞之事反其盟、故不教直時知之、上里授

之、重長欣然再拜之、令騎步百五十人戍屋久嶋、

四月、重長歸鄉翌年恢復事、在惠時譜中、

○八月廿五日、南蠻人來、時堯見所持之鐵炮其用奇、

學之、然言語不通、幸客中有明儒者、以文字通之、

時堯大悅、由之聞之熟習之、得百發百中之功、群

臣亦多效之、且令笹川小四郎學製其藥之法、

○天文十八年己酉九月二十七日、時堯母卒、法號隆

尊、

○南蠻人所傳之鐵炮妙藥之法達 天聰、近衛植家卿(植九)

賜御內書於時堯、記于左、

○三一 近衛植家書狀

▽ ⑧手鑑 △

雖不寄思儀候、鐵放藥事、南蠻人直令相傳、調合無比類之由被觸御耳、武家御内書如此候、於無相違者可為御祝着之旨候、聊以不可有御他言由候、猶自嶋津匠作可有傳達候也、狀如件、

三月五日

(近衛權家)  
(花押)

種子嶋彈正忠殿

○時堯好武藝、師源信貞究劔術鎗撞捧之蘊奧、天文廿年辛亥三月、得許狀、

○弘治元年乙卯、西村越前守時安・肥後大膳時資・

日高紀伊守宗俊等帥諸卒、屬 太守貴久公、戰于

帖佐高樋口、各有軍功、

○九月五日、於日州目井城、芝四郎右衛門戰死、

○弘治二年丙辰九月十一日、時次生、母禰寢大和守

尊重女、

○十二月十三日、中山王贈書、見于左、

○三二 琉球国中山王朱印狀

回答

種子嶋殿平時堯公

不違多載之佳例、見投一壺之香華勝北苑先春醒南華老夢珍重、曼福表非礼、線織物五端進呈、一覽多幸、不備、

丙辰大呂十又三貫

琉球国中山王

(朱印) ○印文「首里之印」

回答

種子嶋殿平時堯公

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二一九五四号文書ト向文ナリ)

○弘治三年丁丑、蒲生・北村・菱刈・祁答院・東郷

之衆蜂起、時屬 太守公之軍、西村越前守時安・

日高紀伊守宗俊・莖永孫左衛門・安納隱岐守等力

戰、時時安・宗俊於蒲生大手口軍功、冠衆、

○十月廿一日、以叙爵之事、近衛晴嗣卿書達本能寺

日承、日承以副書贈于時堯、開于左、

○三三 近衛晴嗣前書狀

種子嶋彈正忠時堯左近大夫將監事、不可有別義候、將監叙爵等口宣事、追而可申沙汰候旨、可有演說候也、狀如件、

十月廿一日

日承法印御坊

(近衛晴嗣)  
(花押)

○三四 日承書狀

就定承房上洛、御官位儀承候条、近衛閑白殿江申入候、左近大夫將監被成御直書候、目出度令存候、口宣之事者難而可申調候、於椽躰者定承房可被申上候、將又歌抄并進狀候、就中院号之事餘弥早御事候、乍去蒙仰候条令同心候、拙者坊号之儀雖斟酌千万候、定承房堅被申候条如此候、委曲之趣此日正可有言上候、恐惶謹言、

十月廿四日

日承(花押)

進上  
種子嶋左近大夫將監殿御近習中

○弘治四年戊午二月十七日、任左近衛將監、宣旨記于左、

○三五 藏人頭藤原頼房奉口宣案

口宣案  
上卿 日山大納言  
弘治四年二月十七日

宣旨

從五位下平時堯

宜任左近衛將監

藏人頭左大辨藤原頼房奉

○三月十三日、晴嗣卿以書求大鷹、事開于左、

○三六 近衛晴嗣前書狀

▽  
④手鑑  
△

雖不被寄思儀候、大鷹一居所望候、差上給候者別而可為本望候、猶進藤左衛門大夫可申候也、狀如件、

三月十三日

(近衛晴嗣)  
(花押)

種子嶋左近大夫將監殿

○永祿三年庚申、時堯有所志、讓家於時次、時五歲、  
○四月十三日、晴嗣卿賜短冊十枚於時堯、記于左、

○三七 近衛晴嗣前書狀

▽◎手鑑△

遙久閣筆候、尤背本意候、細々可申處、不得便宜  
菟角打過候、向後別而可申承候間、入魂可為本望  
候、仍短冊十枚乍懼染惡筆進之候、猶長治可申候  
也、狀如件、

四月十三日

(近衛晴嗣)  
(花押)

種子嶋左近大夫將監殿

○今年時堯入洛、

○八月廿八日、彌寢重長使彌寢龍善來、長野後藤左  
衛門秀昭殺之、而自殺、其父平左衛門實昭天文中

重長襲來時、為龍善所殺、秀昭僅七歲、及長怨之  
及此、

○永祿四年辛酉夏、太守公與肝付戰廻、時日高和

泉・西村越前守志布志有功、

○時堯女為 太守義久公夫人年号不詳 同五年歿、正月廿一日發

此地、西村壹岐守時與・古市舍人・梶原主水時與歸 嶋、舍

人・主水住國・一之臺國上氏女太守恩惠賜采地千斛、 分爲公之士 令伊勢長門守二男為後嗣、

主水佐時・局役河東氏女承 太守公之恩惠賜新地三百斛、 盛是也 令古市長門守二男為後嗣、土佐守

時廣、其余侍女十餘人從之、

○七日、時堯納守一幅日與 筆益田村清淨寺、證書開于

左、

○三八 種子嶋時堯書狀

日与御上人様之御筆一幅寄進申候、每日自我偈一

卷ツ、可有廻向候、恐々謹言、

永祿十月七日

時堯(花押)

益田之寺

○永祿五年壬戌十月一日、時次卒、時堯再聽政、

○永祿六年癸亥、改造本源寺于坂上、先是時堯雖相宅此地欲居之、以時次卒、為之及此先是本源寺在坂下、

○永祿九年丙寅、惠時在禰寢數月、時堯遣船迎惠時、歸路逢厄事、詳惠時譜也、

○禰寢重長渡兵竹嶋、侵屋久嶋之一湊、又放火於永良部、時平瀨石見在永良部拒之、遂為敵被虜、在禰寢數年、後自佐多邊塚獨乘丸木舟歸嶋、

○時堯發覺府歸嶋、途着船於大泊浦禰腹領也、令西村周防守時玄・上妻阿波守家續上陸放火於民家濱村百有餘軒

燒、所司某提鎗来接家續、家續奮勇、以鎗刺殺所司、時玄進執首、復無禦者、時堯喜即歸嶋、賞時玄・家續功、有恩賜、其後 太守公令重長與時堯平、

○重長使禰寢悅山來說時堯曰、吾與君舊兄弟之苗裔、而隣居、自今與連和合心於伊東三位、家以可長久也、與相州日新公永有子孫之害、熟察之、時堯笑

曰、士守忠孝、則子孫之榮在其中矣、何重長言之愚也、悅山勿復來、復來則汝命可危、悅山戰懼歸

使及再三、放言至此、

○永祿十一年戊辰、時堯患無嗣子、欲使西村時玄求豐後太守大友義鎮庶子号林殿以為嗣子、時家臣黑木

道純女侍時堯被寵有身、既及期、時玄以為、今約大友、若生男子、悔無益、不如見生子男女、辭再

三、時堯不聽、不得已十月上旬到豐後州、義鎮側聞之、悅而問之、時玄曰、否非其事、時堯暇則好

飛鷹、而今少良鷹、頃日聞多在貴國、故來求之、敢不言其實、時玄以為、若生女子則自償費復來、

達時堯素意、不苟出其言、

○十月廿八日、男子生母黑木氏女、君臣共喜、然豐州之事無奈何、吞氣唯待時玄歸而已、

○十一月時玄歸、夜密着船於海士泊、聞嗣君生大喜、即見於時堯言豐州事、於是君臣唱萬歲、賞周防賜莖永村地頭職、

○十二月十三日、日新公薨年七、

○永祿十二年己巳、慈遠寺祖師堂再興願主松下土佐次親、大工飯嶋飛尚家、

○元龜二年辛未六月廿三日、貴久公薨、

○元龜三年壬申十二月廿三日、義久公夫人薨、法

号圓信院殿妙蓮大姊、

○慈遠寺拜殿再興、願主山縣若狹入道賴豐、其子勘解由左衛門賴建、

○元龜年中、伊東氏・肝付氏・禰寢氏・伊地知氏等

叛 太守公、屢為寇為彼四家海賊所掠種子嶋與覺

府往來之舟、時堯自船及商船可四十艘、物部孫左衛門過禰寢

洋之時、禰寢孫二郎催兵船數十艘、將奪物部舟、

物部急發弓鐵炮以防之、孫二郎先中鐵炮、因茲船

中動亂、物部從者乘勢益放鐵炮、為之死傷者許

多、敵船不得少留敗北、莖永物部幸逃虎口難到覺

府、以達 太守義久公、公召物部褒賞、又西村越

前時安・古市丹波將赴于覺府、避內海向片浦、時

伊地知海賊催舟三艘來、時安不覺敵船、賊忽舫時

安之舟、將齊乘移、時安・丹波以弓鎗防之、力戰

殺敵十四人、雖然敵勢大遂競乘時安之舟、時安・

丹波被重傷、從者等盡疵、船長和氣與左衛門戰

死、時安・丹波及從者等共入海、幸免死矣、時安

疵甚痛、漸逾月愈、此時船中有童子津曲甚兵衛者、為敵虜在下大隅數年而歸嶋、

○時堯命肥後時典・上妻家續、修屋久嶋長田城、

○天正二年甲戌、太守與肝付戰牛根之城、時堯

弟彈正時式、領軍卒詣于彼地抽軍忠、義久公感

賞之、賜名武藏守且御鎧一領、又石堂六兵衛有戰

功、賜刀及吉良之稱号、

○十二月廿四日、時堯置文如左、

○三九 種子嶋時堯置文

屋久嶋網子之儀、從鹿兒嶋年々以飛脚三分一知行

候由來、先祖時氏之刻、鹿兒嶋之國料琉球下之儀

候而屋久嶋一湊へ滯留候之處、依逆浪之難雜物少

相殘候歟、網子中へ以配分至雜物之内少被相助候、

從其恒例之為規式、年々罷下候飛脚或誇權柄、或

成亂逆候之条八十條餘候、網子漸々廿条計相殘候

之間、元龜三年壬申、網子之事、御所様へ申上候

之条、從 御屋形様無儀雖被下候、鹿兒嶋老中平

田美濃守殿・加世田之役人三原遠江守殿、此兩人  
 之以校量被相支候、然處天正二年<sup>甲</sup>之夏、為番  
 替之野間民部大夫・鮫嶋尾張守・日高伊与介差上  
 候之處、弓箭就和平ニ罷下之刻、網子之儀一途ニ  
 可被下之由候之条、則民部大夫拜領申、御屋形  
 様并至老中、各々遂祝詞候、其後以下村主殿助、  
 為後代之閉目御礼申上候趣、御屋形様へ御馬一  
 疋、同老中伊集院右衛門大夫殿・河上意釣齋・村  
 田越前守殿・平田美濃守殿・喜入攝津守殿各々へ  
 茂馬進之候、為其御返事、網子之儀永代可致格護  
 之旨承候之条、凡書付置申候、殊更鹿兒嶋老中之  
 書状相添符後代之證跡者也、仍右之条如件、

天正二年<sup>甲</sup>十二月廿四日 可釣(花押)

○天正五年丁丑、國老連名之坪付、見于左、

○四〇 喜入撰津守<sup>季</sup>久外四名連署坪付  
 坪付

大隅國申良院之内

小原名

一平良之門

壹段廿

し、坂

十堀町

あせ原

壹段

同所

壹段卅

中崎前

壹段

水くらひ

貳段

わたり

壹段

柳の本

参段廿

二反田

壹反卅

とひか迫

壹段廿堀町

尾崎

壹反廿

同所

卅

ふか田

壹段

同所

貳反廿

たうしう作

貳反十

よも五郎作

壹段十	ふか田
廿	長牟田
壹段十	下ふか田
壹段廿	はきあひの本
壹反卅	同所
壹段十	みね崎
参段卅	おて見
壹反卅	四枝田
参段	中牟田
壹反廿	嶋の本
壹段廿	中むた
貳段	おり口
貳段	いのしり
卅	おり口
貳段	牛次郎作
壹反卅	与も九郎作
壹段佛免	阿弥陀免
廿堀町	百田

廿	井手の本
貳段	かくたう作
十	早田
卅	溝たうし
壹段十	ほきの下

惣都合

五町五段卅

天正五年丁丑

二月吉日

伊集院右衛門大夫

忠棟

村田越前守

經定

平田左馬助

光宗

河上上野介

意釣

喜入攝津介

季久

種子嶋殿

○天正六年戊寅十一月、豊後大友宗麟以數萬兵攻日  
州高城、義久公率兵擊之、此時岩河壹岐守盛



昌・遠藤與左衛門尉・古市讚岐守率軍士到于彼地、有戰功、時盛昌斬大友士齊藤新四郎、抽功、

○天正七年己卯、義久公遣鎌田尾張守政年入道寬

柄援肥後城越中守親政、時西村越前守時安・野間

筑前守家年率軍士、從政年屢有軍功、

○三月廿日、大友義鎮以簡贈太刀一振・刀一腰、見

于左、

○四一 大友義鎮書狀

預音問候、令祝着候、殊南蠻小銃筒送給候、畏悅候、

仍太刀一振・刀一腰進之候、向後可申談之趣、委細

猶古市長門守可申候、恐々謹言、

三月廿日

(大友)  
義鎮(花押)

種子嶋彈正忠殿

○年號不知書翰、記于左、

○四二 近衛植家書狀

良久閣筆候、背本意候、仍家門之儀、似合之馳走別

而頼入候、由緒之子細共候條、連々對嶋津匠作同申

事候、是又可然之樣意見可為祝着候也、狀如件、

三月五日

(近衛植家)  
(花押)

種子嶋彈正忠殿

○四三 大友義鎮書狀

新年之吉賀重疊、仍去年以最上寺申候之處、別而丁

寧之儀祝着候、弥其堺之儀以堅固之覚悟、每事御入

魂肝要候、猶本庄新左衛門尉可申候、恐々謹言、

卯月十五日

義鎮(花押)

種子嶋彈正忠殿

○四四 大友義鎮書狀

前日者被凌遼遠出國、御辛勞之段不及申候、於向後

者別而可申談之条、弥每事入魂可為祝着候、仍太刀

一腰清光・織物五端進之候、猶最上寺可申候、恐々

謹言、

八月六日

義鎮(花押)

種子嶋彈正忠殿

○四五 大友義鎮書狀

方々屬案中、為祝儀刀一腰送給候、毎々御懇切之儀  
祝着候、仍太刀一振進之候、猶曰杵四郎左衛門尉可  
申候、恐々謹言、

十月廿八日

義鎮(花押)

種子嶋彈正忠殿

○天正七年己卯十月二日、從五位下左近衛將監時堯  
卒、歳五十二、法號法性院殿日勝大居士、

時式

彈正 武藏守

○母家女房、

○天正二年正月、於牛根城抽軍忠、 義久公感賞改

名武藏守、且賜御鎧一領、

○天正十九年辛卯閏正月廿七日死、法名隆善、

日法

勝本院 善福寺住持、

○天正十八年庚寅十月二日死、

女子

○母日新公女、十二月廿九日卒法諱椿窓、  
妙英大姊、

伊集院右衛門太夫忠棟室十九  
歳死、

女子

○母同上、

○太守義久公夫人、

○生姫君二人、姉嶋津守右衛門彰久室相模守  
忠仍母、妹

太守家久公夫人、

○元龜三年壬申十二月廿三日卒、法號圓信院殿妙蓮

大姊、

時次

左兵衛尉

○弘治二年丙辰九月十一日生、母禰寝大和守尊重女、

○永祿三年庚申、時次繼家統時五  
歳、

---

○永祿五年壬戌十月一日、左兵衛尉時次卒、歳七、  
法号要法院殿日要大居士、

(表紙)

永祿十一 慶長十七	種子嶋家譜	十六代 久時	四
--------------	-------	-----------	---

十六代久時永祿十一年至慶長十七年

種子嶋家譜

四

○久時

童名鶴袈裟丸 三郎二郎 左近太夫 入道名一琢

初克時

○永祿十一年戊辰十月廿八日生、母家女房黒木道純女、天正十七年

己丑八月五日死、法号、照鏡院妙住、歳四十二

○天正七年己卯元服時十、太守義久公加冠、號三

郎二郎克時先是於種子嶋祖神社壇元服、太守公加冠自久時始

○十月、克時嗣家、是時家老西村周防時玄專權勢、

無上嬖下、大造營其家究華美、克時居城雖荒廢不

顧之、時克時在住吉時亮舊宅、歸赤尾木則居城不勝居、

故館平山三河宅、日高善右衛門・日高隱岐守・上

里權助・芝左馬等惡時玄、密議欲誅之、芝有貳心、

語之時玄、時玄驚即移克時於吾家、却讒日高等有

反心、十一月四日、殺權助、時内田源助以時亮喪

中調業役在本源寺、聞騷亂出犬馬場、時玄次子兵部

以為、日高黨、射殺之、翌五日、時玄殺善右衛門・隱

岐守、其後時玄坐奢侈、與其二男兵部時智流屋久

鳴、長子常陸時貞以讐者故免罪、左馬追放左馬死于大始良、

○天正八年庚辰三月廿七日、久時弟卒七歳、法、号隆勝、

○秋、肥後矢崎・水俣之役、家士屬 太守公、武藏

守時式・西村時安・上妻七兵衛家長・鮫嶋美作義

治・西村又二郎時金・平山播磨友清・遠藤刑部左

衛門・石堂休内・一湊長門義敏・吉良伯耆氏成・

同孫三郎・古市右近・日高大内藏實行・西田筑後・岩

河壹岐盛昌等有軍功、住吉之彌左衛門戰死、

○於肥後馬場楠、上妻家長・野間筑前家年・吉良内

記・長野平馬實秀・同弟三馬秀季・田上伴五左衛

門家方等有軍功、

○十月五日、義久公賜諱之字於克時、號久時、券

書記于左、

○四六 島津義久証狀

▽㊦手鑑△

當家之字懇望事、古今之例雖難計、先祖意約已來

被凌波濤、湛々防戰之勲功不淺謂、准其感致免許

之狀如件、

天正八年庚辰拾月五日

義久(花押)

種子嶋三郎次郎殿

(ウハ書)

種子嶋三郎次郎殿

義久

○天正十一年癸未、義久公遊獵於薩州田布施山、

久時從之、時大猪來于 公前振威囓人、無敢攫之

者、久時奮然走進手捕刺殺之、公感其勇敢賜鎧

一領、時十六歲、公歸城賜盃酒復賞之、世以讚

美焉、

○天正十二年甲申三月、義久公攻擊肥前龍造寺隆

信之時、令家士下村軍左衛門時士・河東九郎左衛

門時永・野間民部家純等數十人、至高來郡嶋原備

役、時士奉將帥嶋津中書家久之命、發鐵炮、其中

也奇也、衆兵無不驚目、家久賜褒美、二十四日民

部戰死、

○天正十四年丙戌、久時狩于馬毛嶋、西村二郎四郎

時祐遇大猪、將刺之、觸齒牙傷股、痛死、年十

九、

○七月五日、攻擊筑州筑紫上野助廣門之時、上里肥

前・梶原主水・岩本正嘉・同強八戰死、

○廿七日、攻岩屋城城主高橋紹雲守之、敵開城門防戰、久時自

擊取強敵、得名譽九歲、家士彈右衛門時定・西

村時金・上妻家長・日高實行・岩河盛昌・吉良六

兵衛・石堂休内・西田筑後各々有戰功、上妻若狹

家方・布施三助戰死、

○冬 義久公攻肥豐二州、久時率兵、屬 太守之軍、

到日州細嶋病瘡、公命歸、故遣家臣備役、於

處々有戰功、古市與三左衛門・羽生右衛門・岩本

大五郎戰死于三重城、

○天正十五年丁亥、義久公與秀吉公戰之時、歲久

收兵、自豐後南郡還、正月十七日、於白仁敵追擊

歲久太危、是時家士西村越前時安・美座源左衛門

時成・上妻七兵衛家長・肥後下總時是・西村又二

郎時金・同氏常陸時貞・同弟兵部時智・岩河壹岐

盛昌・鮫嶋長門義敏・吉良伯耆氏成・羽生治兵衛

能有等為殿防之、而敵退去、於是得無恙歸、以大

野七郎久高・弟子丸越中為證、

○十月廿一日、義久公賜書、求碁石於久時、見于

左、

○四七 島津義久書狀

▽④手鑑△

俄令上洛、于今滞在之儀、定而其聞候覽、然者厥

表江碁石自有之由、於京都無紛候欵、彼石五百程

大望之儀、細川幽齋御頼之旨候、就夫為本石相添

進入候、早々被成馳走、便宜次第上着之事、所庶

幾候、恐々謹言、

▽④天正十五△

拾月廿一日 義久（花押）

種子嶋三郎次郎殿

○天正十七年己丑、義久公入洛、八月四日、久時

發港到覺府從駕、時母伏疾、然重公事請告母、快

然聽之、

○久時母病漸八月五日卒年十二、法號照鏡院妙住、

○久時任左近大夫將監、

○十一月、飛鳥井大納言雅繼後改 雅庸賜久時蹴鞠之免狀五通、記于左、

○四八 飛鳥井雅繼庸蹴鞠伝授狀

依為蹴鞠門第十骨扇之事、別而懇望候、以執心之

上免申候、可有所持之儀珍重候也、恐々謹言、

▽天正十七△  
十一月廿二日  
(飛鳥井 雅繼)

種子嶋左近大夫殿

○四九 飛鳥井雅繼庸蹴鞠伝授狀

就蹴鞠門弟菊之紋并筋之事、種々懇望候、別而雖

子細之儀候、御執心之間免申候、着用規模不可過

之候、恐々謹言、

▽天正十七△  
十一月廿二日  
雅繼

種子嶋左近大夫殿

○五〇 飛鳥井雅繼庸蹴鞠伝授狀

蹴鞠為門弟錦草之事、御懇望候、此儀者別而雖有

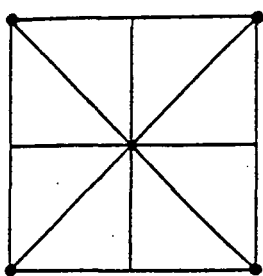
子細之儀候、以入魂執心之上免之候、受用尤無比類者也、恐々謹言、

▽天正十七△  
十一月廿二日  
雅繼

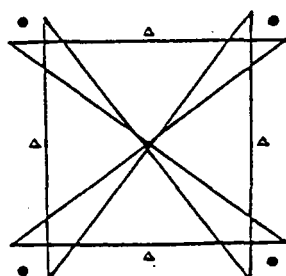
種子嶋左近大夫殿

○五一 飛鳥井雅繼庸蹴鞠伝授之図

八境圖

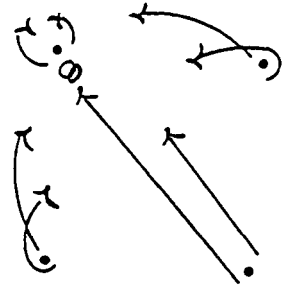


兩分圖



以墨為正分  
以朱為次分  
(△印ヲ付シタ線  
ハ朱ナリ)

對縮圖



(線ハ朱ナリ)

以家說授種子嶋左近大夫將監久時訖、

天正拾七年十一月廿二日

左近中将雅繼(花押)

○五二 飛鳥井雅庸蹴鞠伝授状

蹴鞠為門弟絹戻上并絲紐之事、御懇望候、免之候、

御着用尤規模珍重候也、恐々謹言、

(飛鳥井)

雅庸

九月九日

種子嶋左近大夫殿

○五三 飛鳥井雅庸蹴鞠伝授状

蹴鞠為門弟有文紫革之事、御懇望候、此儀者別而雖有子細之儀、御執心之間免之候、御着用尤規模無比類者也、恐々謹言、

九月九日

雅庸

種子嶋左近大夫殿

○天正十八年庚寅三月、太閤秀吉公伐相州小田原北

條氏、久保公從其軍正月入洛、久時隨之到大坂、

時秀吉公命以種子嶋遠境免役獻鐵炮二十挺玉目廿奴、

故久時自大坂歸、新製之獻焉、

○十月二日、勝本院日法死或說、母勝久公翁主正月十日卒、法名妙種、書記不詳、

○天正十九年辛卯閏正月二十七日、武藏守時式死名隆、善、

○九月十五日、女子生、母嶋津豐後守朝久女、

○秀吉公命日本諸將以明年三月、自肥前國名古屋渡

海、征伐朝鮮國、

○文祿元年壬辰正月、上妻家長領步卒、到名古屋渡

營陳寨數十、四月歸嶋、



○四月、諸將開名古屋之港到朝鮮、久時亦奉屬、義

弘公可渡海之台命、家老野間筑前家年恂渡朝鮮

曰、豈令吾君遠凌波濤渡異域、若有違命之責、

則致死於此地何悔之有、既為其術群臣多與之、久

時信野間之言猶豫、時老臣西村時安有故蟄居于屋

久嶋、家長自名古屋歸聞之大驚、渡彼嶋具告時

安、且曰、夫背台命不渡朝鮮、將士者孰免其罪乎、

然君信野間之言、群臣亦同、奈之何則可也、足下

熟慮之、時安聞之曰、嗚呼如此、則滅家必矣、臣

而不可不諫也、吾子當家元臣最宜謀之、即與共歸

于種子嶋而切諫焉、久時聽忠言乍悔非、決渡朝鮮、

時安·家長大喜、速為艤、

○六月十四日、美座時成與德永美作以渡朝鮮艤之事

口論、竟殺害德永、出奔于屋久嶋、弟時家從行矣

德永船奉、  
行下吏云、

○久時嬰病不能渡朝鮮國、令時安·家永率軍士先

赴、其土西村與兵衛時景·下村軍左衛門時士·肥

後清兵衛時定·鮫嶋覺左衛門貞家·羽生治兵衛能

有·羽生彦三郎·岩河彌七盛滿·日高加兵衛實連·

榎本新左衛門貞重·日高大內藏實行·岩河壹岐盛

昌·篠河吉兵衛秀信·中村之權左衛門·西村之甚

左衛門·平山之與五郎·納官之權左衛門·柳田助

兵衛·其余諸士雜兵七八十人姓名不詳、九月廿四日、

此地開港、十一月十五日、着船于釜山浦、十二月

十五日、到于金海義弘公陣所、上言曰、久時嬰病不能赴

期、故遣軍士先到焉、以是見宥後期之罪、而各於

處々勵軍功、

○十月、久時比將發港、於城濱落馬、以佩刀傷腹甚

痛逾年愈、

○文祿二年癸巳五月、久時渡朝鮮、從士彈右衛門時

定·次第兵衛尉時宗·十郎時家·西村讚三郎時邑·

野間筑前家年·其子新太郎家成·日高勘當實俊·

長野三馬秀季·田上但馬家兼·遠藤內六兵衛家

成·鮫嶋休覺·武田一作兵衛·田上伴五左衛門家

方·田上六左衛門·日高彌四郎·池龜丹波·平瀬

新兵衛·村松源七兵衛·桑山十郎兵衛·纏持岩本

勘解由兵衛・馬取柳田源右衛門・野間之與三兵衛・同所之三之丞・宮之浦之五右衛門・陣僧本妙寺嶋間日香、其余數十人、久時語落馬時安・家長、二臣見其瘡一驚一喜而謂、合初聞 公之言奇哉、賀萬歲、

○文祿三年甲午、久時於朝鮮上誓書於 義弘公、記于左、

○五四 種子鳥久時起請文前書

起請文 於高麗前書也、

一奉對 義弘様 忠恒様、捨私御奉公可為一筋事、付或雖為縁者親類或知音之傍輩、逆心之族不致同意、自然

御為惡儀於承付者、可遂言上事、

一世上若雖致轉變候、 御兩殿之外他人を片時一刻

茂相頼間敷事、

右、此旨於背申者何々之事、

文祿二年甲午七月十五日 種子嶋左近大夫 久時、<sup>㊦</sup>在判<sup>△</sup>

○八月、 義弘公賜久時盟書、見于左、

○五五 島津義弘起請文

起請文之事、

一今度三ヶ条以誓紙、對我等父子可為無二之旨、甚重承候、無極祝着候、為拙者茂永々相違有間敷候之事、

一對當家逆心之輩雖有之、曾而其惡黨等ニ不可有同心之由、別而頼母敷候、誠人々之真実者、左様之刻相見事候之条、任約盟之辻、可被抽忠節儀所希候之事、

一就中、被對忠恒、向後可有一味之儀頼存候之事、

右之趣於有偽者

奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神、惣日本國中六十余州大小神祇、別薩州鎮守新田八幡大菩薩開闢正一位 大隅鎮守正八幡大菩薩 霧嶋六所權現諸神祇等、天滿大自在天神御部類眷屬等、神罰冥罰各可罷蒙者也、仍起請如件、

文祿三年甲午八月十七日 義弘(花押)

種子嶋左近太夫殿

○十二月、久時歸嶋、

○文祿四年乙未正月廿二日、野間筑前守伏誅、以其子新太郎病死于朝鮮、哀慟之而不受命、竊歸朝之罪也、

○三月、久時再渡朝鮮、從土次郎右衛門尉時滿・肥後三次盛隆・鯨嶋彌市家治・武田一作兵衛・羽生大炊・羽生嘉右衛門良能・遠藤内六兵衛家成・牧伊賀胤能・布施五郎右衛門・日高大藏實行・岩河外記・遠藤西之助家貞・石堂休内・古市源右衛門・池龜丹波・平瀬新兵衛・遠藤喜左衛門・鯨嶋休覺・日高彌左衛門・日高清右衛門・鯨嶋清左衛門・田上但馬家兼・田上伴五左衛門家方・日高造酒允・羽生伴左衛門・鯨嶋休作・阿世知源之丞・小牧田清左衛門・桑山十郎兵衛、其餘士足輕數十人

姓名、陳僧頭壽寺屋日啓、

○今年秋、有可改易三州豪家封地之台命、久時轉種

子嶋・屋久嶋・惠良部嶋、領薩州知覽院嶋津右馬頭以久移于種子嶋、領屋久・惠良部、北郷氏移、于那答院、伊集院幸侃移于庄内

○慶長元年丙申、自知覽渡朝鮮、軍士六郎右衛門七助時元・次第兵衛時宗・西村越前時安・上妻七兵衛家長・其子彌九郎家直・西村七左衛門時金・下村宮内時只・平山播磨友重・平山三右衛門友秀・鯨嶋孫右衛門・古市木工兵衛實置・古市源右衛門・日高勘當實俊・日高權右衛門・日高掃部・内田備後・河屋又左衛門・河野後藤兵衛重安・梶原八左衛門景命・篠河半兵衛・田上吉右衛門・牧瀬四郎左衛門・榎本又助・日高甚左衛門・牧瀬紺左衛門等也、其餘姓名不詳、

○義弘公・忠恒公歸朝直入洛、久時奉供、家士西村時安・上妻家長・遠藤家成・日高勘當・田上伴五左衛門・日高權右衛門・篠河半兵衛・古市源右衛門・日高甚左衛門・内田備後等扈從、其餘輩歸于知覽、

○慶長二年丁酉二月、義弘公與本朝諸將再入朝鮮、

久時復從之、從士時定・時元・時宗・西村時安・

上妻家長・遠藤家成・西村時金・鮫嶋孫右衛門・

日高大膳宗房・田上但馬家兼・田上伴五左衛門家

方・内田備後・日高勘當實俊・武田一作兵衛・鮫

嶋休覺・古市源右衛門・池龜丹波・篠河伴兵衛・

日高大内藏實行・長野三馬秀季・河野後藤兵衛重

安・牧伊賀胤能・日高權右衛門・桑山十郎兵衛・

篠河吉兵衛秀信・羽生治兵衛能有・牧源兵衛常雪・

日高甚左衛門・鮫嶋清兵衛・田上吉右衛門・牧瀨

紺左衛門・牧瀨四郎左衛門・榎元又助・古市木工

兵衛・羽生伴左衛門・羽生五郎左衛門・日高彌左

衛門・馬取柳田助兵衛・柳田源右衛門・道具者岩

本勘解由兵衛・坂本之與太兵衛、其余士雜兵等數

十人姓名不詳、陳僧本瑞院日相、

○八月、諸將攻南原城、義弘公絕其後援向全州、

久時奉義弘公之命、與諸將攻南原、十五日夜城

陷、久時進斬首數十、黎明顯娃主水親智被壓強敵

太危、久時遙見之、馳馬往捕敵刺之二刀、主水忽

出必死而拜謝去、家臣七助・時元・日高大膳宗房・

鮫嶋孫右衛門・田上伴五左衛門家方・馬取柳田助

兵衛・柳田源右衛門等速來有功、久時賞之各有差、

○今歲、西村兵部時智自屋久嶋出奔死於州、尼ヶ崎、

○慶長三年戊戌八月、秀吉公薨、故命在陣朝鮮之諸

將歸朝、

○十月一日、明大將盤老爺・董一元・裨將孟老爺第

國器率兵二十萬、追泗川新寨義弘公・忠恒公據之、公以武

略大破之、久時亦軍功出衆、家臣等忠戰斬獲多、

○十一月、諸將歸朝、時小西攝津守行長・五嶋淡路

守・有馬修理太夫・大村丹後守・松浦法印印カ鎮信等

在須天城、明之大軍蟻同圍之、海陸路絕、五將不

得歸、於爰義弘公・忠恒公胥議曰、不破須天圍

救彼五將、則日本之瑕瑾也、即與寺澤志摩守正成・

立花左近太夫宗茂・高橋主膳正等援須天五將、十

七日、艤軍鑑鑑戰于南海之上、久時乘扁舟魁諸軍擊

大船、山懸五郎左衛門船長・尼泊之五助・嶋間之吉

右衛門・宮浦之五右衛門各水以鈎留敵船、五助・

五右衛門中矢死、時我兵中矢或被疵或陷溺海底者  
許多、坂元之與太夫衛・岩本勘解由兵衛馬印超乘  
敵船、即揭馬印、久時及家臣時定・時宗・田上伴

五左衛門・内田備後・遠藤家成等血戰、久時被一  
矢于胸板、精神不撓、進乘敵船斬首四級、吾兵大  
戰、擊敵無數、先諸軍竟取敵船、久時功名最高  
矣、其餘七年之軍勞不遑枚舉焉、

○義弘公・忠恒公自朝鮮直入洛、久時隨之、於伏見  
被任家老職、十二月下旬歸于知覽、是時加賜佐多  
浦今云五百石、令家臣肥後善右衛門盛隆・武田主  
稅・羽生藤右衛門・田上但馬四人移住焉、

○在朝鮮病死者、野間新太郎・岩河彌七・羽生大炊・  
布施某・羽生五郎右衛門・鯨嶋清右衛門等也、平  
山播磨友重誤擊味方自殺播磨病目誤擊味方、雖有、  
死、取諸軍之嘲哂自殺

○慶長四年己亥、伊集院右衛門太夫忠棟入道幸侃有  
反心、忠恒公熟察之、手誅於城州伏見、其子源  
二郎忠真據居城都城、其餘構十二之砦、反 太守

公、久時率兵攻擊彼黨、別令家士六十人守福山、

○四月十五日、義弘公賜久時翰、見于左、

○五六 島津義弘書狀

去月十一日之書狀今月十五日到来、就中神文二通  
具令披見候、尤肝要之儀候、同使者口柄之通懇ニ  
承届候、然者又八郎殿於御近邊幸侃成敗候之間、為  
其恐一節高雄へ堪忍候、雖然德善院・増田殿・長  
束殿以御談合、寺澤殿・小西殿・立花殿迎御越候  
而、又八郎殿伏見へ帰宅候、將又種子嶋へ移易之  
儀、右馬頭殿依在京延引心遣之由尤候、幸又八郎  
殿殊右馬頭殿下向之儀候間、於其元念比可被得御  
意候、尚彼使へ相合候、恐々謹言、

○慶長四

卯月十五日

義弘(花押)

種子嶋左近太夫殿

○四月下旬、久時率兵到百引平房、

○六月一日、攻恒吉、中田十郎時家・同氏三郎太郎

被疵、時家竟死、

●六月、賜種子嶋・屋久嶋・永良部嶋三嶋復故、是

時 太守公假屋久・永良部兩嶋、因賜證書時定收慶

長十一年遠久時意自殺於現和村時燒失、然久時令家臣為代官、每歲貢銀

八貫目、

○八月五日、義久公陳于庄内渡瀬口、久時戰財部、

西之村之強右衛門楯被疵、

○九月、久時陳于山田攻安永、次第兵衛時宗・駿河

守時章・金屋之兵八被疵

○十一月、時宗・鮫嶋主水有戰功

○十二月八日、於安永戰死者、二郎右衛門時滿・其

子十郎二郎時冬・同氏勤七時吉・西村讚三郎時邑・

同七左衛門時金・肥後清兵衛時定・上妻彌九郎家

直・鮫嶋覺左衛門貞家・平山狩野友知・鮫嶋休

覺・同源藏・日高嘉兵衛實連・同勘當實俊・岩川

平七盛次・榎元伴助・岩本鳥之助・陳僧圓仙坊、

道具者九人、又者三人、合三十七人也古老說曰、攻安永時敵設

伏、衆疑之、國分土肥後壹岐不察之曰、非伏、欲擊敵者速進馳

馬先衆、以奮其武功、信之進馳、遂陷其計而亡矣、公旗下兵

亦百余人戰死、壹岐幸免、衆惡之、其將山田越前守有信告公曰、我兵多為壹岐所誤而亡、請誅之、公曰、雖有罪不至死也聽、

○十九日、久時陳于山田、

○是歲名越彈兵衛、從知覽來為家臣、

○慶長五年庚子正月四日、久時以病班軍、三月、庄

内盡落城、

○九月、石田治部少輔起兵之時、義弘公在京、屬

石田、久時令次第兵衛時宗率兵赴役、其兵士七助

時元・岩河外記・遠藤勘兵衛・西村作左衛門時全・

上妻休左衛門家廣・下村主殿時幸・羽生嘉右衛門

良能・日高彌右衛門・檜原彌二郎・石堂市右衛門・

犀川安右衛門・遠藤刑部左衛門等也、到攝州尼ヶ

崎、聞關ヶ原合戰三成敗軍、時宗詣于伏見之邸

義弘公・家久公之兩夫人為人質居焉、檜原彌二郎・石堂市右衛門從之、

時吉田美作守為邸之守衛兩夫人無恙退出云、悅時宗來、附門

鑰於時宗曰、可堅守衛也、不知其所行、時宗從作

州之言守空邸、不日敵大勢亂入、三人共遂戰死、

西村時全・下村時幸・上妻家廣・日高彌右衛門聞

稻津之兵亂、自尼ヶ崎直赴日州穆佐、其餘歸嶋、

○今冬稻津掃部伊東家老寇穆佐、義久公遣兵擊之、久

時令彈右衛門時定率家士赴役、其兵肥後惣左衛門

盛隆・鮫嶋孫右衛門・渡邊瀨兵衛頼員・下村軍左

衛門時士・羽生治兵衛能有・長野善助・牧源兵衛

常雪・河東伴右衛門時春・名越彈兵衛・日高彌左

衛門・山崎藤二郎・遠藤西之助・芝伊豫直紹・日

高大内藏實行・八板藤八・田上源吉・徳永大八・

同氏小右衛門・桑山内藏・日高與一左衛門・坂本

之與太兵衛・野間之彌七左衛門・工匠與太郎等也、

到穆佐屢有戰功、就中十二月一日、時定・盛隆・

鮫嶋・渡邊・名越・野間之彌七左衛門等抽衆兵、

田上源吉・徳永大八戰死、

○慶長六年辛丑春、時定歸穆佐、

○慶長八年癸卯、惟新公賜久時藥方之書二札、見

于左、

○五七 島津義弘藥方伝授状

産前

一 赤マ、十五 柳十 梳六 猪七 虻七 川芎少 桂少

人少 僂マ、三 板少

産後

一 赤十二 人一 猪五 猪六 虻五 地一 當一 耆一

芍一 桔一 僂少 川芎五

藥拵

赤 莖酒浸、中心去剉焙用、散藥時霜、

梳 酒ニツケ刻焙、骨皮頭霜、同唐同前也、

柳 鹿皮去白水ニ浸、酒ニ付乾、剉用、鉄ヲ忌、

人參 其儘剉用、

虻 酒浸皮ヲムキ剉焙用、

當歸 酒ニ浸剉焙用、苧頭マ、ヲサル、

芍藥 白水ニ浸、ツキヒシキ焙用、

川芎 其儘剉用、

地黄 酒浸テス、ケヲ出、竹刀ニテ剉焙用、鉄

ヲ忌、

黄耆 白水ニ浸剉焙用、

桔梗 白水ニ浸剉焙用、

肉桂 火忌、其儘剉用、

椶椰子 其儘剉用、

右、藥方之事、

北條太郎左衛門殿

相傳

兵庫入道

惟新

授與

種子嶋左近太夫殿

慶長八年六月五日

禁物

四足・二足・串柿・芋之類・胡椒・昆若・辛子・

蜜丸之類・葱蓐・海草、

○五八 島津義弘藥方伝授状

加藥

一胞衣不下唐胡麻去皮、實能々油ヲ取、産前ノ藥ヲ

一包ニ二粒程加、藥ヲ熱服ニシム程ニカンヲシテ

押重用也、臍胞衣可下也、又木瓜ノ核、右藥一包

ニ五粒程刻加也、是ニテモ胞衣下也、

一古血不下者紅花・大黃・椶椰子少加也、

一震呌事有添加也、

一腹洩リ後、重ハ兵只少敷用、

一上氣頭痛川芎加也、

一熱氣有ハ沈升麻・葛根加也、

一大便秘ハ<sup>ヒシロウキゴク</sup>兵枳加也、

一小便洩ハ木通茯苓加也、

一煩渴セハ麦門冬加也、

一不食ニハ、延命皮蓐亦加也、

一子ツホ冷出起ハ、莢朮、丁子加也、

一脱肛ニハ獮獐ヲ加也、

一後腹痛ニハ伏竜肝粉シテ、茶二三服程味噌汁ヲ煎

立、其中へ入カキマハシ、熱ク煎シテ吞セヨ、臍

吉也、

一淋病ニハ茯苓・木通・芍藥・甘草少如常煎シテ用、



又本藥ニ加テモ吉也、

已上

右、加藥之事、從北條太郎左衛門殿

相傳

嶋津兵庫入道

惟新

慶長八年林鐘六日

授与

種子嶋左近太夫殿

○慶長九年甲辰八月、知覽采女忠利、自庄内北郷家  
來為家臣、

○慶長十年乙巳、久時獻 忠恒公盟書、記于左、

○五九 種子島久時起請文前書

敬白 天爵起請文之事、

雖不新申事候、奉對 忠恒様、聊無別心可致御奉  
公候、世上如何様之轉變有之而、御國縱雖及(念之)劇

候、不付他人之計策、 忠恒様御一筋を相守、可  
抽忠貞候、以此旨雖為何時、惡逆之輩企謀叛由承  
付候ハ、親子兄弟たり共不隱置、有様可遂言上  
候、若又就身上御不審之儀被聞召付候ハ、速可  
被仰聞事、所仰候、

右条と於偽申者、

慶長十年二月廿五日

(島津忠長カ)  
圖書入道殿

○慶長十一年丙午十二月二日、彈右衛門時定、以違久  
時意自殺於現和村、是時 公假屋久嶋・惠良部嶋之  
證書及當家文書在時定手、含恨盡焼化、遂除其家、  
○同年、久時作鐵炮記、見于左、

○六〇 鐵炮記写

鐵炮記

隅州之南有一嶋、去州一十八里、名曰種子、我祖  
世々居焉、古來相傳嶋名種子者、此嶋雖少、其居民

庶而且富、譬如播種之下一種子而生々無窮、是故名焉、先是天文癸卯八月二十五丁酉、我西村小浦有一大船、不知自何國來、船客百餘人、其形不類、其語不通、見者以為奇怪矣、其中有大明儒生一人名五峯者、今不詳其姓字、時西村主宰有織部丞者、頗解文字、偶遇五峯、以杖書於沙上云、船中之客不知何國人也、何其形之異哉、五峯即書云、此是西南蠻種之買胡也、粗々雖知君臣之儀、未知禮貌之在其中、是故其飲也抔飲而不盃、其食也手食而不箸、徒知嗜欲之愜其情、不知文字之通其理也、所謂買胡到一處輒止此其種也、以其所有易其所無而已、非可怪者矣、於是織部丞又書云、此去十又三里、有一津、津名赤尾木、我所由賴之宗子、世々所居之地也、津口有數千戶、戶富家昌而南商北賈往還如織、今雖繫船於此、不若要津之深而且不漣之愈也、告之於我祖父專時〔惠誤カ〕與老父時堯、時堯即使扁艇數十掣之、至於二十七日己亥入船於赤尾木津、丁斯之時津有忠首坐者、日州龍源之徒也、

欲聞法華一乘之妙、寓止津口、終改禪為法華之徒、號曰住乘院、殆通經書、揮筆敏捷、偶々遇五峯、以文字通言語、五峯亦以為知己之在異邦也、所謂同聲相應、同氣相求者也、買胡之長有二人、一曰牟良叔舍、一曰喜利志多佗孟太、手携一物、長二三尺、其為體也、中通外直而以重為質、其中雖常通、其底要蜜塞〔密カ〕、其傍有一穴、通火之路也、形象無物之可比倫也、其為用也、入妙藥於其中、添以小團鉛、先置一小白於岩畔、親手一物修其身、眇其目而自其一穴放火、則莫不立中矣、其發也如掣電之光、其鳴也如驚雷之轟、聞者莫不掩其耳矣、置一小白者如射者之棲鵠於侯中之比也、此物一發而銀山可摧鐵壁可穿、竅穴之為仇於人之國者觸之、則立喪其魄、況於麋鹿之禍於苗稼者乎、其用於世者不可勝數矣、時堯見之以為帝世〔希カ〕之珍矣、始不知其何名、亦不詳其為何用、既而人名為鉄炮者、不知明人之所名乎、抑不知我一嶋者之所名乎、一日時堯重譯謂二人蠻種曰、我非曰能之、願學焉、蠻

種亦重譯答曰、君若欲學之我亦罄其蘊奧以告焉、時堯曰蘊奧可得聞乎、蠻種曰在正心與眇目而已、時堯曰、正心者先聖之所以教人而、我之所以學之也、大凡天下之理不從事於斯、動靜云為自不能無差矣、公之所謂正心、豈復有異乎、眇目者其明不足以燭遠、如之何而眇其目乎、蠻種答曰、夫物要守約、守約者以博見為未至矣、眇目者非見之不明、欲守其約以致之於遠也、君其察之、時堯喜曰、老子之所謂見小曰明、其斯之謂歟、是歲重九之節（巳）自在辛亥、涓取良辰、試入妙藥與小團鉛於其中、置一小白於百步之外放之火、則其殆庶幾乎、時人始而驚中而恐而畏之、終而翕然亦曰、願學焉、時堯不言其價之高而難及、而求蠻種之二鐵炮、以為家珍矣、其妙藥之攝節「節」和合之法令小臣篠河小四郎學之、時堯朝磨夕淬動不已、嚮之殆庶者、於是百發百中、無一失者矣、於此之時紀州根來寺有杉坊某公者、不遠千里欲求我鐵炮、時堯感人之求之之深也、其心解之曰、昔者徐君好季札劍、徐君雖口弗敢言季

札心已知之、終解寶劍、吾嶋雖偏小、何敢愛一物、且復我不求自得喜而不寐、十襲秘之、而況求而不得、豈復快於心歟、我之所好亦人之所好也、我豈敢獨私於己而、輾匱而藏諸、即遣津田監物丞持以贈其一於杉坊矣、且使之知妙藥之法與放火之道也、時堯把玩之餘、使鐵匠數人熟視其形象、月鍛季鍊新欲製之、其形制頗雖似之、不知其底之所以塞之、其翌年蠻種賈胡復來於我嶋熊野一浦、浦名熊野者、亦小廬山小天竺之比也、賈胡之中幸有一人鐵匠、時堯以為天之所授、即使金兵衛尉清定者學其底之所塞、漸經時月知其卷而藏之、於是歲餘而新製數十之鐵炮、然後製造其壹之形制與其飾之如鍵鑰者、時堯之意不在其壹與其飾、在乎可用之於行軍之時也、於是乎家臣之在遐邇者、視而效之、百發百中者亦不知其幾多矣、其後和泉堺有橘屋又三郎者、商客之徒也、寓止我嶋者一二年而、學鐵炮者殆熟矣、歸鄉之後人皆不名而呼曰鐵炮又矣、然後畿內之近邦皆傳而習之、非翹畿內關西之得而學之

而已、関東亦然、我嘗聞之故老、曰、天文壬寅・癸卯之交、新貢之三大船將南遊大明國、於是畿內以西富家子弟進為商客、殆乎千人、楫師・篙師之操舟、如神者數百人、艤船於我小嶋、既而待天之時解纜、齋橈望洋向若、不幸而狂風掀海怒濤捲雪、坤軸亦欲折、吁時耶命耶、一貢船櫓傾摧化鳥有去、二貢船漸而達於大明國寧波府、三貢船不得乘而回我小嶋、翌年再解其纜遂商遊之志、飽載海貨蠻珍、將歸我朝、大洋之中黑風忽起不知西東、船遂飄蕩達於東海道伊豆州、州人掠取其貨、商客亦失其所、船中有我僕臣松下五郎三郎者、手携鐵炮、既發而莫不中其鵠矣、州人見而奇之、窺伺倣慕有多學之者矣、自茲以降関東八州暨率土之濱、莫不傳而習之、今夫此物行乎我朝也、蓋六十有餘年矣、鶴髮之翁獨有明記之者矣、是知嚮之蠻種二鐵炮、我時堯求之學之、一發而聳動於扶桑六十州、且復使鐵匠知製之道、而偏於五畿七道、然則鐵炮之權輿於我種子嶋也明矣、昔者採一種子之生々無窮

之義名我嶋者、今以為符其讖矣、古曰、先德有善、不能昭昭於世者後世之過也、因而書之、

慶長十一年丙午重九之節

種子嶋左近太夫將監藤原久時（花押）

○慶長十二年丁未、久時長女嫁伊勢大隅守貞豐、

○慶長十四年己酉正月、久時以有祈願改作本源寺三社、附祿地三十【解】畝為圭田、證書記于左、

○六一 種子嶋久時寄進狀

本源寺三社

奉建立社頭、并為御神領益田村之内河上田三十石分奉附之矣、但於此神領者、尽未來際可為無役、至後代、於在或替田土或奪取之輩者、可有神明之御罰者也、

右、件旨趣者、

依有心中甚深之所願、奉抽精誠者也、

仰冀神明納受之令成就所願矣、

慶長十四年己正月十一日

大願主種子嶋左近太夫藤原久時(花押)

○久時雜髮、号一琢、

○太守家久公、令樺山美濃守久高率軍卒三千人・艘

艦百餘艘征伐琉球國、二月廿一日、發覺府港、久時

令六郎右衛門帥、西村作左衛門・山懸<sup>「縣」</sup>勘解由左衛

門・徳永小右衛門・鮫嶋善右衛門・同彌太右衛

門・同九右衛門其餘數十人從之、時 公到山川、

○四月十三日、女子生母家女房前田十、  
郎次郎重弘女、

○五月四日、久高虜琉球國王及三司官歸覺府、

○六月三日、伊勢貞昌贈書、見于左、

○六二 伊勢貞昌書狀

御狀之旨得其意候、

一琉球之儀、早々相濟候而、彼國之王諸官人同前ニ

兵船一艘も無何事帰朝候、就其皆々御祝詞被仰上

候、從此方御指圖者雖無之候、又四郎殿・北郷殿・

又吉殿などハ、御太刀にて御祝儀御申候、從貴老  
も右之通ニ被成御使御進上尤候、

一御養生ニ付而、いざしきまで被成御越、理心ニ脉

之儀可有御憑由心得申候、是非共左様ニ被成御養

生候て肝要候、いざしき迄ハ理心も可被遣候、先

々御脉被試候ハ、それよりハ葉計にても御養生

可罷成候、不可有御油断候、

一琉球へ被遣候御人数皆々無事ニ帰朝候哉、承度候、

猶重而可申入候、恐惶謹言、

◎慶長十四年  
六月三日 伊勢兵部少  
(花押)

種左近入様

御報

○久時以六郎右衛門於琉球之所為違意放氏族、七月  
十二日、遺書至子孫不許面謁、

○六月十日、久時附古田村蓮勝寺高十斛、證文記左、

○六三 種子島久時寄進狀

古田蓮勝寺三社

奉寄進御神領之事

南ノ割 一段四畝廿八步

一中田 一石一斗九升四合六撮

同所 六畝十二步

一下田 三斗八升四合

(時之) 五升苗

一中田 二段九畝十八步

同所 一石九斗八升五合三勺三撮

一下田 六畝

同所 三斗六升

一中田 三畝十步

同所 二斗六升六合六勺六撮

一下田 四畝

同所 二斗四升

合而六段四畝八步 四石四斗三升五勺九撮

小田 五畝廿三步

一下田 三斗四升六合

同所 十八步

一下田 三升六合

同所 一段四畝廿八步

一下田 八斗九升六合

同所 一段四畝九步

一下田 八斗五升八合

麥田 九畝十步

一下田 五斗六升

同所 五畝十二步

一下田 三斗二升四合

合而五段十步 三石二升

道ノ下 一段三畝六步

一中田 一石五升五合九勺六撮

同所 四畝十六步

一中田 三斗五升九合九勺八撮

一中田 一段四畝廿八步

一石一斗九升一合二勺九撮

合而二段八畝六步 二石六斗六合一勺

惣都合壹町四段二畝二十四步

合而拾石五升六合七勺九撮

(時之) 五升胡麻地

三畝廿步

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

号石、既又欲遷内城、以恐神慮也、證書記左、  
之峯

○六四 種子島久時願文

謹白敬本源寺三寶御寶前

願文之旨趣者、就于住處諍於兩所之地於佛前、窺地之吉凶、野久尾之住処安堵之御圖依致感得、一節令住宅之候畢、雖然此度欲企住宅於内城、使相人占之、相者曰、國家相應之地者最云内城也、仍今構居住於彼地者也、然者右之御圖相違之故恐於佛意、為造營料益田村川上田之内上之丸・上福德・下福德、合而拾石處永代奉寄進之者也、仰希佛祖垂於冥助、令施主武運長久・子孫繁昌・息災延命所願成就而已、

種子嶋左近入道

慶長十四年太歲己酉十二月廿三日 藤原一琢（花押）

○慶長十六年辛亥正月廿一日、 義久公薨、

○三月、久時罹病日漸、而患無嗣子、然今幸妾有身、

若不男子欲贅婿令嗣家、故憑南郷淡路守忠重粟白  
義弘公・忠恒公、記于左、

○六五 種子島久時書狀

謹而奉言上候、

一拙者就長く之所勞、存命不定之身躰候事、  
一就夫于今跡繼無之候、左候へハ次女に幼稚なるも  
の儲置申候、雖然しかくの内之者持不申候間、  
拙者相果申候者、必定跡并拙者蔵入として在之処  
も散くに罷成候、其故者拙者幼少之時、時堯に相  
離申候、其砌色と被申置事共候つれとも、一言も  
不問恣に仕、拙者居処も無御座候つる間、千万心  
遣に奉存候事、

一拙者跡嗣自然男子於在之者不申及候、若於無之者  
幼少なる女子に、拙者跡をハ御繼せ被成候而可被  
下候、智養子之事ハ、御分別を以可被仰付候、乍  
去拙者存命之間ハ難定存候、明日をも不存身躰候  
之間、乍憚右之旨 惟新様へ申上候、御次而之節

者 奥州様へも御取合被成候様、宜御披露頼存候、

種子嶋左近大夫入道

一琢

慶長拾六年 太歲辛亥 三月廿七日

南郷淡路守殿

○四月十九日、 惟新公賜藥方之傳書、見于左、

○六六 島津義弘藥方伝授状

産前分別

一産月至時、臟府狹成、開節強故強睡臥ヘカラス、  
ソロソロ行歩、腹中クツロケ、骨筋血氣流通難消、  
食凶妄莫藥吞、大酒凶妄、不可針灸、不可憂思、  
高所登騒夏凶、強不可怒、不可打擲、不可重物取  
扱、風寒當手足冷夏凶、不可房夏、既産及時、腹  
強痛ト云トモ、腰強不痛、産未可意得、然者兩手  
足引、座敷ソロソロト歩カセヨ、腹痛イヤカルト  
モ強歩セヨ、如此スレハ、腹中クツロキテ子返り  
仕安シ、此折節腹痛トテ、ウツ伏ニ成、枕角ナト

ニテ腹イタム処ヲ押ヘナトスレハ、腹中ノ子ヲ押  
殺也、又甚痛時ハ、必子返セントスル故也、ウツ  
伏ニコロビマハレハ、子ノ手足ヲ押故、或横ニ手  
ヨリ生、或逆子ニ足ヨリ生ナトスル者也、然間ツ  
ヨク痛時ハ猶忍立テ仰、腹中ヲクツロクレハ、子  
返リ安生也、而子返セサル間ハ、少モ不可氣積、  
髮毛手ニ當ル時、腰抱上、一拍子ニ能氣積セヨ、  
如此遅生、右藥押重テ可吞、又手計生、其手ノ中  
ニ焼塩少入可灸、臍手ヲ内ヘ引入也、

一 小兒夜啼、灯心ヲ霜シテ用ソロ、又ホソノ下ニ朱  
ニテ田ノ字ヲ書、

一 小兒腹痛夜啼ニ、牛黄ヲ小豆ノ大サ乳汁ニ化服、

又ホソノ下ニ田ノ字ヲ書テ差、

慶長十六

四月十九日

惟新(花押)

種子嶋左近入道殿

参

○八月三日、久時遺書與女、事見于左、



○六七 種子島久時置文

申置候條と

一我等事長との所勞にて、日にまし衰へ候条、明日をもしらす候事、

一就其男子なく候而、笑止に存候、雖然我等あとの儀ハ、幼少なる女子に御継せなされ候而被下候へと、兼日

惟新様奉頼候、聊別儀有ましく候間、心遣候まし候、智養子の事ハ御意次第たるへく候事、

一父時堯にあひ離候砌、我等幼少に候つるゆへ、内ものもの時堯の置目をちかへ、恣に仕、既に居所も浅間敷躰候ツ、我等相果候者、女子の事候条、いよく、随意に仕候はん事ハ、少もちかひ申ましく候、殊に此中定置候蔵入等も相違申へく候、其外散と被成へく候条、乍憚右同前に加治木へ申まいらせ候間、是又別儀有ましく候事、

一憚千萬之儀候へ共、萬事

惟新様へ得御意候間、我等相はて候とも、諸事御

意を計候而可然候事、

一右之旨、惟新様へ書物を以申上候間、此条書後日の為に渡置候、我等相果候者、惟新様へも御目にかけて候へく候、以上、

慶長拾六年八月三日 一琢(印)

むすめかつけへ

○從野久尾移内城、

○二月廿三日、千利休居士贈久時簡及茶入大小二・

柄杓一、見于左、

○六八 千宗易利書状

追申候、宗竹作柄杓一本進之候、可被成御遣候、以上、

一昨日者御出、一服申候て本望候、向後於爰元相當之御用可蒙仰候、仍棗茶入大小ツツ家人任有合進之候、恐と謹言、

二月廿三日

(花押)

(分八書)  
〔墨引〕種子嶋左近太夫殿

人々御中

宗易

○六月六日、龍伯公賜久時書、記于左、

○六九 島津義久書狀

謹今歳之御吉兆千祥萬賀、猶更不可有際限、不易ニ候、抑為此等之祝儀、被任旧式種種と到来、珍重之至候、倍諸慶期後信之時候、恐と謹言、

六月六日

龍伯(花押)

種子嶋三郎二郎殿

○年号不詳書簡、皆見于左、

○七〇 大友義鎮書狀

去年出頭遂向顔候、喜悅候、仍飫肥表就干戈、忠親城内氣仕之通、其聞候之条、様躰具為可承、差遣使僧候、雖無申迄候、彼地之儀堅固候様可被添

心事肝要候、隨而太刀一振・刀一腰進之候、猶成大寺可申候、恐と謹言、

卯月廿四日

義鎮

種子嶋左近太夫殿

○七一 島津義弘藥方伝授狀

一羽かきも、ぬけの葉

ふくりうかん ふかかばのくろやき

鹿角やくろ やき とらの皮やくろ やき 鹿皮やくろ やき

にし木やくろ やき あか、ねのせんくす かんそう少

になくろやき 口傳有之、

右等分ニ合うすのりにて丸急のミほどニ、丸大鷹ニハ廿りう、はい鷹ニハ十りう、七りうつ、かい候也、猶口傳とうけニも大吉也、本法前のごとし、我等ハ羽までをかき候鷹ニハもつくわを加薬仕候、又も、ぬけニハもつくわとごしつとくわへ申候、

一も、ぬけの葉

山とのねの中すを取出、そくいのことくをし候へ  
ハ、ねはくくと成候、それをも、ぬけの所をよく  
くむしてのち、此薬付て上ニうミを付をく也、  
一段きとく成薬也、

一内も、ぬけ内薬

ふなをかけほしニして、こニして、かんそう少入  
て、丸薬にてかうへし、

一前のりうちの事

にはとこ くわ をばこ はこべ

せきしやうふ かす これを石をやき、其上ニを  
き候て水をかけ、其いけにていたむ所を能くむし  
申候、さて如此療治いたし、其後薬をかひ申候、  
一ちつき薬之事

にんしん かんそう ふくりう

やくしさう かつほ草 ひんらうし

各等分ニこしをつき候て、もつかうをくわゑ候、

一又のつニ

なまくりをくたきて、しにつゝミてかひ候、是ハ

しちがひの時もよく候、

十二月十日

惟新(花押)

種子嶋左近太夫殿

○慶長十六年辛亥十二月廿七日、久時卒于内城、歳

四十四、法號世尊院殿日怒大居士、

○慶長十七年壬子、義弘公使節南郷内匠忠利來甲

久時、

○久時遺言獻

太守家久公鐵炮五十挺 玉五匁、石目匁、

○夏、寔府士中村與左衛門來為屋久嶋・永良部嶋代

官、向慶長四年自假為公領時至今年使家士交為代

官初彈右衛門時定五年、次遠藤内六兵衛家成二年、次古市治右  
官衛門・渡邊勘左衛門三年、次七助時元・羽生嘉右衛門良能三  
年、合、自是屬官未復與焉、久時既卒、忠時在遺

腹之時也、

女子

四月十八日早世、法号妙登、

女子

七月十三日早世、法名信源、

男子

元龜三年壬申閏正月十五日早世、法名妙華、

男子

天正二年甲戌誕生、

天正八年庚辰三月廿七日早世、法名隆勝、

---

(表紙)

慶長十七  
寬永十九

種子嶋家譜

十七代  
忠時  
五

十七代忠時 慶長十七年至  
寬永十九年

種子島家譜

五

—女子

伊勢大隅守貞豐妻

天正十九年辛卯九月十五日生、母島津豊後守朝久

女 寛文元年辛丑二月十五日、  
死去、法名兩足院妙覺

嫁貞豐、所生之女子 太守光久公夫人、綱久公之

母堂 萬治元年戊戌六月十一日卒於江、  
府、法諱曹源院殿惠山顯泉大姉

○元和七年辛酉五月十五日死、法名華鮮院妙尊、

—女子

北郷佐渡守久加妻 作左衛門久盛母

○慶長十四年己酉四月十三日生、母同忠時、

○寬永十年癸酉正月十一日死去、法名華德院妙慶、

忠時

童名鶴袈裟丸 武藏守 左近太夫

○慶長十七年壬子八月十七日生、母家女房 前田十郎次  
郎重弘女

○慶長十九年甲寅夏、伊勢大隅守貞豐來、當館於井

上居之、

○元和元年、太守家久公以家老野間虎兵衛安繁・

平山休兵衛友貞輕鶴袈裟幼專私曲、命改易之、

十一月廿四日、野間自殺於覺府、平山未承其命

前病死於覺府、

○唐船漂來于赤尾木、

十二月、以鶴袈裟幼、家久公使入來院石見守重

國・町田駿河守久充來、而正一島政事、以上妻壽

木再為家老、且命群臣曰、勿以鶴袈裟幼亂君臣禮、

懷私曲意公事也、群臣承命、各誓不敢及命、

元和二年丙辰正月四日、重國・久充婦覽府、

元和四年戊午六月、家久公使者堀甚左衛門延貞

來、以肥後内記信光・平山内膳友嘉為家老、嚮老

臣壽木辞家老職不見許、今以信光・友嘉加之、且

國老贈連名之書、事記于左、

### ○七二 町田久幸外三名連署覚

覚

一其元之儀、鶴袈裟殿幼稚候間、諸事可難調与思

召、先年以御使衆置目等之儀被仰遣候、其後様子

不被 聞召候間、今度御使被差渡候事、

一上妻七兵衛入道役職任之儀、雖被申候、別ニ可被

仰付人無案内候而、是非共如此中可被相勤之由申

達候、然者七兵衛入道被相添、諸事肝を煎可被申

人兩人可被仰付之由、申談之事、

一出物未進之人者、知行被召上候而、被任御法度、

於無沙汰之人者、其噉可有之事、

一鶴袈裟殿米錢金銀之間借用候而、返弁無之人可為

曲事候間、公儀如御噉可被仰付事、

一先年以御使如被 仰出、鶴袈裟殿若年之間者、諸

侍氣任之儀於有之者、役人衆より公儀披露被申、

可被及御沙汰之由、弥御任候事、

已上

元和四年六月十四日

伊勢兵部少輔(貞昌)

三原諸右衛門尉(重德)

比志嶋紀伊守(國貞)

町田圖書頭(久寺)

○元和五年己未五月、唐船漂來、

七月廿一日、義弘公薨、

○元和六年庚申三月十五日、鶴袈裟丸首服時九、

家久公加冠、手親書御諱字賜之、號武藏守忠時、

伊勢兵部少輔貞昌理髮、賜御腰刀・御脇指・御馬、

明日於西之丸賜御長刀、又賜御脇指於老臣壽木、

○元和七年辛酉五月十五日、伊勢貞豐妻卒歲三十一、法名華鮮院

妙、

○元和八年壬戌十一月、顯娃主水親智幼息壽覺時十

後号南、以父之罪見放來男女三人息從、姉嫁北郷佐渡守久

加、

○元和九年癸亥九月十九日、忠時母卒歲十三、法號貞

心院殿妙語、

○十一月、奉 家久公命、本田甲斐守親良來弔慰母

喪、且賜書、國老伊勢兵部少輔貞昌・喜入攝津守

忠政亦贈書、共見于左、

○七三 某覺

覺

一武藏守幼少と云、両親共ニ被相終、万事可為蒙昧

候間、下と心安く氣任せなる儀可有之候条、年寄

とも能と申合せ、私曲無之様可入念事、

一連と如法度、いかやうの科人雖有之、於及殺害者

(鹿) 茹兒嶋申入、以其上可落着事、

一武藏守諸事可被相嗜事、

以上

⑩元和九  
亥霜月七日

○七四 喜入忠政・伊勢貞昌連署書状

猶以、老中衆皆と可有加判候へ共、當時他出

にて候間、為兩人如此候、已上、

御母儀就御遠行、為御見廻本田甲斐守被差遣候、

貴殿御幼少ニ候間、定下と氣任之儀も可有之候之

間、家中之衆能と懇懃ニ、諸事可相勤之由被 仰

遣候、將又貴殿へ諫等をも可仕人有之候間敷候条

種子嶋中分量とハ有なから、至下と無理非道之事

共不被仰付様ニとの御意、懇被仰遣候、誠ニ忝儀

不淺事ニ候間、被染心肝神妙ニ可有御座事、且被

對公儀而之儀、且家職被相守儀ニ候条、今度被

仰出候趣、不可有緩疎候、恐と謹言、

伊勢兵部少輔

元和九

十一月十四日

貞昌 (花押)

喜入摂津守

忠政 (花押)

種子嶋武藏守殿

御宿所

(本文書ハ、「旧記雜錄後編四」一八二七号文書ト同文ナリ)

十二月、自内城移上之城、

寛永元年、獻 家久公鐵炮百挺玉目九奴、

○七五 肥後内膳正外二名連署請取状

請取

鐵炮廿挺 但五奴

右ハ、種子嶋殿被成御進上候、慥ニうけ取申候、

前八拾挺請取申候、合百挺候へく候、以上、

元和拾年

四月四日

平田藤七兵衛判

小野少兵衛判

種子嶋殿御内

肥後大内記殿

参

肥後内膳正判(盛政ノ)

○六月八日、忠時獵安城村芦野謂之立、夜以炬火圍山野、明日馬上逐鹿射之有古例

射手肥後内記信光一獲・東市右衛門重氏・武田主税

宗次・河野後藤兵衛重安以上騎馬裝束・西村越前特昌・

平山内膳友嘉以上二人、無裝束、

○寛永三年丙寅、家久公有令第四女嫁忠時之命、

即到加浴木獻茶、上妻壽木從駕之嚴命也、家久公、

○寛永五年戊辰二月、山田主計有真・最上土佐義辰・

黒田友右衛門・警固足輕四人、護送比志島宮内少

輔國隆及其家人四人、来廿五日、放之于横山、

○十一月、有可誅國隆之命、同晦日自殺於横山國隆之妻有中将者、請詢死、國隆聽之、先殺中将而、檢使上妻壽木、後自殺、國隆年五十一、中将年三十五云云

西村越前時昌・平山内膳友嘉・遠藤内六兵衛家

成・西村二郎兵衛時景・名越彈兵衛等也平山友嘉於

國隆之命、即請檢使、官命曰、有自覺府檢使來、則却有背、

之意必矣、故宜令忠時家臣檢也、後所從國隆之男女婦覺府、

○寛永六年己巳、以家老平山内膳友嘉、獻茶入号茄子



家久公於江府、

二月二日、伊勢貞昌贈翰、左記、

〇七六 伊勢貞昌書狀

追而輕微ニ候へとも杉原五束進入申候、聊書

中之印計ニ候、

當春之御慶珍重、不可有尽期候、仍而御使平山

内膳方此方迄被遣候、御三殿様へ御音信共委申

上候、御祝着之由 御意候事、

一其地御蔵入之儀、最前 惟新様如御定、今度弥相

定候間、如其可被仰付候、下野守殿別而御懇ニ御

取合共候、春中ニ野州可有帰國候間、其節其元へ

も御檢者被差遣、彼是御為能可被成由候間、可被

成其御心得候、委細者内膳方可被申達候事、

一我等并内儀孫へも為御音信、銀子式枚ツ、被懸御

意候、遠路へ不被謂御心遣、却而迷惑申事、

一御茶入二ツ御進上候、何も見事ニ候、其内なすび

の御茶入取分見事ニ候間、先々 御前ニ被召置候、

奇特成御道具被成御持候と申事候、今一ツ之丸壺

者、自然所望之方も御座候て、可承合よし、内膳

被申候間、大事成御道具之儀ニ候へ共、先々預置

申候、何とそ御為能様ニ仕候而見可申之事、

一御屋敷之儀も、内膳口上ニ可被申達候事、

一我等孫之儀、又三郎様へ御縁組之儀被 仰出候、

雖斟酌千万ニ御座候、不被聞召分候間、不及是非

御祝言共申上候、先以目出度候、尚期後音入候、

恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

二月二日

貞昌

種子嶋武蔵守様

人々御中

（本文書ノ追而書ハ「家譜七」中ニアルモ「正統系図八」ニヨリテ本文書中ニ取録シタ）

寛永七年庚午正月三日、忠時發覺府赴江府、家老

肥後内記信光・平山内膳友嘉從之、以 將軍家渡

御于櫻田邸也、

於江府改武藏守號左近太夫、

四月十八日、將軍家光公渡御於櫻田館、同什一

日、大相國秀忠公渡御、忠時謁 兩將軍、時將

軍賜白銀百枚、忠時亦獻裕二十領、

七月十三日、忠時歸覽府、

十月五日、

家久公夫人薨

号國分御前、享年六十、法、諱興國寺殿持明彰憲庵主

寬永八年辛未十二月廿六日、家久公女嫁忠時

以公慈愛最深、修、禮甚厚、供賦有別記

忠時学射於淺稻弓無齊、探頤、寬永九年壬申三月

得印可、

### ※七七

北郷佐渡守久軍役書出

○七月、三人軍役写、見于左條

高七千六百九拾式石三人軍役之事

一、道具之者

弓 鐵炮

六拾六人 内六人ハ手廻之道具持

一、馬しるし持但ふきぬき

壹人

一、小さし持

壹人

一、かふと持

壹人

一、しやうり取

壹人

一、馬取

壹人

一、かちの者

三拾人 道具持候

一、夫丸

廿二人

一、乘馬十五騎

百五人 但壹騎ニ付主従七人ツ、

何かし 何かし

何かし

乘馬衆十五人各名字有、

合人数式百三拾壹人

一、船大小

五艘ツ、自舟

今度被仰出候軍役、我等知行之高之分、如右之賦

ニ而候間、御出陳之刻、不相關可勤軍役候、依様

子ニ過上可仕者也、

(寬永九年)

七月廿日

(久加)  
北郷佐渡守

八月、忠時呈高一萬斛三人軍役之書、開于左、

### ○七八

種子島左近太輔忠時軍役書出

高岩万石三人軍役之事

- 一 鉄炮 五拾挺 葉百斤玉三千相調召置申候、
- 一 鍵 式拾本 相調召置申候、
- 一 腹巻 五領 相調召置申候、餘者次第調可申候、
- 一 馬駿鳥毛巻立
- 一 乗馬 式拾騎 七疋召置候、餘者次第求可申候、
- 西村越前守 平山内膳正
- 遠藤内六兵衛尉 中田伊右衛門尉
- 美座四郎左衛門尉 美座治右衛門尉
- 川東九郎兵衛尉 川東四太兵衛尉
- 國上善左衛門尉 西村権右衛門尉
- 肥後内記 野間左兵衛尉
- 西村作左衛門尉 下村治部右衛門尉
- 上妻惣左衛門尉 知覧采女佐
- 渡邊才右衛門尉 古市左兵衛尉
- 渡邊勘兵衛尉
- 一小姓六拾人 五十人ハ鉄炮可持候、十人ハ手あき、
- 一かふと持廿人

一さし物廿人 急度調可申候、

一馬取四拾人

一ざうり取廿人

一夫丸七拾人

合而人数三百人

一船大小 自船自水手

如右之御出陳之刻、堅固ニ相調可申候、依様子過

上可仕候、以上、

寛永九年八月五日 種子嶋左近太輔（花押）

川上左近將監殿

喜入撰津守殿

十二月七日、伊勢貞昌贈書、記于左、

〇七九 伊勢貞昌書状

以上

一書申入候、然者今度南蛮宗之御沙汰ニ付、立野之儀、種子嶋へ可有堪忍由被 仰出候、如御存

薩州様御伯母之儀候間、可被添御心候、人之往来等御法度者、公儀より可被仰渡候、定作事之儀可有御沙汰候、於其元御老中衆へ御熟談尤候、恐惶謹言、

伊勢兵部少輔  
貞昌(花押)

寛永九年(寛永十二年)  
極月七日

種子嶋左近大夫様

人と御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」八八四号文書ト同ナリ)

○寛永九年壬申、久平公誕生于江府、母伊勢大隅

守貞豊女 貞豊室、  
忠時姉

寛永十年癸酉正月十一日、北郷佐渡守久加室卒 時忠

姉歳廿五法名、  
華徳院妙慶

○二月十一日、以永俊之事國老贈連判之書、記于左、

○八〇 島津久慶外三名連署書状

一書令啓候、然者其地へ永春逼基候へく候、如御

存知之、彼御方之儀、きりしたん宗之由候而、於

寔嶋度と稱御沙汰共候ニ付、本々ハ其宗旨ニて候

つれ共、御國へ被為參候而よりハ、宗旨為被相易

候由、重々段々被為申、最前從長崎被參候時ハ、

彼宗之道具共御座候つるを、以御檢者被焼捨、そ

れより以來浄土宗之守なとらせられ候由にて、

弥書物共深重ニ被成候へ共、御國彼宗誇之儀ハ、

畢竟永春 御前近候而被召仕候者共、彼宗躰にて

候故、見及聞及不苦事欵与存候而、分もなく成立

候条、所詮其地へ被遣候へハ、人之通融も有之間

敷候、其上種子嶋一嶋之儀者、從往古男女共ニ法華

宗にて、曾而不昆他宗間、彼是以其地へ被遣置候

ハ、不可及御機遣之由御座候而之儀ニ候間、於

其嶋宗旨之廣成候儀ハ、中々有之間敷候へ共、若

從長崎表傳商船通融共可有之儀も候ハん間、商船

參候ハん時ハ、㊦慥成入を被付置、自然△不審

成子細共候刻者、其船被留置、寔嶋へ可有御注進

候、自御手前為御見廻使共可被進人ハ、兼而被定

置、狼出入無之様ニ可被仰付候、為其如此候、恐

惶謹言、

寛永十年  
二月十一日  
伊勢兵部少輔  
貞昌(花押)

川上左近將監  
久国(花押)  
下野守  
久元(花押)

彈正大弼  
久慶(花押)

二月十五日、家久公吊姉喪賜忠時書、見于左、

○八一 島津家久書状

以上

一書申候、仍北郷佐渡守内儀遠行之由、其間得候、  
笑止千万、絶言語候、愁腸迷惑候段、令推察候、

謹言、

寛永十  
二月十五日  
家久(花押)

種子嶋左近太夫殿

(本文書ハ「旧記雜録後編五」六〇四号文書ト同文ナリ)

五月十七日、以上使來之事、國老贈連判之書、記  
于左、

○八二 島津久元・伊勢貞昌連署書状  
以上

一書令啓候、然者今度國廻之 上使衆、種子嶋へ  
も可有御渡由候間、貴殿御事早と種子へ御渡候而、  
御宿等諸事可被仰付候、御馳走之様子ハ、委鹿兒  
嶋へ可相知候条、老中衆へ御尋候而、不入事ニ御  
雜左無之様、御分別尤候、御宿等も寺か本とより  
有之家可然候、新敷誘候家ニ者無御座由候間、能  
と鹿兒嶋ニ而御談合尤候、恐惶謹言、

寛永十年  
五月十七日  
伊勢兵部少輔  
貞昌(花押)

下野守  
久元(花押)

種子嶋左近太夫殿

人と御中

六月十一日、家久公賜忠時孺人書、開于左、

○八三 島津家久書狀

返々、くハしき事口上に申候く、かしく、  
わざと一筆とりむかひ候、たねの嶋くらいらりとし  
て御入候つる、さこんの大夫とのへ、みなくし  
んし候、まことにゑんたうの事にて候に、かこし  
ましかとおはし候ま、よろつと、のへかたく御  
入候する、さやうのためにて候、ことさら御いゑ  
にもいまに別儀なく御座候事候、下野守よりくハ  
しく申され候するま、さこんとのへも此よし申  
候へく候、いよく御たしなミかんようにぞんし  
候、又くかしく、

寛永十  
九年

六月十一日

ゑとより

たね

むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ、「旧記雑録後編五」五三一号文書ト同文ナリ)

六月十三日、伊勢貞昌贈翰、記左、

○八四 伊勢貞昌書狀

以上

追而申候、然者先年御手前之茶入 黄門様被召上  
候、左様之御礼此中とかく不被 仰出候処ニ、今  
度於此元被 仰出、種子嶋へ有之御藏人四千石餘  
不残御給之由被 仰出候、目出度存候、以金銀右  
茶入之御礼雖可被仰儀も、當時貴殿被隔海路、在  
鹿兒嶋被成候間、諸事不弁ニ可有之候、左様成御  
心付、又先年於庄内御弓箭之時分、種子嶋衆一所  
ニ三十七人被遂戦死候、如此御禮も終未被仰候間、  
旁左様之御心持茂有之由候、弥以忝被思召、可被  
抽御奉公旨、御家中へも能く被仰聞尤候、尚委細  
者肥後内記方奈古屋段兵衛方可被申達候間、不能  
詳候、恐惶謹言、

六月十三日

伊勢兵部少輔

貞昌

種子嶋左近様

人々御中

○返賜所在于種子島之公領四千石、使西村越前時昌

到于江府、奉謝之、仍九月廿七日、下野守久元・

伊勢貞昌贈書、記于下

慶長末年檢地時、家老種子島六郎  
右衛門・野間虎兵衛・平山休兵衛  
以失心慮、増四千石為公領、  
以不應地方數と訴之、故及此

○八五 島津久元書狀

八月二日之御狀令披見候、然者御茶入之御禮彼是

ニ、種子嶋御蔵入四千石余御拜領候、為御禮西村

越前方被為差下候、念比ニ 上聞仕、一段 御機

嫌之儀共ニ御座候、殊更至拙者銀子壹枚預、過分

至極ニ候、猶越前方可被申達候、恐々謹言、

下野守

久元 (花押)

寛永十  
九月廿七日

種子嶋左近大夫殿

人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」二九六号文書ト同文ナリ)

○八六 島津久元・伊勢貞昌連署書狀

御茶入之御禮為彼是、種子嶋へ御座候御蔵入、不

殘御給候、忝之由候而、西村越前方進上被成候趣、

具ニ致披露候、一段御機嫌能候間、可御心易候、

於様子ハ越前方可被申達候間、不能詳候、恐々謹

言、

寛永九

九月廿七日

伊勢兵部少輔

貞昌

下野守

久元

種子嶋左近大夫殿

御報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五六九号文書ト同文ナリ)

○九月、忠時帰嶋、以廻國上使來也、

○廿九日、廻國上使小出對馬守・城織部・能勢小十

郎・國老川上因幡守久國、自屋久島來島間、翌日

到赤尾木、館城氏于本願寺、小出氏慈遠寺、能勢

氏日高織部宗昌家、

○忠時招三上使於妙法寺饗應、

○十月十九日、三上使赴覽府、

○忠時赴覽府、

○十二月十九日、忠時男子生覽府号千、鶴、

先是當家每歲不易之佳例雖其式尚存、蠶其舊記頗殘缺、今拾遺篇與所聞說、而記之、如左旧譜五月元日先出此年有所思、見于此、中行事、今我徒以、

○正月元日、島主詣本源寺番神堂、一人執太刀從焉、謂之太刀役、諸士中自撰之、

○同日、三献規式用十一人、不論同姓異姓自撰之、賜諸士滴酒云、具親者行酒云年、流、

○二日、覽馬于城内庭上、中間牽三方、以土器盃賜酒於別當、島主不在則家老名代、不用酒具、國上村・現和村献海物、

○三个寺住寺及妙久寺・妙泉寺・妙法寺・満徳寺、謁於廣間賀新年、献上有差、賜雜煮・吸物・冷酒・

暖酒、島主不在則家老代之、

○四日、於役所定初狩奉行的始射手俗云吉番、相談始、

○同日、上部六村庄吏謁家老於廣間次間、賀新年献

芋、賜盃酒、

○五日、大會寺招島主饗應、食膳等有式法、詠歌浦霞、島主以下至陪侍之徒及主僧各詠一首、島主不在則止、

○六日、島主率島中士卒田六郎山、謂之初狩、黎明會笠松云朝、狩場、令狩奉行點檢人数、乃下令定部位、

而后圍山放犬、以弓炮獲獸、田罷集阿僧平云夕、狩場、狩奉行又點檢人数及弓炮以聞焉、島主自棧敷假營、云棧敷、覽之、家老・物頭献一種二瓶侍席、西之表庄官献餅及酒肴云雜、餉、家老・物頭賜杯酒、嶋主不在

則家老代之、是日獲鹿、則與一頭西之表庄官、

○七日、中郡・下郡十一箇村庄夫、謁家老於廣間次間、賀新年献鏡餅・大芋・橘、賜杯酒、

○八日、慈遠寺招島主饗應、詠歌軒梅、島主不在則止之、

○十一日、卯時本源寺開社檀、午時軍陣祈念千巷陀、羅尼、自黄昏一島僧徒集會、誦陀羅尼、謂之温坐祈念、

至十三日止、



○是日卜令辰、於廣間祝具足、陪從人數以五・七・

九・十一奇數為吉、以武功・老功之臣而不撰家也、

嶋主一人飲寒酒、酌者撰侍座者之內與嶋主之性相  
生之人也、其餘賜猪羹盃酒在城內之諸士、

○同日、村々諸寺住侍謁嶋主、賀新年獻諸品、嶋主  
不在則家老代之、

○黄昏、於新城弓場的始、島主覽之、與温坐祈念同  
時始、射手六人服烏帽子・素襖、以二人為一列

云前者弓太郎、云後者弓二郎、別三、第一以前為上、第二以後為上、

第三以前為上、各射三回、射終第一列前者、中則  
六矢中鶴  
謂之十、召棧敷賜太刀・馬、余輩中者賜馬、第一

列前者以島主氏族、其余不撰異姓同姓、禮法有故  
實、自弓場直登城、賜冷酒・温酒・猪羹、家老接  
伴、是鎌倉例也、五人皆中則第三後者不發一矢以  
為不中、不中則不發一矢以為中、謂之挿、忌惣中  
與不中也、

○廿日、本源寺招嶋主饗應、詠歌聞鶯、島主不在則  
止、

○嶋主召三个寺住持及老僧於城內、詠歌門柳、不定  
日、嶋主不在則止、

○三月三日瀨落、以大罌圍前浦自洲崎至海土泊獲魚、營棧  
敷于西之濱覽之、西之表庄吏獻酒肴、

○同日、賜本源寺・慈遠寺・大會寺艾餅各一折、以  
直衛士為使者、慈遠寺獻同一折、

○五月五日、賜本源寺・慈遠寺・大會寺粽各一折、  
以直衛士為使者、慈遠寺獻同一折、

○六月廿九日、浮小舟江口池田浦、以爭遲速、謂之夏  
越祓、營棧敷本源寺弓場、島主覽之、西之表庄吏  
獻酒肴、

○八月一日、慈遠寺・大會寺納各紙二刀廿帖、與同品  
于兩寺、

○十二月廿七日、廿人家謁家老於廣間次間賀歲暮、

各納三種二瓶、與羹及盃酒、

○同日、本源寺・慈遠寺・大會寺賀歲暮、獻小折各  
三合煎餅野  
老薯預、

○同日、鍛冶賀歲暮、各納自作菜刀、

○除夜、卜吉時本源寺住職祈禱於持佛堂、嶋主拜戴經、

○寛永十一年甲戌正月元日、規式、如例、

六日、初狩、如例、

○十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番河東九郎兵衛

・渡邊勘兵衛、二番鮫島彦兵衛・下村治部右衛門、三番岩河理兵衛、鮫島彦三家次、如例、

○十三日、家久公賀男子生、賜忠時書、見于左、

### ○八七 島津家久書状

先月十九日、輒繁昌にて、殊男子之由、大慶不過

之候、弥近日可為成人候旨珍重候、此許無替義候、

一段静謐候、万期帰國之節候、謹言、

◎寛永十一  
正月十三日 家久(花押)

種子嶋左近将監殿

(本文書ハ「旧記雜録後編五」六八一号文書ト同文ナリ)

十五日、家久公賀新年、以使者賜忠時書及酒肴、

開于左、

### ○八八 島津家久書状

△<sup>▽</sup>◎<sup>△</sup>手鑑  
新春之嘉祥重疊、尚以不可有盡期候、旧冬者輒繁

昌之由、殊男子にて大慶之至、為此年之祝義此使

差下候、猶追と万賀可申候、謹言、

◎寛永十一  
正月十五日 家久(花押)

種子嶋左近将監殿

(本文書ハ「旧記雜録後編五」六八三号文書ト同文ナリ)

○三月八日、猿渡嘉左衛門・湯地嘉兵衛護送永俊尼

光久公  
外祖母 來、放大長野以鬼利支丹宗之事也、男女二十人從之

○八月、家久公歸于覺府、

○十一月十二日、千鶴卒、

○十二月二日、忠時及婦人至公以船三艘送之、十三端帆船四、十二端帆船八端帆船也、我

艘四、納殿役有川伊豆守・里役森與市兵衛・小者

役緒方権右衛門・西田平兵衛且比志島掃部夫婦蒙

命隨婦人來、

○十六日、家久公使日置吉兵衛來、賜忠時樽酒二

荷・塩鯛一折五・塩雁一羽、婦人樽酒一荷・塩鯛

一折五、

○廿六日、日置赴覺府、贈青銅千疋勞之、  
十二月、忠時獻誓書、記于左、

○八九 種子島忠時起請文前書

敬白 天罰起請文前書之事、

一奉對 光久公聊無別心御奉公可申上候事、

一縱雖私之遺恨人在之、御奉公方之儀ニ付於相談者、

少茂不挿狐疑之旨、轉變之時節在之共、 御家相

守御一筋、無二心御奉公可申上候事、

一於御兄弟中之御上、若惡心邪儀共御座候而、其旨

被仰聞候共、不致同心、則言上可仕事、

一於野心不忠者者、雖為縁者親類、不入其案可致披

露事、

一被 仰出御奉公方、於相應儀者、少茂不存疎意相

勤可申候、若手前之申違、或楚忽成儀共候ハ、相

改、其旨不依誰人御奉公之仕様、善方を用可申候

事、

一不依自國他國、請賄賂之進物、最眞之沙汰無之、  
可相守廉直之旨事、

一挿欲心、或最眞偏頗をいたし、或遺恨存、人を憎、

企讒言、或親子兄弟親類計を引立、催邪儀、國家

をいたましむるにをひて、切腹被仰付候共、聊御

恨ニ奉存間敷事、

一笑中ニ者含刀而、内意ニ者結朋黨通合、御談合之

儀を告洩申間敷事、

一何ぞ相談之時、不依大身小身、機嫌をつくろひ可

申儀を致用捨間敷事、

一一旦御事相濟處、色々依有最負打延せ、後日巧言

經年月、理を非ニ申成人於有之者、其通可致言上

事、

一傍輩中之儀者不及申、至又内百姓等迄、公儀沙汰

於成立者、無理非道之唆申付間敷事、

一我々於身上、若御不審之儀可有御座時者、御糺明

所仰候事、

右條々若偽於申上者、

○九〇 種子島忠時起請文前書

敬白天罰靈社記請文前書之事、

一 不顧私可致專 御奉公事、

一 私之遺恨有之而、色々以計策人を崩候儀、曾以有之間敷候事、付御為に可成儀と見究聞究候儀於有之者、無用捨可致披露候、我々勝手ニ徒黨をむすひ、色々に申掠義有之間敷事、題目國家之 御為ニ不成儀候者、能く其證據を究候而可申上事、

一 不寄誰人之上讒言等雖被 聞召上候、細々ニ遂御糺明可被下之由、誠忝御詫難有奉存候、如此雖不被 仰出候、讒言等之邪心者為士有之間敷儀候處、明鏡之 御詫之上者、弥以悪心これなく、不承究見究儀を、危相致披露聞敷事、

何事も就 御奉公方之儀、差合候而隱密かましましき儀を申たる様子、少も洩申間敷事、

一人々たのミ候とて、御曖方之煩ニなるを取次申間敷事、

一 いかにくきものにて候とて、毒飼ニ而人をころ

し候和譏、毛頭存企間敷候、自今以後毒を持はやし候もの承付候ハ、少も不隱置可致披露事、

一 自然 御兄弟様御間申妨もの有之ハ、其旨可致披露候、

御宗領之御事ニ御座候間、薩州様御事を専奉仰、乍不及何も御間吳儀無御座様ニ可相守事、

右條々雖為一事於偽者、  
寛永十一年十二月吉日

○歳暮、規式、如例、

○寛永十二年乙亥正月元日、詣本源寺番神堂、太刀役肥後久兵衛英信、

○同日、諸土目見、

○光久公舊臘於江府憂疱瘡、忠時以遠藤權之助家儀献願書、

○使遠藤右兵衛家教賀新年於江府、

十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、的始射手一番美座四郎左衛門  
門時運・鯨島内匠義乘、二番羽生九左衛門・遠、  
藤勝右衛門、三番山崎新右衛門・鯨島儀右衛門、如例、

○十三日、家久公使新納右衛門来、賜忠時樽酒一荷・塩鯛四、婦人樽酒一荷・塩鯛四・呉服一箱、以賀年始、

○十五日、比志島掃部夫婦歸覺府、贈青銅四千疋・

鹿皮三十枚、以勞之、

新納氏赴覺府、贈青銅千疋、

二月廿二日、光久公賜書、謝先忠時獻願文候公

瘡瘡、見于左、

○九一 島津光久書狀

瘡瘡為見廻使者并立願文、令祝着候、無残所本復候間、可心易候、將又内儀事より願文恐悦候、此旨可被相心得候、謹言、

薩摩守

光久(花押)

寛永十二  
二月廿二日

種子嶋左近太輔殿

○二月、賜有川伊豆守祿五十斛・森與市兵衛三十斛、

緒方權右衛門・西田平兵衛各二十斛、

○三月廿四日、家久公使山田主殿来、賜樽酒各一荷・雁各一翼于忠時及婦人、

○廿七日、山田歸于覺府、贈青銅五百疋、勞之、

○八月、二階堂城之助・土持平左衛門・町田五右衛

門・田尻賀兵衛来檢地、一島高八千二百七十三斛

二斗一升、

○十月廿日、家久公使新納四郎左衛門来、賜樽酒

各二荷・鯛一折于忠時及婦人、

○廿四日、新納氏歸覺府、贈青銅五百疋、

○十一月十二日、醫師中原傳心来、以婦人懷妊也、

日本國中始監察鬼利支丹宗門、

○十二月廿八日、獲江豚九十一于國上小濱長三尋或一丈三尺、

○歳暮、規式、如例、

○寛永十三年丙子正月九日、詣本源寺番神堂、太刀

役平山狩野武友、

○同日、諸士目見、

○十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、

の始 一番河東主計時貞、野間仲左衛門家誠、二番鮫島彦兵、衛・岩河覺左衛門、三番羽生宮内左衛門・遠藤權之助  
如例、

○十六日、女子生 母家久、公翁主

○使山崎新右衛門盛善賀新年于江府、

○十七日、前家老上妻壽木死、

○二月廿五日、中原傳心歸覺府、贈青銅二千疋、勞之、

○三月十日、家久公賀女子出生賜忠時書、見于左、

○九二 島津家久書狀

▽<sup>④</sup>手鑑△

一書啓入候、息女繁昌之由相聞、千秋万歳目出度候、其方之満足令察候、即為此右之祝義使進上候、委口上ニ可申達候条、不能詳候、謹言、

⑧寛永十三

三月十日

家久(花押)

種子嶋左近太夫殿

(本文書ハ「旧記雜録後編五」九〇八号文書ト同文ナリ)

○廿五日、川上又左衛門来、使永俊踏所崇敬之鬼利

支丹宗本尊、

○同日、光久公之使最上善二郎来賀女子誕生、賜忠時樽酒二荷・白鳥一隻・米二十俵、又賀新年、書及樽酒一荷・鯛一折、

○四月五日、川上最上歸覺府、贈青銅十疋、

○五月七日、家久公使伊東肥後守從江府来賀女子出生、賜忠時書及樽酒一荷・鯛一折、婦人樽酒一荷・雁一隻・呉服二品、幼女呉服二品、

○十九日、伊東歸覺府、贈青銅七百疋・鹿皮十枚、勞之、

○六月十八日、家久公辭江都歸薩府、故同廿四日、忠時赴覺府、

○七月十九日、家久公賁臨覺府旅館、國老島津下野久元・島津彈正久慶從之、玄蕃頭忠紀侍席、賜忠時單物二領・帷子三領・干鯛六・樽酒一荷、忠時請官暇將歸島、八月三日、家久公賜肩衣三緞・大蠟燭百挺・干鯛六・樽酒一荷・琉球焼酎一壺、

○八月五日、忠時歸島、

○歳暮、規式、如例、

○寛永十四年丁丑正月元日、忠時詣本源寺、太刀役  
平山狩野武友、

○同日、諸士見、

○使野間仲左衛門家誠賀新年于江府、

○十一日、具足祝、軍陳祈念、温座祈念、的始一番河東  
九郎兵衛時成、西村秀三郎時存、二番下村喜左衛門、遠藤七郎、三番山崎筑右衛門、遠藤勝右衛門、如例、

○二月十五日、忠時到覺府、

○五月廿九日、帰島、

○七月廿一日、家久公賜忠時書、以鉄炮之事也、

見于左、

○九三 島津家久書状

尚々、けん吶はつとにて候つるに、なにとて

さやう事共にて候、(義脱カ)無心元候、さりながら、

貴所かちいくさのやうに申候ま、まんそく

申候、おかしく候、かしく、

其後ハゆかしく候、この方替事なく候、

一廿目之てつほう如何相調候哉、此方なをし候事な

りかたく候間、あたりを被人念可給候、先度申候  
ことく、みしかく候様ニと申候つる、左様御入候  
へハ、如何可有之哉、定其元には相しれ候らん、

承度候事、

一小笠原殿でんちくにてけいこ候てつほう參候、す  
あひハ口ひろくして、おくほそく、くちハ五十日  
ほど、ミえ申候、あつさハ一ふんほどにて候、さ

れハうたせ候てミせられ候つる、なにほどにて候

哉、やふれ候、はしめてか様の儀共のよし申候、

くすりハ廿めかと覚候、玉ハ四十にて候、猶こま

く重而可申候、かしく、

七月廿一日

(島津家久)

(花押)

種嶋左近大夫殿

(本文書ハ「日記雜録附録」二七一六号文書ト同文ナリ)

○八月廿八日、安城・現和雨雹、圍八九寸、田島多

損、

○九月十三日、以 家久公疾病、故應命忠時及婦人

赴覺府船九、公以闕船迎之、相遇於伊佐敷即乘

移到于覺府、

○寬永十五年戊寅、忠時在覺府、

○年頭佳例、依舊、

○正月十一日、具足祝、軍陣・溫座祈念、的始一番美座

助八・西村五次右衛門時喜、二番鮫島五左衛門・岩、川利兵衛盛氏、三番河東六郎時良、西村秀三郎時存、如例、

○二月十六日、以鬼利支丹宗門一揆據於肥前島原、

奉 命使軍卒二百余人赴覺府、

○同日、光久公下國、以 家久公疾病也、

○十九日、獲江豚五十八千石寺能野濱、

○廿三日、家久公薨享年六十二、法號慈眼院殿花心琴

月大居士、

○廿六日、軍卒自覺府歸、以島原落城也、

○四月三日、澁谷惣兵衛及足輕三人自覺府來、捕永

俊內皆吉良右衛門及妻子五人歸、使山崎新右衛門・

羽生伊左衛門護送之、是以長右衛門父與島原一揆

也、

○五月四日、忠時夫婦歸島、

六月、以 光久公拜戴封國之印章、故忠時使肥後

久兵衛英信到江府、奉賀之、

○歲暮、規式、如例、

○寬永十六年己卯正月元日、忠時詣本源寺神殿太刀

許、

○同日、諸士見、

○十一日、具足祝、軍陣・溫座祈念、的始射手一番美座四郎左衛

門時運・下村治部右衛門時定、二番遠藤七郎家次、鮫島内匠義隆、三番下村喜左衛門・鮫島篠右衛門、如例、

○十七日、唐船漂來于住吉、

○使西村秀三郎時存賀新年于江府、

三月七日、使美座四郎左衛門時運・鮫島大炊義乘

送唐船于長崎、

六月廿八日、喜入撰津守忠政室永俊娘及女子二人姊者島津

中務久茂室、新八郎久賢母、忠政非實子、妹者忠政之實子也、坐永俊之事被放、中江

主水入道護送來、皆與永俊共居自大長野移居赤尾木石之峯時也、且

國老贈連判書二通、記于左、



○九四 島津久慶外三名連署書状

以上

一書令啓入候、然者喜入撰津守殿・基太村越中守殿御内儀去年離別被成、田代へ堪忍被成候、其段江戸へ被 聞召上、早竟前ニきりしたん宗ニ而有之故、如此候之間、豎野同前ニ種子嶋渡置可申由被 仰下候間、撰州内儀・同息女・越州内儀へ、今度中江主水入道相付差渡申候、人之出入共無之様ニ、堅被成御格護尤ニ候、巨細者主水入道可被申之間、不能詳候、恐惶謹言、

卯月廿八日

三原左衛門佐  
重庸(花押)

鎌田出雲守

政統(花押)

川上左近将監

久國(花押)

彈正大弼

久慶(花押)

種子嶋左近将監

人々御中

○九五 川上久国外三名連署書状

一書申候、然者立野・撰州内儀・基太村越中守殿内儀・撰州息女四人、相中ニ可被召仕人数女七人男三人、合拾人被召置、其余者早々如此地之被召渡候様ニ可被仰付候、聊御油断有ましく候、恐惶謹言、

山田民部少輔

有栄(花押)

寛永十六  
六月廿二日

三原左衛門佐

重庸(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

川上左近将監

久國(花押)

種子嶋左近太夫殿

○七月廿一日、忠時赴覺府、主水入道歸、

○八月十四日、鶴袈裟丸生後号、久時、

○歳暮、規式、如例、

○寛永十七年庚辰、年頭諸佳例、依舊、

○正月十一日、具足祝、軍陳祈念、温座祈念、的始

射手一番河東主計時貞・中村二郎四郎時家、二番岩川、治兵衛・鯨島喜平次、三番日高源三郎・鯨島歩右衛門、如例、

○三月二日、忠時帰島、

○十二月、唐船漂来于熊野浦人数百五十九人、

○歳暮、規式、如例、

○寛永十八年辛巳正月元日、忠時詣本源寺神役太刀殿不詳、

○同日、諸土目見、其餘佳例、依舊、

○十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、的始射手一番美座吉左衛門

時定・河東六郎時良、二番下村治部右衛門時定・西、村秀三郎時存、三番遠藤七郎・羽生太左衛門能玄、如例、

○使遠藤権之助家儀賀新年于江府、

○忠時令上妻惣左衛門秀隆移居于覺府、為留主居子妻移、

共、

○使河東九郎兵衛時成・肥後休兵衛央信送唐船于覺

府、時蒙官府之命、又送之長崎、三月十六日至彼

地、四月十一日、歸覺府、

○三月十九日、忠時赴覺府、

○四月六日、忠時為 光久公使節赴江府、家老美座

四郎左衛門時運、其余五十三人從之、五月八日到

江府、同十一日登城、同十三日於御本丸奉謁 将

軍家光公、 公口命尊答、且賜御道服及時服、

○五月十四日、執政酒井讚岐守忠勝賜書、開于左、

○九六 酒井忠勝書狀

昨日者仕合能薩摩守殿御進物被指上、就中貴殿も

御前へ被召出、御機嫌之旨御直被仰合候儀、一段

之御仕合候、薩州へ具可被申達候、然者私之御報

相調進候、可然様頼入存候、将又是式候得共、帷

子三、内单物一令進入候、聊書音之印迄候、恐々

謹言、かしく、

寛永十八  
五月十四日

忠勝（花押）

（ウハ書）

酒井讚岐守

忠勝

（墨引）種子嶋左近殿

○五月十五日、被授忠時 御奉書、開于左、

○九七 阿部忠秋・阿部重次連署書狀

今度仕合能御暇、道中無為至國元下着之儀忝之旨、  
得其意尤存候、因茲被差越使者、殊卷物二十・鶴  
一羽・赤貝漬物一壺・御樽一荷進上之候、右之趣  
披露之處、種嶋左近被召出 御前、早々念之入候  
段、御機嫌之御事候、委曲左近可為演說候、恐々  
謹言、

寛永十八

五月十五日

阿部對馬守  
重次

阿部豊後守  
忠秋

松平薩摩守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編六」一九四号文書ト同文ナリ)

○六月廿七日、自江府帰覺府、

○九月六日、忠時帰島、

○黒船漂来於長崎津、

○十一月、唐船漂来于莖永津、

○慈遠寺祖師堂及拜殿再興、

○歳暮、規式、如例、

○寛永十九年壬午、年頭規式、不詳、

○使日高木工助實俊賀新年于江府、

○正月廿五日、久志本式部少贈書、見于左、

○九八 久志本式部常尹書狀

十一月十八日之芳書、正月廿五日到着、遂面候心  
地拜見申候、如仰候、去年夏、為御使御下候故へ、  
急々御返事出候と、不懸御目残念之至候、其後阿  
蘇主殿へ御傳言慥相届申候、將又蘇鉄・しゆろ竹  
便宜ニ可被下候由頼母布、仍誰ニ而も可被懸御目  
候、去年のしゆろ竹大坂迄被下候へ共、不相届候  
義者、遠路之事情間、左様之事も可有之候事候、  
猶期後喜之時候条、不能具候、謹言、

久志本式部(常尹)  
常(花押)

正月廿五日

種子嶋左近太夫様

まいる

○二月、覺府普請奉行山口内藏助・二階堂十左衛門、  
屬吏平田仁兵衛・小島甚兵衛來、以風聞西國浦巡  
見上使小笠原安藝守・向井右衛門佐為來此地也、  
然不來、故四月歸國、

○三月十九日、覺府大火、起自堀面織田勘解由宅、  
忠時西北隣家悉焼失、家老上妻惣左衛門秀隆救之、  
人寡吾邸殆危、島津市正忠弘・山田民部有栄來助  
之、幸得全也、

○今年 久平公後改綱  
久公 元服於江府、八月廿二日、遣  
知覽掃部忠鎮江府奉賀之、

○以肥州島原為壙墟、將軍命移隣國民於島原、種  
子島百姓四戸、其數男女十三人、十月到覺府、

○十二月六日、赴島原每家賜馬一疋・農具及五穀  
種・銀二百目、

○十二月四日、以國老連判之書告明春可朝于覺府  
命、見于左、

○九九 島津久通外二名連署書狀

以上

一書申入候、然者貴老御事、夫婦共ニ鹿兒嶋へ相  
越、御奉公可被申由被 仰出候、來春者 殿様も  
早く可被遊御歸國候間、其以前御參觀可為肝要候、  
猶從家老衆可被申候、恐惶謹言、

寛永十九

十二月四日

穎娃左馬頭  
久政 (花押)

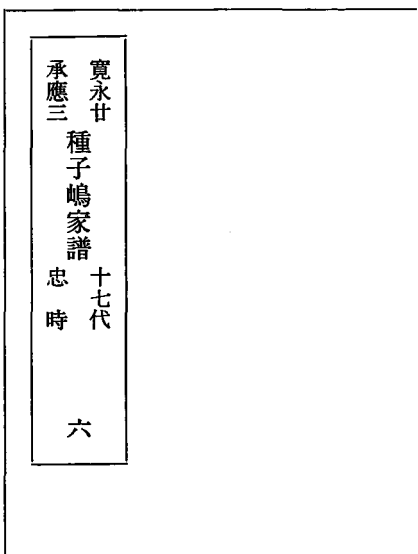
川上因幡守  
久國 (花押)

嶋津圖書頭  
久通 (花押)

種子嶋左近様

参人々御中

(表紙)



十七代忠時寬永廿年至  
承應三年

種子島家譜

六

○寬永二十年正月元日、忠時詣本源寺番神堂、太刀  
役平山勘解由武治、

○同日、諸士見、其余佳禮、如例、

○六日、初狩狩奉行、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・温坐祈念、的始射手不詳、如

例、使下村九左衛門時元賀新年于江府、

○十九日、國老以連判之簡傳可移住覺府之命事、

見于左、

○一〇〇 島津久元・山田有榮連署書狀

一書令啓候、仍貴老爰許へ可被成御移由、御意

之旨十二月四日之書狀從江戸昨日來着候、薩州様

早々御暇出可申候之間、其前ニ奥方以御同心可被

成御移之由候之条、其御心得御尤ニ候、恐惶謹言、

⑧寬永二十  
正月十九日

山田民部少輔  
有榮(花押)

嶋津下野守

久元(花押)

種子嶋左近太夫様

人々御中

○三月、忠時為五番組頭、時 光久公初分都下士為

六番、別又有國老組、

○六月、奉 光久公命、忠時居覺府、

○十七日、 光久公歸國、

○七月七日、忠時為 光久公使赴江府、家老肥後休

兵衛英信其余五十三人從焉、九月九日、登城拜謁

將軍家光公奉命、且賜御道服及時服、

○九月十一日、被授奉書、記于左、

○一〇一 阿部忠秋・阿部重次連署書狀

御札令拜見候、今度仕合能被遣御暇、忝之旨得其  
意存候、海陸無事歸國ニ付而被差越、種子嶋左近  
殊卷物二十并兩種一荷被献之候、右之通遂披露候  
之處、使者 御前江被 召出入念候之段、御機嫌  
之趣御直ニ被仰合候、委曲左近方可為演說候、恐  
々謹言、

◎寛永廿年  
九月十一日

阿部對馬守

重次在判

阿部豊後守

忠秋在判

松平薩摩守殿  
(光久)

(本文書ハ、「旧記雜錄後編六」三三七号文書ト同文ナリ)

同日、安藤右京亮重長贈忠時簡、記于左、

○一〇二 安藤重長書狀

昨日者首尾能御目見被成、御満足之段令察候、就  
夫私宅へ預御尋候旨、忝次第令存候、其節令他出  
不能面談残念之至候、猶期面之節候、恐々謹言、

九月十一日

重長(花押)

安右京進「亮秋」

重長

(墨引)種嶋左近殿  
(ウハ書)

御宿所

○九月十四日、酒井備後守忠頭(朝カ)、同二十日、高木筑  
後守正次贈書、記于左、

○一〇三 酒井豊後守書狀

先日者為御使者私宅へ御出之由忝令存候、手前病

中故不能面談、御殘多存候、猶期向顔之時候、恐

く謹言、

寛永廿

九月十四日

酒井備後守

忠頭(朝カ)  
(花押)

(墨引)(ツハ書) 種嶋左近殿

御宿所

忠頭△

〇一〇四 高木正次書状

一筆令啓上候、今度為御使者御下之由候へとも、

手前何角取紛御尋訪も不申入、御無音非本意存候、

然者從薩摩守殿御状預御音信候、其御請相認進之

候、猶期面謁之時候、恐惶謹言、

寛永廿

九月廿日

正次 (花押)

(ツハ書)

高木筑後守

正次

(墨引) 種ヶ嶋左近様

人々御中

〇十一月二十八日、忠時歸于覺府、

〇以唐船數漂來事煩故、請 官檢使、十月九日、檢

使濱田主水・相良市左衛門來、

〇十二月、松平隱岐守使浦野兵庫賜忠時太刀・馬及

呉服三、贈浦野白銀二枚、勞之、

〇歳暮、規式、如例、

〇正保元年甲申正月、規式、如例、

〇六日、初狩狩奉行 等不詳、如例、

〇十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、的始射手一番河東市左衛門時良

平次義如 三番日高源三郎實次・鯨島五左衛門家方、如例、

〇唐船漂來于平山村濱田浦、

〇三ヶ國中檢察鬼利支丹宗、忠時與伊集院右衛門・

川上上野司之、

〇三月八日、令長野伴右衛門秀遠・鯨島大炊義乘護

送唐船于長崎、

〇四月十三日、忠時孺人卒覺府患瘧 瘧也、光久公臨於

忠時邸哭之、

〇十七日、濱田・相良歸、

〇十八日、茶毘孺人之遺骸於福昌寺、收骨于正法寺、

令諸士更衛之、法号光瑞院殿妙國日饒大姊享年三十

○鶴袈裟及女子於覺府袍瘡、

○六月、光瑞院殿遺骨至、

○七月四日、忠時・鶴袈裟及女子至葬光瑞院殿、島

津相模守忠仍臣小田勝兵衛來為家臣、與祿二十斛、

○歲暮、規式、如例、

○正保二年乙酉正月元日、詣本源寺番神堂、太刀役

平山勘解由武治、

○同日、諸士見、其余佳禮、如例、

○六日、初狩<sub>狩奉行</sub>、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、的始<sub>射手一番河東市左衛門時良</sub>

・國上勘七時幸、二番遠藤權之助家儀・西村作藏時次、三番山崎彈左衛門、遠藤七左衛門、如例、

○使渡邊勤兵衛兼經賀新年于江府、

○三月五日、忠時赴覺府、

○歲暮、規式、如例、

○正保三年丙戌正月、規式、如例、

○六日、初狩<sub>狩奉行</sub>、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、的始<sub>射手一番河東市左衛門時良</sub>

・西村甚右衛門時家、二番鮫島三藏家次、牧伊兵衛、衛胤重、三番遠藤七左衛門家次、最上伴三郎義次、如例、

○使遠藤權之助家儀賀新年于江府、

○五月、一島封塚<sub>高六尺廻六尋、上植松、濱以石築之</sub>、

○六月、西主馬・兒玉作左衛門奉 公命來、點檢一

島牛馬之數、惣計千四百十疋也、後年不論增減以

為定式、

○六日、光久公歸國、

○七月六日、忠時至自覺府、

○晦日、令下村喜左衛門・羽生太左衛門・日高原三

郎・長野喜右衛門自殺、是彼四人等十八人結黨、

與西村越前・同氏權右衛門・上妻隼人相論政務、

將及異事、乃於覺府、與島津筑前守久頼・新納又

左衛門久了・東郷若狹守昌重其余知音之輩相議、

而按劾罪、以彼等四人為張本也、

○十二月七日、忠時赴覺府、

○正保四年丁亥正月、規式、如例、

○六日、初狩<sub>狩奉行</sub>、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、的始<sub>射手一番河東市左衛門時良</sub>

・國上勘七時幸、二番牧藤五郎胤道・西村秀三郎時存、三番鮫島彦三郎・遠藤七左衛門、如例、



○六月、國老贈連判之書、許忠時年三乘輿、記于左、

○一〇五 島津久通・新納久詮連署書狀

一筆令啓候、然者貴老儀馬乘下不自由ニ付、御國中乘輿被成御免許可被下通、新納刑部殿ニ而被仰上候、致披露候處、御國中御免許之旨上意候、向後其御心得尤候、恐惶謹言、

新納右衛門佐

久詮(花押)

◎正保四  
六月廿六日

嶋津圖書頭

久通(花押)

種子嶋左近様

人々御中

○七月廿三日、唐船檢使西主馬來、以黑船來于長崎津也、

○南蠻船俗云黑船來於肥州長崎津、近國頗騷動矣、忠時

奉 太守公之命、率川内等諸外城之衆守飯島、與

力本田内膳・醫師林道甫・家老上妻惣左衛門秀隆・

前田主膳重能、以事急速家臣僅七十余人、七月、

渡彼島、八月七日、黑船開長崎之港、故十六日還

覽府、

○十一月、西主馬坂覽府、

○福島清右衛門・吉田五郎兵衛奉 命來檢察鬼利支

丹宗、

○歲暮、規式、如例、

○慶安元年戊子正月、規式、如例、

○六日、初狩狩奉行等不詳、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、的始射手一番國上勘七時幸・西

村秀三郎時存、二番榎本休三郎・遠藤權、如例、  
之助、三番鮫島五左衛門・最上伴三郎

使山崎新右衛門盛善賀新年于江府、

○六月、大會寺再興、

○十一月廿九日、忠時至自覽府、

○十二月、伊勢惣左衛門・木脇民部左衛門來、以覽

府町人津曲休兵衛有辜被闕處也此時妻子居此地、

○歲暮、規式、如例、

○慶安二年己丑正月元日、忠時詣本源寺番神堂太刀役無

記書、

○同日、諸士見、

○六日、初狩狩奉行、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・溫座祈念、的始射手一番河東市左衛門時良

・西村作藏時次、二番羽生伴左衛門・鮫島、如例、

○九月八日、永俊尼卒於井上先是自石之墓、移居于井上、公使者大島志摩助忠知來備

院殿妙正大姊年七十五、香奠三千疋於牌前、

○九月、禁覺島四里四方放炮獵鴉、

○歲暮、規式、如例、

○慶安三年庚寅正月元日、忠時詣本源寺番神堂、太

刀役平山狩野友治、

○同日、諸士見、

○六日、初狩狩奉行、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・溫座祈念、的始射手一番國上勤七時幸・最

上伴三郎、二番遠藤右兵衛家教、榎本休三、如例是時一番弓

郎貞次、三番遠藤勝右衛門・羽生八兵衛

以圖、定坐、

○使遠藤權之助家儀賀新年于江府、

○三月六日、青山主殿來巡見一島浦、而同十九日、歸于覺府、

○四月六日、忠時父子赴覺府、

○六月晦日、光久公歸國、

○歲暮、規式、如例、

○慶安四年辛卯正月、規式、如例、

○六日、初狩狩奉行、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・溫座祈念、的始射手一番美座吉左衛門時定

・西村秀三郎時存、二番鮫島三藏・同氏、如例、使美座吉

彦三郎、三番鮫島吉兵衛・羽生伴左衛門

左衛門時定賀新年于江府、

○忠時以假貸多在覺府費用不足、請住本島省用、鎌

田左京・相良主稅傳 命、許 公在江戶之時宜住

島、

○二月廿日、光久公發覺府赴江府、

○四月廿日、將軍家光公薨、号大猷院殿、禁殺生

停音樂、

○五月六日、忠時父子歸自覺府、

○歲暮、規式、如例、

○承應元年壬辰正月元日、榮時代忠時詣本源寺番神

堂、太刀役下村與兵衛時良、

○同日、諸士見、

○六日、初狩狩奉行、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、的始射手等如例、

○廿一日、國老贈連判之書、傳令忠時為質于江府命、

記于左、

○一〇六 島津久通外三名連署書狀

改年之御慶多幸々々、猶更不可有際限候、仍今度

自江戶新納二右衛門尉を以被仰下候ニ、當分為證

人嶋津兵庫頭殿・嶋津玄蕃頭殿江戶へ替合被相詰

候、兩人ニ者向後難續候間、嶋津大膳亮殿、貴老

可被召加候、其由天下江被 仰上候、御返事次第

可被相定候、先内證可申置由被仰出候間申事候、

定近日可為御參上候条、其節巨細可申入候、恐惶

謹言、

山田民部少輔

有榮(花押)

◎承應元

正月廿一日

穎娃左馬頭  
久政 (花押)

川上因幡守  
久國 (花押)

嶋津圖書頭  
久通 (花押)

種子嶋左近太夫殿  
人々御中

○廿七日、男子生、名長鶴母家女房高、崎織部女、

○佐土原主島津但馬守久雅夫人光久公息女也卒、因三月、

使美座四郎左衛門時運到于佐土原、上妻三右衛門

于江戶奉弔之、

○四月十五日、忠時父子到慶府、

○五月、榮時為質到江府時歲、十四、

○六月十四日、光久公歸國、

○九月、南朝坊日源死穎娃主水男也、先是、以父罪所放來為僧、

○十月廿八日、忠時女到慶府、

○十一月、女子嫁于島津新八郎久賢侍女七、人從之、

○歲暮、規式、如例、

○承應二年癸巳正月、規式、如例、

○六日、初狩狩奉行、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、的始射手一番河内市左衛門時貞

・西村作藏時次、二番牧伊兵衛胤重、岩河民部左衛門時直、三番山崎甚兵衛・鮫島彦三郎、如例、

○七日、献太刀、

○三月廿二日、伊勢兵部貞昭修華鮮院妙尊大姊忠時姊

三十三回忌於正建寺、忠時奠折一合・樽一荷、

○六月、榮時自江府還于覺府、

○潤六月五日、忠時父子歸自覺府、

○九月十日、寺山又右衛門久貞・肝付三郎兵衛兼親

來檢察鬼利支丹宗、十一月晦日、歸于覺府、

今冬以忠時病痾、覺府醫師鮫島宗仙來、

○歲暮、規式、如例、

○承應三年甲午正月元日、榮時詣本源寺番神堂太刀役不詳

詳、

○同日、諸士見、

○六日、初狩狩奉行、如例、

○十一日、具足祝、軍陳・温座祈念、的始射手一番美座吉左衛門時命

・國上勘七時幸、二番上妻久左衛門家統・西村與兵衛時吉、三番羽生彦兵衛善駕・鮫島吉兵衛家包、如例、

○歸唐船遇難風漂流國上村小濱來破船、死者許多也、

所裝之貨物銀三貫目・銅・木綿等也、過半沈海底

不得執執、即作假屋、遣警固數十人與唐人共護之、

而達覺府、

○廿九日、覺府之醫師林道甫來、以忠時疾病也、

○二月廿一日、光久公使上村久左衛門行喜及醫津

守一庵來訪忠時病、

○廿七日、上村販于覺府、贈白銀二枚、勞之、

○廿九日、酒匂利左衛門・那須五左衛門來監察所破

損唐船之事、

○三月十七日、島津久賢婦人忠時女來省忠時病、忠時

病大漸、召家臣謂曰、榮時年少汝等克守忠義輔佐

之、令島津中務久茂賢父預一島之政事而可也、即

賜遺書於家老、臣等謹應諾焉、

○年間不詳書牘、記于左、

〇一〇七 島津家久書狀

已上

到遠境為見舞使被差上、喜悅之至候、爰元一段靜謐候間可安心候、將又銀子五枚為音信到来、令祝着候、猶委細之段口上ニ相合候之条、不能詳候、

謹言、

寛永二年

卯月廿七日

家久(花押)

種子嶋武藏守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一八八一号文書ト同文ナリ)

〇一〇八 島津家久書狀

大守家久公手鑑

為新年之祝義、到遠路使者被差越、殊太刀・馬勲愨之至欣悦此事候、其許無事之由令満足候、弥以子息可為成人と令推察候、此表之儀無相替事候、近日暇給候ハ、急度令帰國、万事期面談之節候之条、不能詳候、謹言、

二月廿八日

家久(花押)

種子嶋左近大夫殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」六九五号文書ト同文ナリ)

〇一〇九 島津光久書狀

年首之為祝詞使者、殊太刀一腰・馬一疋令祝着候、猶永日中自是可申候、謹言、

薩摩守

光久(花押)

正月五日

種子嶋左近太輔殿

〇一一〇 島津家久書狀

改年之吉兆多幸と、尚以不可有盡期候、為此等之祝詞一書令啓候、猶万賀重疊期後慶之節候、恐

と謹言、

寛永十二年

正月六日

家久(花押)

種子嶋武藏守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」八〇五号文書ト同文ナリ)

○一一一 島津家久書状

④手鑑

到遠方使書、殊両樽并肴共令祝着候、其後者其地之様跡如何と存候處、いづれも無事候由相聞満足不過之候、自是も為祝義、単物・帷子并樽・肴共銘く進之候、尚期後喜候、謹言、

寛永十二年

六月廿日

家久(花押)

種子嶋左近太輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」八三四号文書ト同文ナリ)

○一一二 島津家久書状

④大守家久公手鑑

為年首之祝義、下野守所送之書状、殊更太刀一腰・馬一疋致祝着候、猶永日中諸慶可申加候、謹言、

寛永十三年

三月廿九日

家久(花押)

種子嶋左近太夫殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」九一三号文書ト同文ナリ)

○一一三 島津家久書状

④手鑑

久敷其地之到来共無之候、無事候之哉、如何と存候、餘ニ此中無音ニ相過候之条、使差越候、仍為祝義肴一種・樽二荷令進入候、内義へも樽一荷并肴進之候、聊書信之驗迄候、謹言、

寛永十二年

九月二日

家久(花押)

種子嶋左近太夫殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」八五三号文書ト同文ナリ)

○一一四 島津家久書状

④大守家久公手鑑

其後者久々無音相過候之処、今度我等煩ニ付使被指越、殊願書共被入念候旨、別而為悦之至候、氣色も于今すきく共無之候、折角致養生事候之条、近く可致快氣候段、内義も色々懇祈之由、是又祝着之義共候、尚期来喜之時不具候、謹言、

寛永十三年

九月八日

家久(花押)

種子嶋左近太夫殿

(本文書ハ「旧記雑録後編五」九三六号文書ト同文ナリ)

〇一一五 島津家久書状

㊦大守家久公手鑑

我等所勞之義ニ付、使被差越候、一段懇念之至祝  
着不眇候、殊醬一桶是又珍重之至候、氣色之様子  
も次第少つゝ得快氣候へとも、喉之内之いたミ共  
相残難義之躰候之条、折角致養生事ニ候、逐日可  
得驗氣候之間、心遣有間鋪候、尚期後喜之時候、

謹言、

㊦寛永十四

霜月一日

家久(花押)

種子嶋左近大夫殿

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一一〇六号文書ト同文ナリ)

〇一一六 島津久平書状

㊦手鑑

改年之為吉慶、使者殊太刀一腰・馬一疋到来、謹

至遠境懇志之段令祝着候、猶嶋津圖書頭可申達候

也、謹書、

㊦寛永二十一年

三月十二日

久平(花押)

種子嶋左近太夫殿

(ウハ書)

種子嶋左近太夫殿 久平

(本文書ハ「旧記雑録後編六」三三五号文書ト同文ナリ)

〇一一七 島津光久書状

㊦手鑑

為改年之嘉祥、被差越使者、殊太刀一腰・馬一疋  
到来、誠に遠境被入念之段、欣然之至候、猶北郷  
佐渡守可申候也、謹言、

正月十五日 光久(花押)

種子嶋左近太夫とのへ

(ウハ書)

種子嶋左近太夫とのへ 光久

〇二一八 島津光久書状

⑧「大守光久公手鑑」

為年始之祝義、使者殊太刀一腰・馬一疋欣然之至候、委曲使者可申達候、謹言、

正月五日

光久（花押）

種子嶋左近大夫殿

（ウハ書）

種子嶋左近大夫殿

光久

（墨引）

〇二一九 島津光久書状

⑧手鑑

為新年之嘉祥、被差越使者、殊太刀一腰・馬一疋到来、於遠境被入念之段、欣然之至候、猶新納右衛門佐可申候、恐々謹言、

正月六日

光久（花押）

種子嶋左近大夫とのへ

（ウハ書）

種子嶋左近大夫とのへ 光久

（墨引）

〇二二〇 伊勢貞昌書状

猶々、よろつ御こゝろつかい御ゆたんあるま

しく候、かしく、

（上葉寿木）

此ほとしゆほくとうりう申されて、たゞいまくたりにて候まゝ、とりむかひまいらせ候、さてもく此たひハそんしのほかなるきつかい申、かなしさのほと申てもくつきかたく候、思召やりたまふへく候、なに事もくかへらぬむかしをなけき候てもせんなく候まゝ、さためなきよのことハりとそんしをく事にて候、しかれはさしいてかましき申やう、そこほとのとりにさたもいかしく候へとも、一たひハ御えんにつらなり、いまかくなりゆき候とても、まこなとおハし候事にて候まゝ、むさし殿へよきなき御あひたにて候ところに、我とそらみ申へき事ほひのほかにて候間、そんしよりたるほとをまつく大かた申候、きよねんはしめてむさし殿御めにかゝり、ひとしほよき御むまれつきめてたくそんし候、それにつき御おいたち



いかゝと、おりくこゝほどにても、たいのやな  
 とへも申事にて候、されはおやの御入なき人ハ、  
 せつかんいさめもなきゆへに、我まゝにおいたち、  
 ゆくゑあしくなられ候人いかほとも御入候、御と  
 しころの人とおほくおハし候とても、年たけ候へ  
 は我子をさへせつかんなりかね候まゝ、まして  
 主人へハそんなしよりも申かたき事世のならひにて  
 候、むかしよりにほんニももろこしにも、主人に  
 いさめをなす人まれなる事にて候、御うちしゆに  
 もとりきりてそんなしよりを申人ハありかね申へく  
 候、御ふくろの御いさめにて、ゆくゝしかるへ  
 く御おいたち候やう、よくゝ御せいを入られ候  
 へく候、まことに物しりたてなる申やう、後の世  
 まてもあさけりにて候へとも、むかしの事をひき  
 候て申候、そのかミから國にもうしといへる人御  
 入候、かの人いとけなかりし時、ちゝにわかれし  
 を、その母いかにもして此子をよくとりたてたく  
 おもひて、ちゝをかうむりたるてらのあたりにい

ほりをむすひいられしに、おきなき心まかせに、  
 人をかうむるまねをしてあそひしかハ、母これを  
 ミて、此まゝこゝにすむならハ、此子のおいたち  
 あしかりなんとおもひ、又いちのほとりにいほり  
 をむすひかへければ、いち人の物をうりかうまね  
 をしてあそひけれハ、こゝにもおきかたくて、が  
 くもん所のあたりにすまひければ、人のものをよ  
 むまねをしてあそひけるほどに、そのまゝそこに  
 ありけるほどに、したひにがくもんをしけれハ、  
 それより母ハよの里にすまひて、ある時きぬをお  
 りてみられしに、十ねんほとして母のめつらしさ  
 に、かのもうし母のゐらるゝ里にゆきければ、母  
 ハひさゝにてあひたるをよろこひハせずして、  
 おりかけたるきぬをなかよりふつときりて、もう  
 しにいふやうハ、此きぬハすんよりしやく、しや  
 くよりちやうになし、いかほどの心をつくしてお  
 りたてけれとも、いまかくきりぬれハ、あどのし  
 んろうハすたれり、なんちやうゝ十ねんてらに

ありてがくもんし、はやさとへきたりけれハ、十ねんのしんろういたつら事なり、此きぬのこしとて、母にしかられ又うちかへり、かくもん所へゆき、天下ニならひなきものしりになりたまひ、もうしとよハレ、國くよりしやうして、國をおさむるミちをたつねられ、いまの世までもろこしにもほんにも人のかゝミになられ候も、たゝ母のいさめゆへにて候、まへに申ごとく、ものしりたてハおかしき物にて候へとも、かやうの事をきゝたまひてこそとくしんもまいるものにて候まゝ申事にて候、とかくかくもんをめされ候ハねハ、てんのおそれをしらすして、おのからばちのあたるをしらぬとみえ候、せひくかくもんをさせまいらせられ、しんかのよきあしきをしりたまひ候ハてハ、一かう一在所のぬしにてもむりに人をつかい候事ならぬ物にて候、又主人にちうをなし、おやにかふをなし、あにをうやまい、おとゝをばこくむ、うちのもの百しやうにいたるまであわれ

ミをなすこゝろもち、ミながくもんの上ニ御入候、これハむさし殿へ御いさめの御事を申事にて候、よろつそこもたまへく(一悉)一たく御せんしやうの時ニかハリ申へく候まゝ、その御こゝろへかんにうにて御入候、もとくハそこほとへ御くら入など申事御入なく候、ちかき比よのなミに御くら入ともにて、御わたくしの御ちぎやうすくなくなり候ところに、御まかなひかたそのほか百しやうなどおほくおつかい候事、御ひかへなく候ハ、したくもつかれはて、御ちぎやうもあれはて申へく候、いかやうにもなされ、百しやうを御やすめ候て、ちぎやうをよく御つくらせ、こうきを御とゝのへなざるへく候、ついせうの人とハ一たくの御入候時にすこしもかハリ候てハしかるへからすなどゝ申へく候、それハミなどくになり候、むさし殿もしたいにかこしまへもおりく御参あるへく候、又かミかたへも御のほりにて候ハんニ、その御こゝろもちなく候て、御つかれはて候てハ、

のちくなされ候はんやうもあるましく候、久し  
きいゑのなりはてあまた見申てより、いよくき  
つかいニそんし候、のちくハ御ちきやうももと  
くのことくそろい申へく候まゝ、此おりから御  
ねん入候て、つゝき候やうになされ候て、め出た  
く御はんゑいあるへく、御心もち候かんうにて  
候、此ふみのやうてい、(上妻寿木) (肥後内記信光) (遠藤家成)  
六殿へも申候、さためてくハしき申入られ候へく  
候、返くさしいてかましき申やう、御心中もい  
かゝ候、又めしつかハるゝ人々くのそんしら  
れやうもはぢ入候へとも、まへに申つくし候やう  
に、一たび御ゑんにつらなり候まゝ、いよくむ  
さし殿をとりたて申たく候て、つねくのことろ  
のほど、よきつゐてにとそんし、筆をとめ申候、  
め出たくく、かしく、

誰にても

さた昌

申給へ

(本文書ハ元和七年五月十五日伊勢貞豊室没後、忠時ノ母ニ充テタルモノナラベシ)

年号不  
種子嶋家譜 十七代  
知書翰 忠時 七

〇一二一 伊勢貞昌書状

一書令啓候、然者從左近殿刀御持せ候而、上妻隼人此元へ久々被罷居候間、色々雖才覚候、自由ニ不罷成候而長々逗留候、於様子者左近殿へ以書状委申入候間、可有其心得、將又乍次手申事候、左近殿以之外御無力之由笑止千萬ニ候、當世者大名小名ニ入精、自然之時人をも多く召列、軍役定た

る役、役儀より上ニ馬の一疋も被召列候様ニ社、御分別被成候処、つねく不入事ニ御つかれ候儀ハ咲止千萬ニ而御座候、鹿兒島へ可被召置衆も多者入ましく候間、能く御賦せ候て、鹿兒島中可被致供人十四五人も被召置、其外御臺所方それくの役人など御賦ニて、不入所へ多被召置候事可為御無用候、左様成儀者御不案内ニ而、被仰度儘ニ候ハ、内衆者被恐候て、兎角不被申次第ニ種子島つかれはて候ハん事程有ましく候、左様之儀を各申かねられ候て、家之為ニならさる儀を為臣家見ながら打まかせ候て被居候儀、曲事ニ而ハ無之候哉、能く分別候て可有御覽候、薩州様などハ常々之御膳もいかに輕ク被仰付、又御衣裳等も少も御好無之候、左様之儀も下々より取持候へハ、大事之御在江戸被成候付、御國之御つかれ笑止思召間、御不断不入儀ニ物之入事被成ましき由御意ニ而、人之取持之儀をも御同心不被遊、いかにも鹿相成御様躰ニ而不断之御膳など

も參候、朔日・十五日・廿八日などにハ納戸衆談合候而、二之御膳などを上候、扱又朝ハとくより被成御出、必諸人之出仕を被成御覽、出仕ニ相候人帳ニ付申候、御年御十八ニ御成候処、奇特千萬成御分別、御家可為御長久与存、我々明日何と罷成候而も存残す儀無之候、ケ様ニ道らしき御事を御聞候てハ、他國之事ニ而候共、御まね候而尤候処、國之御主御行儀を乍御覽御不行儀候ハん事、無念成儀ニ而者無之候哉、又頃取沙汰候者、左近殿へ鹿兒島衆見廻候へハ、御打あかり候て御座候故、重而見廻も有之ましきなど、皆々被申由候、此元ニ而見申候ニ、始 尾張大納言様、紀伊國大納言様被成御見廻御歸候時者、表之縁之下迄、御送被成、殊外御懇懃成様躰ニ而御座候、公方様御兄弟様達さへ如此御座候処、其下ニ而御傍輩中へ之御付相御いけんかましき御事ニ而者、人之申様も可為尤候、いかにも人に御なつき候て、御見廻候人々を手を御取候而引入被成候程ニ御念

比ニて社、人も近付御為能候ハん、ケ様之事茂世上之風躰を被御覽候て、御分別も可參候、向後者在江戸被成、殿様之御行儀をも御覽、又世上之様子をも御見廻被成有へく候、近比利口過たる儀ニ候得共、必左近殿へ之御念比たてにても悪御座候、畢竟無餘儀御衆可然御座候へ者、國之御為ニ而候故、頃彈正殿などへも存寄異見申入候、我等為申左近殿ニ可被仰入候哉、御分別次第ニ候、猶期後音候、恐々謹言、

伊勢兵部少輔

(寛永六年)  
十一月三日

貞昌

平山内膳正殿

西之村越前守殿

肥後内記殿

御宿所

〇一二三 伊勢貞昌書状

一書令啓候、然者江戸 御前様一段御心易被成御産、御姫様御誕生之由、一昨日到来候、

黄門様御祝着不大形候、薩州様御留主にて氣遣  
存候処、思召まゝの御事千秋万歳候、将又御息様  
御息災被成御座候哉、承度候、虎壽様御事、弥  
被成御成人候、可御心易候、尚期後音候、恐惶謹  
言、

六月廿六日

貞昌

伊勢兵部少輔

種子嶋左近太夫様  
人々御中

〇一二三 島津久慶外二名連署書状

以上

一書申候、然者旧冬諸士江神文被仰付候、貴老御  
事者御渡海之時分故、神文不被成候、於其地御宗  
旨之神文被成、可有御差上候、今度前書差下候、  
比志島掃部助・有川伊豆守へ檢者之儀申渡候、為  
御存知候、将又今朝江戸より御左右御座候、  
薩州様御庖瘡弥御心安由相聞得候、目出度存事ニ  
候、恐惶謹言、

(寛永十二年之)  
正月七日

伊勢兵部少輔  
貞昌

川上左近将監  
久國

彈正大弼  
久慶

種子嶋左近太夫様  
人々御中

〇一二四 伊勢貞昌書状

以上

當年之為御祝儀預貴札忝候、御慶珍重々々、不可  
有盡期候、仍此方 御三殿様何も御息災ニ被成御  
座候、當年者別而御曹子様御一所ニ被成御越年、  
黄門様御満足之程可被成御推量候、一兩年中ニ此  
方江被成御參、御曹子様御目ニ可有御懸事可目  
出度候、委細者御使可被申入候間、可被聞召達候、  
将又為御音信、我等へ御太刀一腰・御馬代銀壹枚  
并内儀へも為御樽代壹分金二切、銘々ニ御慰懃之  
段、何様自是可申入候、恐惶謹言、

伊勢兵部少輔  
貞昌

(寛永十二年カ)  
二月十六日

種子島左近様  
御報

〇一二五 島津家久書状

返く、五もしいよくさかしく候よし、めて度候く、かしく、

かちきより使まいり候よし候まゝ、とりむかい候、わか身心ちの、かハる事なく候事、其元きこんとのこし候てまんそくたるへく候、此方いつれもくふしにて候、心やすくおもひまいらせ候、秋かせたち、すゝしく成候まゝ、心もよく御さ候ハんと、これより申まいらせ候、又とかしく、

(寛永十一年カ)  
六月廿日 中納言

いゑ久

むもし

まごる  
申給へ

〇一二六 島津家久書状

たよりのまゝ、一筆取むかひまいらせ申候、そこもといつれもふしのよし、ひとしほめてたく候、我身事すきくほどのよし御さ候、しやうくん様御わつらいのゆへ、いまたおめ見え申さず候、しかれハおいとま候て、いつまもハんどのよしの御事にて候、いかまやかて御め見え申候ハんとぞんし候、そのことくたね殿めいゝきねん、りうくわんとも御申のよし、一たん御うれ敷存まいらせ候、いよくかわる事なく候まゝ御心やすく候へく候、たねのものにも心得可給候、くわしき事ハかさねて申候へく候、申上まいらせ候、まつくめてかしく、△

たね殿

むもし  
まいる

いゑ久

〇一二七 島津家久書状

返く、明日ハさためて其方へまいる時分た

るへく候、暮時も参候すると思ひ候、先ハは  
ゝ参候てよく候するく、かしく、

明日ハ馬そろいにて候間、それ過候てよりまいり  
候へく候、ちゝもよくのミ候よし、めてたく思ひ  
まいらせ候、まき物の事うけ給候、しかくなく  
候へとも、見あハせ候て、これよりしんし候へく  
候、又とかしく、

(寛永十一年乙)  
九月六日

より

むもし  
まいる

いゑ久

〇一二八 島津家久書状

返く、やかてくたりのちうしん、なを口上  
に申候く、かしく、

此ころハ御いとまも出候すると思ひ候事候、さた  
めてせつく過候ハ、きこえ可申候、さこんどのも  
いまたたねへ御入候らんと思ひ候、上しふへ申候、  
ゆたんなくすりなど、のミ候やうにこゝろへ候  
へと申度候、かちきよりもゆたん有ましきと思ひ

候、留主の事にて候間、よろつおもひやり候事候、

しろへもしけくさしいて候てこそよろしかるへ  
く候、こゝ元かハる事御入候ハす候、やかてくた  
り候て申候へく候、又とかしく、

(寛永十一年乙)  
八月廿四日  
たね

より

むもし  
まいる

いゑ久

〇一二九 島津家久書状

明日ハ此方よりむもしもめしつれ候へく候、  
ひる時分よりまいり申へく候、花をさせとの  
事にて候く、

此鳥くまよりまいり候まゝ、しんし候、としのは  
しめにましてめて度候間、御ひさう可有候、上し  
ふきのふ然くさゝをものまれ候ハてと申候、明  
日ハさとの守かたへ参候て、めもしにいり候へく  
候、又とかしく、

十二日

より

たねむもし  
まいる

いゑ久



〇一三〇 島津家久書状

返く、上しふをはしめこゝろへ申たく候、  
しんさうか見まいのよし、うけ給候事候く、  
かしく、

いよく心よくおはし候よし、めて度思ひまいら  
せ候、此しやミ三けんしかくも御入候ハね共、  
をくりしんし候、御いとまもやかてのよし申候ま  
ゝ、<sup>④</sup>遣候△、上かたよりちとほとちかく御入候  
まゝ、しけくたうらいも候ハんと、うれしく思  
ひまいらせ候、かちきもふしのよし、留主の事ニ  
て候間、見まいも御入候ハぬ、またちとこし候て  
見まい候へかしとこそ思ひ候、又々かしく、

卯月十六日

より

たねとの  
むもし  
まいる

いゑ久

〇一三一 島津家久書状

此文したゝめ候おりふし、あハち守かちきへ  
こし候とてさやう候、尤候く、かしく、

きのふははしめておはし候つるに、めつらしき事  
御入候ハてと思ひまいらせ候、あハち守事、此中  
こゝ元にゐ候、いつの守る候まゝ、御かへし候て  
よく候ハんと思ひ候、さ候ハ、明日こそもととし  
候へく候、明日こそかちきにこし候へく候、又々  
かしく、

四日

より

(ウハ書)

(墨引)上しふ

まいる

いゑ久

〇一三二 島津家久書状

返く、ちひつニ申たく候へ共、くたひれの  
ゆへ申まいらせ候まゝ、あとよりこそ申出候  
へく候、やかてくたり候へく候するまゝ、心  
やすかるへく候、返ともまんそくに思ひまい  
らせ候、まつくめてたく、かしく、

わか身いまたおこりのよしにて、ひきやくを給候、  
一たんまんそくニそんし候、はやくとつかひた

まはり、もはやすきくとくわひき申候まゝ、す  
こしもねんつかひ入ましく候、又とかしく、

たね殿

むもし

まいる

いゑ久

〇一三三 島津家久書状

返く、さこんとのこゝろへ申候へく候、さ  
との守うちへも申まいらせ候、女はう衆いつ  
れもくふうくうく、かしく、

さつせうはんしやうのよし候へく候、わざとはや  
くのことふきにて候、一たんとそくさいの事ニ  
て候、きやうふさんくの事にて候つるに、きと  
くにつゝかなくまんそく申候、かちきさそく心  
つかひ思ひやり候事候、此中ハいろくさうせつ  
候て、心つかひ候つるに、てもよくなり候てまん  
そく申候、心やすかるへく候、やかてくたりのち  
うしん申候へく候、又とかしく、

(寛永十一年カ)

六月七日

たね

むもし

まいる返事

ゑとより

〇一三四 島津家久書状

けふハ御うとくしく候、十八日にこそうつたち  
申候、又と其うちにめもしにて申候へく候、むさ  
しとのへもこゝろえ申候、此文を上しふへわたし  
候へとこそ申候、やかて参候て申候へく候く、  
かしく、

十五日

より

(ツハ書)

(墨引)たねむもし

まいる

いゑ久

〇一三五 島津家久書状

先ほどハおはしまいらせ候てまんそく申候、やか  
て待入申候、上しふへしかくのさけをも申候ハ  
て残多候、又申候くねふ御さ候ハ、一ツニツ給  
候へかし、やまひものにはし下候まゝ、おほくい  
らぬ事にてすこし可給候、又とかしく、むさしと  
のへもこゝろへ候へく候く、かしく、

十二日

(ウハ書)

(墨引)たねむもし

まいる

いゑ久

〇一三六 島津家久書状

返く、まいり候て申候へく候く、かしく、  
こん日ハいまた申候ハす候、ちうやうの▽<sup>④</sup>小袖  
も△いまたまいらす候、これハ然くなく候へと  
も、をくりしんし候、やかて又御出候へく候、又  
とかしく、

廿八日

中納言

(ウハ書)

(墨引)むもし

まいる

いゑ久

〇一三七 島津家久書状

猶く、然く候ハて残多候、かしく、  
きれの事うけ給候、こなたにも然く御入候ハね  
とも、とりあハせしんし候、いかさまおさし候す  
るおりふし、しんし候へく候、彼方ちと參候て申

候へく候、又とかしく、

(ウハ書)

(墨引)つほね

まいる

いゑ久

〇一三八 島津家久書状

▽<sup>④</sup>いよく六月十六日△うつたち可申候、  
ほとは有ましく候、明日ハ又八郎かへりとて  
候、又申候、その方よりかちきへこし候する  
事、いつころよく候するやと思ひ候事候、又  
とかしく、

かちきへこし候すると思ひ候へとも、いまた隙あ  
き不申候まゝ、はんにまいり候すると思ひ候、こ  
との外上洛まへいそかしく候へとも、廿九日にこ  
くふせうかへこし可申候、上しふハこし候まし  
候や、其方にいられ候ハてはにて候、いよくい  
かゝと思ひ候、

六月十六日

(ウハ書)

(墨引)たねむもし

まいる

いゑ久

〇一三九 島津家久書状

そのうちハ申候ハす候、やかてたねへこしの上し候間、此廿四日にふたりともに此方にてふるまい可申候、十三日ハ久ゑもんとともにまいり候する、それよりも御いて候へく候、上しふへも其よし申候、又とかしく、

(寛永十二年九)

廿一日

(ウハ書)

(墨引)むもし

まいる

いゑ久

〇一四〇 島津家久書状

こゝ元かハる事御入候ハす候、心やすかるべく候、かしく、

そのうちハしかく人しても不申候、こゝ元しあハせよくそくさいにて候、御いとまも出候ハんと思ひ候、さりなからいつとなく候事候、上しふ

のさふりもいかニ思ひ候、きこん守殿へもころへ、さと守との内へも申度候、女はう衆いづれもく留すの事にて、一しほふうくう申候やうにと申候へく候、又とかしく、

五月七日

えとより

たね

むもし

まいる

いゑ久

〇一四一 島津家久書状

返く、こまよろこひ申候く、かしく、

いまた音つれもうけ給候ハす候、きのふこままいりにいろく給候て、▽⊙はやりいて△我らへミせ申候御れいに、於上しふつほねまてまいり候へと申候、三日ハとめて、上しふかたへる候へとこそ申候、しまの花まいらせ候間、をくり申候へやかて参候て申候へく候、又とかしく、

十七日

より

たねむもし

まいる

いゑ久

○一四二 島津家久書状

返く、其方へなたるきくの花御さ候や、  
見申度候く、かしく、

此中ハ御めにかゝらす候、まことのはいかゝ御入  
候哉、うけ給度候、御しよかきにても上かたより  
参候まゝ、しんし候、やかて御いり候へく候、又  
とかしく、

十六日

より

(ウハ書)

(墨引)たねむもし

まいる

いゑ久

○一四三 島津家久書状

此文はこ其方のにて候間、返事をよハす候、  
たんかう申候間、かしく、明日ハまち候へく  
候、とかくくなにとそ中なほり候へかしく  
思ひ候事候く、かしく、

昨日ハ上しふおはし候てまんそく申候、十六日に  
かうつたち申候間、明日ハ此方へまちいり候、又

上しふへ申まち申ころへ候へく候、かさねて申  
候へく候、又とかしく、

十日

より

(ウハ書)

(墨引)たねむもし

まいる

いゑ久

○一四四 島津家久書状

返く、さこんどのへもこのよし申度候く、  
かしく、

あまりく無音申まゝ、やかて参候て申候へく候、  
まことのめつらしくこそ思ひ候へく候、わか身こ  
ちけさはちとよく候まゝ、心やすく思ひ候へく  
候、廿日ころに参候ハんと思ひ候、かしこく、  
かしく、

十三日

中納言

(ウハ書)

(墨引)むもし

まいる

いゑ久

○一四五 島津家久書状

やかてこそまいり候、かしく、

やかてまいり候する、けふハ雨しきり候まゝ、ゐしもとうりう候てよく候するまゝ、其心得候へく候、又とかしく、

十五日

より

(ウハ書)

(墨引)上しふ

まいる

いゑ久

○一四六 島津家久書状

なにとともくしうし申はかりなく候、さりなからきねんくすりゆたんなく候間、さうくよく候へかしと申事候、明日ハうつたち候へく候、舟もとへまいり、やかて舟にのり可申候、いそきのまゝ、又とかしく、

(寛永十三年カ)

三月一日

より

たねむもし

まいる返事

いゑ久

○一四七 島津家久書状

此弓と矢、左こんとのへしんし候、又とかしく、こん日ハかちきへこし候て、やかてもとり候へく候、されハまへのたねとのさけられ候つるからのきんちやくを、いまに御入候やとて候、いらす候ハ、見申度候、又いつころたねへもこしたるへく候や、うけ給たく候、やかてくたり候て申候、かしく、

十日

より

(ウハ書)

(墨引)むもし

まいる

いゑ久

○一四八 島津家久書状

くはしく申まいらせ候、誰も然くの人これなきまゝ、心つかいにて候、其方に御座候ハんまゝ、さやうの人をかたらい候て尤候、やかてくにもとより申候へく候、めて度く、かしく、

三月廿九日

中納言

むもし  
返事  
いゑ久

〇一四九 島津家久書状

猶く、其元ゆるかせなきやうに尤候、むさし  
とのさてく内へもよくくこころへ申度候  
く、かしく、

御文詠めいり候、さうくゝゑとよりもたうらい文  
候、いそき候てまいり候への事にて候、大ミヤ  
う衆へぎんす給候て、いづれも御いとまのよし  
候、我らへも一まんまいはいりやうのよし候、と  
かくくゝいそき候て、まいり候する事、かちきむ  
もしの事、さんくゝの事にて候、

〇一五〇 島津家久書状

わさと一筆詠めにいり候、ことさらめつらしき一  
色しやうくわん申まいらせ候、うけ給候やうに、  
明日ハ花をもたせ候てまいり候へく候、上しふの  
さゝのてからを見申候へく候、此むめの花をくり

申候、上しふ一首よハせ候へく候、又とかしく、  
たねむもし  
返事  
いゑ久

〇一五一 島津家久書状

尚く、明日ハ申候へく候、かしく、

きのふはまいり候て、ことの外よい申候事候、け  
ふハうしろの嶋に参候間、明日はさうくゝもとり  
てこそ申候へく候、上しふへ申候、はやり事、き  
ねんの事共御入候間、やかてたんこう可申候、又  
とかしく、

十六日  
より

(夕ハ書)

(墨引)たねむもし  
いゑ久

まいる

〇一五二 島津家久書状

返く、然くなく候へ共、くこんしんし候、  
ゆわひひ<sup>(笈カ)</sup>まで候く、かしく、

其元はん生のよし候まゝ、めて度候、こゝ元も一

たんとしつかなる事にて、すこしもかハる事なく候、かちきもそくさいの事にて、心安く思ひまひらせ候、らいねん四月まで、こゝ元になる候ハんまゝ、それもやかての事にて候、其元るしや衆誰もなく候まゝ、けん心と申ものをこし候、くハしき事ハかちきより申し候へく候、くすりなどゆたんなくのミ候へく候、又とかしく、

(寛永十二年カ)

九月二日

中納言

たね

むもし

まいる

いゑ久

○一五三 島津家久書状

返く、しろへもこゝ元かハる事なきよし、こゝろへ候へく候、いもしかたへも申度候、くわなよりもしはへ此廿二日御いり候て、この外なるなくさミにて候、五もしも一しほあそひの事にて候つるく、又とかしく、

むもし

まいる

いゑ久

○一五四 島津家久書状

返く、きこんどのへも御こゝろへ候へく候、女はう衆いづれもくまんそくたるへく候く、かしく、

はん生のよしきこえ、まんそく申候、此ほど待久しく思ひまいらせ候つるに、かやうのめて度事有ましく候、まつゆわひとして、おやこへ小袖かさねしんし候、いよくはん生ニことにむすめに候よし、ゆく末たのもしく、一しほにて候、此方いづれもなに事なく候、久にたうらいも御入候ハてと思ひまいらせ候、やかてらい月さうくくたり候て申候へく候、又とかしく、

(寛永十三年カ)

三月十日

中納言

たねしま

むもし

まいる

いゑ久

○一五五 島津家久書状

返く、きとくなるてんきにて候よし、さもしへもよくく申度候、此方かハる事御入候



ハす候、先此方にて可申候まゝ、しんし候  
く、かしく、

わさとりむかい候、さてくさうくしゆつせ  
んにて候、其日ハ一たんとかいしやう心のまゝた  
るへきよし、山川の者共申候まゝ、さためて嶋に  
御こし候らんとおもひまいらせ候、さやうのよし  
うけ給たくとて、人をしんし候、其後ハかせあら  
く、然くの日よりもおハし候ハす候、まつ此よ  
し申候、又とかしく、

(寛永十一年乙)

十二月三日

たね嶋にて

むもし

まいる

かこしまより

いゑ久

○一五六 島津家久書状

尚と、これより此くわし山川へしんし候間、  
はや舟八丁ニて候て参候まゝしんし候、其方  
めつらしくいかゝと思ひやり候事候、又とか  
しく、

くミの事うけ給候、ありあハせ候まゝしんし申

候、此色もほんことくにハなく候へとも、まつを  
くり、かしく、まいらせ申し候、かしく、

(ツハ書)

(墨引)むもし

返事

いゑ久

三月二十六日、左近太夫忠時卒、享年四十三、法  
号勇猛院殿日深大居士、

寬永十六  
貞享二  
種子嶋家譜  
十八代  
久時  
八

十八代久時寬永十六年至貞享二年

種子嶋家譜

八

千鶴

寬永十年癸酉十二月十九日生於覺府、母同久時、  
同十一年甲戌十一月十二日夭亡、

女子

寬永十三年丙子正月十六日生、母同久時、

島津新八郎久賢室、離別後居住種子島、

享保二年丁酉十一月六日死、法号圓鏡院妙光日照

大姊、

久時

童名鶴袈袞丸 初榮時 三郎二郎 左近 藏人

寬永十六年己卯八月十四日己亥生、母 家久公第

四女、

寬永廿年癸未、隨父母赴覺府時五歲、

正保元年四月十三日、母病瘡瘡卒、法諱光瑞院殿

妙國日饒大姊年三、十、

四月、病瘡瘡、

七月四日、隨忠時歸自覺府、

慶安三年四月、與忠時赴覺府、

閏十月朔日、元服時十、二歲、太守光久公加冠、号三

郎二郎榮時、賜脇指則光、伊勢兵部少貞昭理髮、

榮時獻太刀一腰・馬一疋・天井折六合・酒樽五荷、

忠時亦太刀一腰・馬一疋、共奉謝之、

慶安四年辛卯五月、歸自覺府、

承應元年壬辰四月十五日、米時到覺府、

奉 光久公之命、與島津大膳久憲為證人赴于江府、

五月四日、發覺府先發、六月十一日、到江府新屋

敷之邸在溜池、交代島津兵庫忠朗、與力南郷仲兵衛

久盛從者五人・吉瀬千左衛門從者二人・家臣肥後久兵衛英

信・前田主膳重能兩人等七人從焉、

證人倫次御奉書、開于左、

○一五七 島津氏証人結番交名

薩摩守  
松平大隅守家来

一番 嶋津大膳 自身

二番 種子嶋左近實子惣領三郎二郎

嶋津安藝實子惣領又七郎

嶋津圖書惣領又五郎

三番 嶋津兵庫實子惣領又八郎

北郷佐渡實子惣領作左衛門

右六人、二人宛三替

▽慶安五年  
正月廿四日△

(本文書ハ、「旧記雜錄追録」一四一七の二号文書ト同文ナリ)

米時贈證人奉行杉浦内藏允・稻垣若狹守・酒井紀  
伊守・松平伊豆守・阿部豊後守太刀・馬代・帷子、  
各以簡被謝之、見于左、

○一五八 杉浦正昭書状

先刻者御出忝存候、致登 城不能面上御殘多存候、  
殊御太刀・馬代銀管枚并御帷子五之内单物二御持  
參忝存候、猶期向顔之時候、恐惶謹言、

承應元  
六月廿一日

正昭 (花押)

杉浦内藏允

(ウハ書)

(墨引)種子嶋三郎次郎様

人々御中

○一五九 稻垣重大書狀

一筆令啓上候、然者昨日被仰置候通、登 城之刻  
首尾能御大悦之段令察候、仍御帷子五之内単物二  
并御太刀一腰・御馬代銀子御持參忝存候、則御礼  
可申入候處、罷出夜入令帰宅候故、今朝迄延引申  
候、猶期面上之時候、恐惶謹言、

Ⓢ承應元  
六月廿二日

重大 (花押)  
稻垣若狹守

(ウハ書)

(墨引)種子嶋三郎次郎様  
人々御中

重大

○一六〇 酒井忠吉書狀

今度為證人御參府、昨日御礼相濟候ニ付、私宅へ  
御入来、殊外御祝儀御太刀・馬代銀子壹枚并帷子  
五之内単物二御持參、寔被入御念之段忝存候、其  
節 御城有之、不懸御目候、尚期後音之節候、恐  
惶謹言、

Ⓢ承應元  
六月廿二日

忠吉 (花押)

酒井紀伊守

(ウハ書)

(墨引)種子嶋三郎次郎殿

▽Ⓢ忠吉△

○一六一 松平信綱書狀

御當地御越之由候、昨日者太刀目録并帷子・単物  
預御持參忝候、其刻 御城ニ有之、不能面謁候、  
猶期後音之時候、恐々謹言、

Ⓢ承應元  
六月廿二日

信綱 (花押)  
松伊豆守

(ウハ書)

(墨引)種嶋三郎次郎殿

▽Ⓢ信綱△

○一六二 阿部忠秋書狀

昨日者入来、殊太刀・馬代銀子壹枚御持參、令祝  
着候、尚期對顔候、恐々謹言、

Ⓢ承應元  
六月廿二日

(忠秋)  
忠 (花押)

(ウハ書)

(墨引)種子嶋三郎次郎殿 阿豊後守

在江戸之時、被準旗下土行列、以天鷲絨蓋長柄傘、  
與手鍵同後備國主外常所禁也、公詣于寺社或遊觀之日、

以證人供奉不合時宜、故或先或後、到其所而謁

公、又每月禮日、候證人奉行稻垣若狹守・杉浦内

藏允宅、

承應二年癸巳正月三日、榮時拜謁、

將軍家綱公于本丸、獻太刀目錄馬代黃、金一枚、

四月三日、榮時登城、賜官暇且御道服時服、八

日發江府、六月一日、還覺府島津又七郎・島津又五、  
代于榮時・久憲、

閏六月五日、忠時・榮時歸自覺府、

承應三年甲午三月廿六日、忠時卒、

四月十四日、島津久賢婦人及醫師林道甫・津守一

庵皈于覺府、

嚮所破船于國上村之唐人議云、我黨數人居此地何  
益矣、宜留五六人守破船場其餘咸赴長崎遣水練者  
揚貨物矣、事達覺府、時命自此送之、故使美座四

郎左衛門時運從者二人・西村織部時孝從者二人・筆者羽生

庄左衛門・足輕三人警固、以船三艘送長崎、四月

十四日、開港到長崎、附唐人於官、同廿九日、歸

于覺府、

唐船檢使那須五左衛門・酒匂利左衛門皈于覺府、

五月九日、公使土持彈右衛門來、吊忠時喪、賜

香奠銀十枚、

光久公夫人使榎本利右衛門貞盈自江府來、吊忠時

喪、賜香奠銀三枚、

要取所沈國上村小濱水底唐船之貨物、長崎水練者

來、故覺府士勝目新左衛門來監之、

六月十四日、光久公歸國、

六月廿一日、送唐人並貨物於長崎、此時勝目氏及

警固野間仲左衛門家誠・長野伴右衛門秀遠開國上

浦田之港到長崎、同七月歸、長崎奉行甲斐庄喜右

衛門正定・黒川與兵衛正直贈復書於榮時、見于左、

○一六三 甲斐正定・黒川正直連署書狀

已上

家吉市郎右衛門方へ之御状令披見候、然者當正月於其元破損申候唐舟之荷物上ヶ残、水入之者見分之通、又此度御取上ヶさせ、其元ニ残置候唐人六人、警固兩人被相添御越、唐人并荷物共請取申候、寔被入御念候之通、最前江戸へ申上候、又此度も可申上候、唐人共も参り申候、委細警固之衆へ申達候、恐々謹言、

ⓧ承應三

七月三日

黒川与兵衛

正直(花押)

甲斐庄喜右衛門

正定(花押)

種子嶋三郎次郎殿

九月六日、榮時赴覺府、

廿二日、榮時襲家、獻太刀目錄馬代銀一枚奉謝奉國老之命

家老上妻、  
秀隆從之、

忠時遺言獻

光久公脇指治工三原

十月、從忠時遺言、請以嶋津中務久茂為後見於

光久公、許之、故久茂聞一嶋抑其家之政事、與其主談之決是非、謂之抑

時家老美座四郎左衛門時運・西村越前時昌・肥後

休兵衛英信・知覽采女忠親・上妻惣左衛門秀隆・

前田主膳重能也各自忠時、代為家老

久茂使覺府土柳本喜左衛門宗真聽家事、因茲年與

米三十斛、謝其勞、

十月廿七日、從例賜諱字于榮時、國老贈連名之

書、記于左、

○一六四 島津久通外三名連署書状

御家御諱之文字、先祖以來為御赦免之證據、

義久様御免許之御書物、以平田藤右衛門就被指

出、慥拜見仕、達上覽之處、被任先例之旨、被

仰出之条、可被得其意候、恐々謹言、

鎌田源左衛門

政有(花押)

承應三年

十月廿七日

町田勘解由  
久則 (花押)

新納右衛門  
久詮 (花押)

嶋津圖書  
久通 (花押)

種子嶋三郎次郎殿

(ウハ書)

嶋津圖書

種子嶋三郎次郎殿

新納右衛門

町田勘解由

鎌田源左衛門

同日、改名久時、

十一月、以久時繼世、諸士誓書、

渡邊二兵衛頼直・岡留平左衛門有罪、放渡邊于臥

蛇嶋・岡留于口之嶋、

十二月、毛利與三右衛門・篠原久太夫來自長崎、

取沈海唐船之貨物、覺府士肥後與左衛門亦來監始

末之事、

明曆元年乙未正月、規式、如例、

二日、賀年始獻太刀、公族・國老・一所持拜禮畢、

改席召久時壹人、賜三獻無古、例、

同日、贈太刀・馬代青銅各百疋於嶋津兵庫忠朗・嶋

津市正忠弘・嶋津安藝久雄・鎌田又七郎政長・嶋

津圖書久通・嶋津中務久茂・新納右衛門久詮・町

田勘解由久則・鎌田源左衛門政有・伊東三左衛門

祐貞、以謝襲家、

六日、初狩狩奉行、不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陳・温坐祈念、的始射手一番川内市左衛門時良、

覺兵衛、三番最上三兵衛・鮫嶋孫右衛門、如例、

五月、網久公始入國、久時與嶋津又七郎久英、

奉 公命至于千臺向田迎 公、廿七日、 公入覺

城供奉之人數、從官獻出、

十一月、本源寺再興、

明曆二年丙申正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温坐祈念、的始射手一番國上  
織右衛門時審  
・西村九郎左衛門時義、二番下村九左衛門時光・前田、如例、  
村右衛門重則、三番東森右衛門重治・西村與兵衛時次  
明曆三年丁酉正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温坐祈念、的始射手一番國上  
次郎右衛門時

安・下村與兵衛時良、二番數嶋早之九義敏・上妻源、如例、  
藏家信、三番渡邊常之助兼親・國上織右衛門時審

使上妻才之丞隆直賀新年于江府先是藏遣使者、今也蒙  
公命、與嶋津美作・嶋

津大膳庄内四、  
人交遣使者

江戶大火櫻田邸燒亡、使西村織部時孝到于江府奉

問之、

二月廿八日、久時襲家之后初歸自覽府、柳本宗

真・家老上妻秀隆從之、

三月、久時慶家督、與群臣食膳、群臣亦獻諸品、

有差、

四月十五日、久時赴覽府、

萬治元年戊戌正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温坐祈念、的始射手一番川内  
主計時貞・渡

邊權六頼貞、二番渡邊常之助兼親・西村淺右衛門、如例、  
時義、三番下村紋右衛門時良・西村元右衛門時吉

六月、使種子嶋權之丞時新奉問 光久公夫人之病  
于江府、

十一日、光久公夫人薨于江府、法号曹源院殿惠

山顯泉大姊、

閏十二月一日、長鶴元服、光久公加冠、伊勢兵

部貞昭理髮、名休三郎時定、

同氏伊兵衛時壽養時定為嗣子、

萬治二年己未正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温坐祈念、的始射手一番國上  
織右衛門時審

・下村九左衛門時光、二番數嶋四郎兵衛義敏・日高、如例、  
主水實次、三番渡邊勘左衛門頼包・數嶋吉兵衛家包

九月、渋谷二郎左衛門・伊東安右衛門・宮内權兵

衛・山路彈右衛門屬吏三  
十二人來檢地、斛數八千七百二

十三斛一斗一升三合、

萬治三年庚子正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温坐祈念、的始射手一番國上  
織右衛門時審



・河東元右衛門時吉、二番敷嶋四郎兵衛義敬・羽生、如例、孝右衛門義輝、三番渡監物頼包・鮫嶋吉兵衛家包

二月、檢地奉行販于覺府、渋谷・伊東奉命留滯檢察切支丹宗、

三月、渋谷氏・伊東氏販覺府、

十六日、久時歸自覺府、以祭考妣也、

十九日到廿一日、修勇猛院殿日深大居士七年忌于本源寺、

廿二日到廿四日、修光瑞院殿妙國日鏡大姊十七年忌于本源寺、

四月廿六日、久時赴覺府、

五月廿八日、光久公歸國、

廿九日、久時奉 光久公謝官暇使發覺府、六月、

到江府芝邸、七月一日、登 營、奉見 家綱公賜御道服及時服、九月一日、還于覺府、時與力新納

四郎右衛門・家老美座四郎左衛門時運・物奉行平山内膳武友等家臣五十三人從之、

九月廿三日、久時寄附慈遠寺祿二十斛、以先君忠時得蓮師大曼陀羅一軸於慈遠寺、未報謝而卒、當

住學淵院日詮訟之也、證書記于左、<sup>④泉</sup>

○一六五 種子島久時寄進狀

當寺什物蓮師之大曼陀羅一軸、慈父左近忠時被召上之由候、雖然其刻何そ禮物不被遣之旨承候ニ付、今度知行高貳拾斛到永々令寄附候、為後證仍如件、

萬治三年<sup>庚</sup>九月廿三日 三郎次郎(花押)

慈遠寺當住

日泉

十月、以五穀不熟、嶋津久茂使小川十左衛門・河

野内藏右衛門來檢見焉、十二月、歸于覺府、

十一月十六日、喜入攝津守忠政室死于井上、法号

遍照院妙身<sup>永俊尼、女也</sup>、

十二月十日、久時娶北郷久盛女、事記別卷、

寛文元年辛丑正月、規式、如例、

六日、初狩<sup>狩奉行不詳</sup>、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温坐祈念、的始<sup>射手一番美坐吉左衛門時命</sup>

・西村清兵衛時永、二番下村紋右衛門時良・鮫嶋四郎、如例、  
兵衛義敏、三番渡邊勘左衛門頼定、鮫嶋吉兵衛家包、  
久時病痘疹、

二月九日、招嶋津久茂、授備州長船基光脇指、以  
屬家事也、

三月五日、久時姊嶋津久賢妻來歸、

十日、婦人法華受法戒師本源寺、  
惠心院日達

六月、佐土原城主嶋津但馬守久雅、使上田三郎右  
衛門賀久時之婚姻、贈太刀・馬、以青銅百疋勞使者、  
寛文二年壬寅正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、  
不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番美座  
源右衛門時益

・美座織右衛門時審、二番下村九左衛門時充、鮫嶋四、  
郎兵衛義敏、三番最上三兵衛泰次、鮫嶋秀兵衛家次、如例、

七月十日、久時奉 光久公命使于東都、八月、到  
江府、與力富山弥市兵衛義辰從者二人・家老肥後久兵

衛英信・物奉行西俣内記實詮等凡從者五十七人、

八月十六日、村越長門守贈簡、見于左、

○一六六 村越吉勝書狀

一筆令啓候、今朝者松平大隅守殿より之御狀并白  
紗綾拾卷入一箱御持参之所ニ令他行、不能會顔残  
念ニ候、大隅守殿江御請申上候、猶期後音候、恐  
惶謹言、

八月廿六日

村 長門守

⑨吉勝  
(花押)

(ウハ書)

(墨引)種ヶ嶋三郎次郎様

参

吉勝

九月一日、登 城、奉謁 家綱公、賜御道服及時  
服、

三日、御老中連判之御奉書、記于左、

○一六七 酒井忠清・阿部忠秋連署書狀

御札令拜見候、公方様益御機嫌能被成御座恐悅  
旨尤之御事候、將又先頃首尾好御暇忝被存候、就  
歸國被差越種嶋三郎次郎、羅紗五間・御樽・肴被  
獻之候、遂披露候處、御前江使者被 召出、被

入念候之段、御喜色之 御儀候、委曲三郎次郎可  
為演說候、恐々謹言、

阿部豊後守  
忠秋在判

▽寛文二年△  
九月三日

酒井雅樂頭  
忠清在判

松平大隅守殿

(本文書ハ「旧記雜錄追録」九七八号文書ト同文ナリ)

九月十七日辞江府、十一月四日還覺府、

寛文三年癸卯正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温坐祈念、的始射手一番川内六左衛門時尚

・西村清兵衛時永、二番上妻大内藏家信・前田  
十郎兵衛重則、三番吉良六兵衛・渡邊勘左衛門、如例、

二月、獻 光久公法華經一部一卷写本一紙、

三月、本田内膳・白坂市郎兵衛・足輕六人護送嶋

津大膳久憲家人一人從之、繫獄於古田村、且國老贈

連名之書、傳可令久時家臣警衛獄舍 命、即遣諸

士守之、本田・白坂等帰國、事記左、

○一六八 島津久憲遠島ニ付取扱方何書

一大膳殿余人ニ為相替人跡ニ候間、此節自身島江差  
越、警固以下之儀可申付哉之事、

『此條自身島へ可被為越儀者無用候、島へ可被為見廻序ナトニ  
ハ左モ可有之哉、』

一同人住居之到番之者共、細々之御法度書被下置度  
候之事、

『此條之儀者、條別可相渡候、』

一自分より大膳殿江見廻之使并音信物等仕儀、苦間  
敷哉之事、

『此條自分音信ナト之儀者、御預ニテ候間不苦候、乍尔節ニ  
者無用ニ候、』

一在番之者兩人程其所江召置、しかと警固相勤候様  
可申付候、此外ニ茂今壹兩人も加番之者召置可申  
哉之事、

『此條定番兩人之外加番モ可被仰付哉ニ候由尤ニ候、其分ニ見  
合可被成候、』

一賄仕者兩人程被仰付被下度候、若壹人ニ而候ハ、  
差合候之刻、所之者可相調儀者無調法ニ可有御座

候、其上無念存候故令申候事、

『此條賄之人壹人ニテハ成間鋪由候、此方ヨリ先壹人參替ニ候間、其心得ニ而差合候刻者、右之様成儀可仕人見合可被置候、』

一右定番之外、家來之者共壹人も大膳殿江見廻無用

ニ可申付候、乍去役人共儀者時々番所迄參候而、

堅固相勤候様指南可被為仕候、尤入用之時分者、

醫師共御見廻可為申事、

『此條役人之衆、時々打廻番所見合可然候、勿論氣色惡敷時分者役人醫者召列可參候、惣而見廻之人ハ無用ニ候、於様子者可相渡條別ニ可有之候、』

一右之外可窺 御意儀共候、時々可申上事、

『此條承届候、』

卯三月五日 御取次 喜入五郎兵衛

○一六九 島津久通外二名連署覚

覚

一不依誰人獄舎之近邊ニ寄せ間敷事、勿論外囲より

内江入儀者堅可為禁制、若於用所之人來者、番之

者門外江罷出可承達事、

一所之役人一ヶ月ニ壹兩度ツ、打廻ニ可參、其節者

大膳江致對談、左候而番之者置目并獄舎之廻入念

可見届事、

一大膳召仕候家來壹人・賄夫兩人相付之条、用段ニ

而召寄候ハん刻者、夜白共ニ別而可入念事、

一獄舎之四壁并外垣破損可有之刻者、番之者前より

役人江申出可致修理事、

一音信物・状之類雖持來、曾而内江入間敷候、左候

而其品々勿論其人之假名記置可申出事、

一三郎次郎方より稀ニ者音信不苦候、節々之音信物

可為無用事、

一定番之者兩人 公儀賄ニ申付候事、

一獄舎之内江硯・墨・筆・たはこ之火付・火打道具、

就中金物且又木・竹・繩之類入儀、堅令停止事、

一大膳氣色惡敷刻者、所之醫者何時茂番之者相守、

何事を申候哉可承、若隱密之對談ニ而御心得可入

儀者可申出、且又右家來籠江節々參候儀可為無用

付、右三人之者氣任於申者、早速此方江可申出事、

一所之者役、家来方へ懇切ニ申合人共候ハ、横目付置、役人共より三郎次郎方迄可申遣事、

一賄夫兩人付越候、差合儀共可有之節者、所より右代可申付事、

一右三人此方より無證文、曾以為致他出間敷事、

一番所可為定燈附、毎夜兩度ツ、時を不定可相廻、

尤風雨之節者、役人召列致見廻、茶服用候様ニ可申付事、

一沐浴壹ヶ月ニ一度、夏者可為兩度事、

一於番所ニ高雜談・晝寝・小哥・盤之上等之戲、堅可禁之事、

一右同所火之用心其外、萬事心懸可為肝要付、妄不可飲酒事、

右條目之趣相專符無緩様ニ可被申付者也、

寛文三年卯三月十三日

(鎌田政老)

源左衛門印

(島津久茂)

中務印

(島津久通)

圖書印

五月十八日夜、久憲縊死于獄中、即以飛船達覺府、

於是六月十日岩下伴左衛門・加世田新兵衛來檢見

久憲死狀、葬獄舍邊坂覺府久憲家臣、坂覺府、

七月、慈遠寺拜殿再興、

十二月十一日、綱久公光臨于久時館、時獻古今

一部堯好、唐繪一軸王昭君胡、國入図、

寛文四年甲辰正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番川内、六左衛門時尚

西村城之助時英、二番下村紋右衛門時良、鮫嶋、彈左衛門義敏、三番日高主水實次、渡邊監物頼貞、如例、

四月四日、綱久公光臨于久時邸、

六月三日、光久公光臨于久時邸、

十六日、改三郎次郎号左近、獻太刀目錄、

九月五日、鶴袈裟生於覺府、母北郷久精女、

寛文五年乙巳正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番美座、織右衛門時審

西村城之助時英、二番上妻大内藏家信・前田、十郎兵衛重則、三番吉良六兵衛・西村篠之丞、如例、

三月十五日、光久公光臨于久時邸、

十八日、久時附刀一腰肥州・弓三張於本源寺、有

心願也當住惠信、院日達、

十月、前家老知覽忠親死、

川上五藤兵衛・宮原五兵衛來檢察鬼利支丹宗、

寛文六年丙午正月、規式、如例、

十日、初狩式日六日、以風雪、故緩、狩奉行不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陳・温坐祈念、的始射手一番美座源右衛門時益

・西村清兵衛時永、二番岩川萬左衛門盛道・羽生、孝右衛門善駕、三番渡邊主膳兼祐、羽生新九郎、如例、

川上氏・宮原氏皈于覺府、

三月、許次郎右衛門時貞種子嶋号、先是時貞祖父

主水時盛當家末流而冒北條号、至其子甚四郎時住、

忠時禁之不肯、至于茲時貞請之也、

廿四日至廿六日、修日深大居士十三年忌于本源寺、

四月、鯨嶋吉兵衛家包有罪放流于屋久嶋、

六月、久時奉 光久公使赴江府、家老上妻惣左衛

門秀隆・假物奉行平山治右衛門武治・上妻七兵衛

隆直等家臣六十一人從焉、與力柳本喜左衛門宗真

從者・時弟休三郎時定請而從、七月廿八日到江府、

五人・時弟見 將軍家綱公、賜御道服・時服、

七月廿九日、土井能登守利房贈簡、見于左、

○一七〇 土井利房書狀

昨日者御入來、首尾能御目見被 仰付難有之旨尤

之事候、其節 御城在之、不能面談候間如斯ニ候、

恐々謹言、

七月廿九日 利房（花押）

土井能登守  
利房

（ウハ書）

（墨引）種嶋左近殿

七月廿九日、御老中連判之御奉書、見于左、

○一七一 稻葉正則外三名連署書狀

御札令拜見候、公方様益御機嫌尤之事候、將又

今度首尾能御暇忝之由得其意候、去月十日歸國、

緩く与可為休息与難有之旨令承知候、因茲為御礼被差越種子嶋左近、羅紗五間・御樽・肴被獻之候、目錄之通遂披露候之處、御前被召出念之入候段、御喜色之御儀候、猶使者可令演說候、恐く謹言、

◎寛文六年  
七月廿九日  
板倉内膳正  
重矩在判

土屋但馬守  
数直在判  
久世大和守  
廣之在判  
稲葉美濃守  
正則在判

松平大隅守殿

(本文書ハ「旧記雜録追録」二一四四号文書ト向文ナリ)

八月三日、北條安房守氏長贈書、記于左、

〇一七二 北条氏長書状

昨日者御出候之處、御城在之、不能面談御残多

存候、被仰置候趣、御慰懃之至存候、為御禮如此御座候、恐惶謹言、

八月三日 氏長(花押)

北条安房守

種子嶋左近様  
人々御中 氏長

九月廿三日、久時還于覺府、

九月、前家老西村時昌死、

冬、以平山治右衛門武治・上妻七兵衛隆直為物奉行、

行、

十二月二日、諏訪八郎右衛門子彦千代元服於久時

宅、久時加冠、贈太刀闊兼一腰、

寛文七年丁未正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番川内六左衛門時高

・西村城之助時英、二番下村九左衛門時真・岩川氏、部左衛門時直、三番高尾野右京・岩川萬左衛門盛道、如例、

四月十七日至廿三日、公修 前將軍家康公五十年忌于福昌寺、久時與島津三郎右衛門奉行之、

四月、將軍家命禁田圃種苜蓿及聞一歲造酒米數、五月、普請奉行川畑仲兵衛・竹迫彌兵衛來、以諸國浦巡見上使來此地說也、

六月上旬、上使高林又兵衛・向井八郎兵衛自日州志布志到佐多、於此問種子島之事、聞久時在嶋、

即馳使翰于覺府召家老上妻惣左衛門秀隆、八日夜至大泊船自公出、翌九日謁上使、上使問曰、種子島田

島幾許、答曰、八千七百斛余、嶋縱橫幾里、曰、

縱十四五里・橫三里・二里・一里計、島中人數幾許、曰、男女六千四五百人許、曰、茲年將軍頒

賜制札于諸國、種子島亦當國主賜之、貴利支丹等大禁不可輕忽、可以告久時也、秀隆奉命退、屬吏

佐野孫之進・正木與右衛門・松浦又左衛門問曰、

聞久時祿一萬斛余、而種子島八千斛則其餘在何處、秀隆答曰、在薩州・日州之内、曰、浦人及吏幾許、

凡浦三十五人一吏、島亦然乎、答曰、男女五百人計、吏八人、以遠島故也、曰、浦數・村數幾許、

時出圖示之、即日歸于坂府、翌十日秀隆登城、

就伊東五右衛門白之、而奉為後年宜書記而獻之命、筆以獻之、

六月廿二日、久時夫婦及姊・鶴袈裟丸至自覺府日廿、覺府、

廿四日、普請奉行川畑氏・竹迫氏皈于覺府、

廿八日、諸士見、

七月十五日、島津安藝守久雅訃音至、禁樂七日、

八月廿九日、覺府醫師鮫島宗仙來、以久時病也、

流人日州綾衆中長田源五郎、與此地盜四人密謀出奔、緝發覺乃捕五人、源五郎九月十四日夜竊逃亡、

事達覺府、

十月廿八日、休三郎時長至自覺府、

十一月十八日、以覺府之命、源五郎誓固人川野清

二郎・足輕鮫島與市自殺、竊盜四人、家老美座時運善福寺・肥後英信遠妙寺・上妻秀隆清淨寺、坐緩怠之罪

寺入、

十二月、獵人見源五郎縊死于葛山カツラ、即聞于覺府、

鮫嶋宗仙歸覺府、



寬文八年戊申正月元日、久時見諸士於廣間、終詣  
本源寺番神堂太刀役、不詳

五日、久時以舊例詣大會寺、詠和歌侍座者、不詳

六日、初狩久時登山、如例、

八日、以舊例詣慈遠寺、詠和歌侍坐者、不詳

赦家老時運・英信・秀隆、

十一日、具足祝久時臨席、美座四郎左衛門時運・肥後休兵衛英信・知覽掃部忠鎮・平山治右衛門武治

西俣内記實詮・美座吉左衛門時命・同織右衛門時審・西村、

淺右衛門時義・上妻惣左衛門秀隆・酌者日高伊角實政侍

軍陣・温坐祈念、的始助手英、一番美座助五郎時實・西村城之助時英、二番岩川萬左衛門盛道、高尾野右京、三番羽生兩、

十六日、久時附本源寺唐畫一軸牡丹、右衛門・吉良六兵衛、如例、

廿日、以舊例詣本源寺詠和歌、休三郎時定・美座

四郎左衛門時運・肥後休兵衛英信・上妻惣左衛門

秀隆・慈遠寺日允・當住日遠侍席、

城內歌會、不詳、

三月一日、慶鶴袈裟初射鹿、賜宴於城下之諸士、

十一日至十三日、修妙國日饒大姊二十五年忌于本源寺、

十八日、久時父子及婦人・時定開港、廿二日到覺府、久時姊留而家于池上、

廿二日、谷山衆中土屋清兵衛・竹下六郎左衛門見

放來、

冬、休三郎時定辭伊兵衛時壽之嗣子歸、

寬文九年己酉正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温坐祈念、的始助手一番西村美座左兵衛時吉、二番前田一郎兵衛重則・下、清兵衛時永、

村九左衛門、三番西村篠之允、渡邊監物頼貞、如例、

久時外祖父卒三月、蓋訃音遲到、正月、法号妙春大姊重女也、禁樂十四日蓋訃音遲到、故不止旧例、

二月廿二日、久時奉 光久公命、同國老預聞國政、

以橋口治兵衛兼春為與力、

六月十四日、島津久茂卒、

自夏至秋二大風破田地許多、由是八月廿日、平山

八郎左衛門・崎山喜右衛門來檢察之、十月八日婦

寬文十年庚戌正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番美座  
四郎右衛門時  
堅・西村清兵衛時永、二番高尾野右京・羽生、  
兩右衛門、三番日高伊角美政・羽生弥市兵衛、如例、

四月十六日、久時婦自覺府、

五月、覺府士鎌田與兵衛・吉田四郎兵衛來點檢用水、

六月九日、久時赴覺府、

十日、公修曹源院殿惠山願泉大姊十三年忌于福

昌寺、久時献折一合・挽茶棗一對以公命也、

赦鮫島吉兵衛、

七月、鶴千世生、母同鶴袈裝、

鎌田氏・吉田氏還于覺府、

寛文十一年辛亥正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始一番川内七助  
時之、西村城

之助時英、二番下村紋右衛門時良・河東篠之允、如例、

時吉、三番岩河萬左衛門盛道・岩河七郎兵衛、

二月、献 綱久公守一幅日蓮筆、俗号一溪本尊、以懇求之故

也、  
光久公命久時為大目附、

武州折茂三左衛門正信・越後出家覺善坊後私改自  
善兵衛  
江戸被放來、

五月廿日、鶴千世病驚風卒、法号幼心良現、

秋、分配官俸二十斛于家老・十五斛于物奉行、

九月十七日至十九日、修妙悟大姊四十九年忌于本

源寺、

寛文十二年壬子正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番美座  
四郎右衛門時

堅・西村城之助時英、二番下村長十郎時親、岩河佐左衛、如例、

門盛朝、三番美座加賀右衛門時真・下村三左衛門時常、

三月廿一日、久時發覺府東行、與力橋口治兵衛兼

春・石神宗兵衛重代・松崎善助貞則・家老美座四

郎左衛門時運・物奉行知覽掃部忠鎮・上妻七兵衛

隆直等家臣六十四人十一人私率之、從之、經美濃路五月十

五日到江府、為高輪邸留守、時 綱久公亦東行、

故途中從 公、  
今歲、牛多死、存者才八九頭、

四月、浪江源太夫・平山内藏允來點檢船、六月廿

五日帰、

十月、丸田右京・敷根重右衛門来檢察鬼利支丹宗、  
十二月廿四日、本源寺惠心院日遠寂、

延寶元年癸丑正月、規式、如例、

五日、網貴公夫人松平左兵衛督信平女薨、法諱常照院殿勸

了日脱大姊、茶毘於池上本門寺禁樂不詳、

六日、初狩狩奉行、如例、

十一日、具足祝軍陣・温座祈念、的始一番川内八郎右衛門時貞、

下村紋右衛門時良、二番岩川佐左衛門盛朝・下村長、十郎時親、三番下村三左衛門時常・岩川七郎兵衛、如例、

十八日、丸田氏・敷根氏帰、

二月十九日、綱久公薨享四十二年于江府芝邸、法諱

泰清院殿関山良無大居士、

二十五日、久時発江府、

四月十六日、太守公赴江府、

家老前田重能死、

六月五日、奉葬 泰清院殿於福昌寺、即令本源寺

諷經慈遠寺定源院日允代之、時正建寺與本源寺諍諷經座、有評

定所之命、由先規以本源寺為上事之始末細書在本源寺、次遠壽

寺國、次正建寺、次遠妙寺時寬邸折念僧、寺社奉行川上七左衛門賜本源寺書、記左、

○一七三 川上七左衛門覚

覚

泰清院様御法事依有之、本源寺・正建寺諷經ニ被罷出ニ付、座配之儀被申出候処ニ、本源寺者有由緒古跡ニ而候上、先例有之事候間、可為上座旨被仰渡候条、可被得其意候、以上、

丑 川上七左衛門

六月十三日

慈遠寺

十日、獻折一合・挽茶一對于 泰清院殿靈前福昌寺、

十五日、久時帰覽府、

十月、以知覽掃部忠鎮・平山治右衛門武治為家老、先是命肥後休兵衛英信正文書、及老不終其功、故

使上妻七兵衛隆直編集之、

十二月、大會寺再興、落成、

延寶二年甲寅正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番美座伊左衛門時吉

・西村城之助時英、二番若河万左衛門盛道・下村紋右衛門時吉・時良、三番美座五次右衛門時實・下村三左衛門時常、如例、

二月、公以改造城門、八代三左衛門・丸尾太兵衛來求良材、不得即歸、

六月、橋口治兵衛兼春辭與力、仍以松崎善助貞則代之、

延寶三年乙卯正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番美座四郎右衛門時

命・西村城之助時英、二番下村長十郎時親・河東篠之丞時吉、三番牧太兵衛胤成・美座加賀右衛門時真、如例、

三月十二日、光久公命久時為旅家老時年三十七、以

西川左京久住為常與力、加松崎善助貞則、

廿一日、鶴袈裟元服年十、光久公加冠、號三郎

二郎義時賜御脇差、島津新八郎久馮理髮、義時獻

太刀一腰・馬一疋・天井折六合・酒樽五荷、久時

亦獻太刀一腰・馬一疋奉謝之、當家如古例、是日

元服者三人、公命次序、第一三郎二郎、第二顯

娃權三郎、第三肝付半三郎也、

四月、家老美座時運死、

廿一日、光久公發覺府赴江府、久時從駕、

公病留滯伏見、而後經美濃路、九月四日至于江府

高輪、此時常與力西川左京久住・松崎善助貞則・

旅與力村田喜左衛門經親・山下関右衛門兼秀・家

老平山治右衛門武治・物奉行美座源右衛門時益・

西村織部時孝等家臣六十人從焉、

十月、光久公浴相州塔之澤温泉、久時從之、十

二月、還于江府、

延寶四年丙辰正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番市兵衛・西川

十兵衛時有、二番牧太兵衛胤成・若河七郎兵衛、三番羽生正右衛門・河東茂兵衛、如例、

三月廿七日、日高五兵衛為起與江戶流人學善坊爭

論殺之、以五兵衛及預人前田十郎兵衛重政口書、聞覺府、以學善坊私改名善兵衛、其書中亦謬為善兵衛、官吏咎之、諏訪采女密傳國老島津出雲之意曰、家老皆罪當寺領、然今久時歸國日近矣、家老等應多事、且往返之煩不少、故留守居隆直代在島家老可也、於是六月二日隆直入于妙國寺請罪、同四日被赦、

四月十一日至十三日、修光瑞院殿日饒大姊三十三年忌於本源寺、

七月廿四日、久時發江府、九月十五日歸于覺府、十一月廿七日、関狩於春山、久時以國老視事、延寶五年丁巳正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番川内村久馬時乘、二番下村三左衛門時常・上妻甚右衛門隆色、三番羽生正右衛門・西村清兵衛時永、如例、

三月四日、改左近身藏人、避甲府 虎松君被任左近衛中將也、

四月十八日、以本誓院日與為本源寺、

五月十五日、久時以國老從吉野馬追公之名代内馬求、匠、惣奉行喜入

七月廿一日、久時及婦人・義時到自覺府、

廿八日、鮫島分右衛門以宿怨殺山崎太郎兵衛、即自殺、

久時分諸士為三組、又分島屬之、上郡一番組、中郡二番組、下郡三番組、每組頭四人、外有家老組、有爭訟則三組頭斷之、若不決則請家老之命、

久時使美座源右衛門時益賀 公新年於覺府、命上妻七兵衛隆直正系圖卷一・文書寫冊一・軸物一卷、義庶流系圖冊一・家譜自元祖信基至、十八世久時・就覺府史官太田氏・河野氏・伊知地氏考訂之、延寶元年起筆至今年成、賞之與白銀十枚、

久時頒與系圖於庶流、雖稱庶流不審其祖先所由出者欠之、

延寶六年戊午正月元日、久時詣本源寺番神堂、太刀役西村久馬助時乘、

同日、家老肥後休兵衛英信・上妻惣左衛門秀隆・

平山治右衛門武治・物奉行西村淺右衛門時義・前田十郎兵衛重峻從先躅謁于奥書院、次與美座吉左衛門時命・西村織部時孝・肥後助左衛門盛興・平山二郎兵衛武正・西俣喜右衛門寶詮・河内次第兵衛時尚三獻、諸士流盡于廣間、古例雖不同自今以為式、

二日、久時覽焉、

久時覽諸士炮術於廣間庭上、

五日、義時代久時詣于大會寺、由先蹤題浦霞詠倭歌、休三郎時長・肥後休兵衛英信・平山治右衛門武治・上妻七兵衛隆直・名越有意・當住信敬院日

演侍席、

六日、初狩久時・義時登山、家、、如例、

八日、義時代久時詣于慈遠寺、題梅詠和歌、侍坐當住住本院日慎、其餘同大會寺、

十一日、具足祝義時臨席、侍坐時定、肥後休兵衛英信・平山治右衛門武治・西村織部時孝・美座吉左衛門時命・上妻七兵衛隆直・兵具奉行牧藤兵衛胤家、、軍陣・羽生七右衛門善次・長野主稅實成・日高伊角實政行酒、  
温座祈念、的始久時・義時覽之、射手一番美座伊左衛門時吉・西村城之助時英、二番下村三馬時親、

川東茂兵衛時冬、三番岩河萬左、如例、  
衛門盛道・下村三左衛門時常

久時使美座源右衛門時益賀 公新年于覺府、

廿日、義時代久時詣于本源寺、題鶯詠和歌、時長、

平山治右衛門武治・上妻七兵衛隆直・西村織部時孝・名越有意・當住日奧、各侍坐、

廿五日、久時徵三ヶ寺住持及妙久寺・妙法寺、題

柳詠和歌、與食饈、

二月、上原五郎左衛門・久留千左衛門自覺府來檢

察鬼利支丹宗、四月歸、

三月廿四日至廿六日、修日深大居士廿五年忌、

四月廿八日、久時及婦人・義時赴于覺府、

五月九日、買新納權右衛門宅地之内横五間三尺長

廿九間半加吾宅地、竿檢使支配奉行村田五郎左衛

門・志岐藤左衛門樹竹于吾地内以為界、證書記于左、

○一七四 新納權右衛門土地壳渡証文

證文

此方屋鋪之内五畦三步今度御方江賣渡候、堺山之儀御方屋鋪竿内ニ相立候、至後年互屋敷移替雖有之、堺山之儀此方屋敷よりかもひ申間敷候、仍為後證如件候、以上、

新納權右衛門

延宝六年  
午五月九日

種子嶋藏人殿  
御役人衆

六月、女院崩、禁樂七日、

八月十五日、以前川三右衛門昌綱為與力、加松崎

善助貞則、

九月十四日、甲府綱重公葬、禁樂七日、

久時定法令、一嶋欲為僧或其遊學於他邦者、皆就本源寺請之、

〇一七五 上妻隆直口上覚

(一七五の二)  
御口上之覚

一本源寺儀一島宗廟之儀ニ付、寺法乱れかハしく無之様ニ、萬事如先規可執行事、

一嶋中出家形之願、或為學問或本寺參詣之暇、惣而出家方より役所江可申出儀ハ、何時茂本願寺取次を以可申出事、

一於嶋中遂出家形候者、必本源寺江可致禮儀事、

右之旨、役所より可被申渡由御意候也、

午十一月廿八日  
御使  
上妻七兵衛

(一七五の二)

右之趣、今度自鹿兒嶋被 仰下候、具可被得其意

候、右次第先住日達代ニ以 上意為相改事候、夫

より已来、動ハ寺与寺互構遺恨、折之之爭論中

不被聞事共候、就夫末寺之沙汰如先規ニ而、三

ヶ寺被致面候様ニと、雖去年申付置候、重而

上意之上ハ不及沙汰事候条、向後互可被相嗜者也、

延宝六年午

十二月廿三日

知覽掃部判  
(忠總)

平山治右衛門判  
(武也)

肥後(英徳)久兵衛判  
上妻(秀隆)惣左衛門印

本源寺  
當役者中

廿七日、種子嶋權之丞以下二十人連書謝與系圖之辱、其書記左、

○一七六 下村宇兵衛外十九名連署書狀

我々家系圖拜領、殊更 久時様御袖判頂戴、冥加至極、至子孫規模珍重ニ奉存候、以上、

延寶六年午十二月

種子嶋權之丞印

西村織部印

西村七兵衛印

河東茂兵衛印

国上伊兵衛印

中田庄太夫印

美座源右衛門印

河内七介印

肥後助左衛門印

岩川宇兵衛印

下村紋右衛門印

国上六郎兵衛印

美座吉左衛門印

河内次第兵衛印

西村軍左衛門印

西村清兵衛印

下村新九郎印

下村三左衛門印

岩川万左衛門印

下村宇兵衛印

延寶七年己未正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手不詳、如例、

十五日、久時女子生覺府、母同義時、



廿六日、買比志嶋彦四郎宅地之内横五間二尺縦廿五間四尺、加吾宅地、樹竹于吾地内、以界之、證書記于左、

〇一七七 福崎庄右衛門土地売渡証文

證文

此方屋敷之内四畦拾六步、今度御方江賣渡候、堺山之儀御方屋鋪竿内ニ相立候、至後年互屋敷移替雖有之、堺山之儀此方屋敷よりかも申間敷候、仍為後證如件候、以上、

比志嶋彦四郎役人

福崎庄右衛門

延宝七年未正月廿六日

種子島内藏人様

御役人衆

二月、橋甲女川、△甲女川舟渡也、今年為板橋、而有洪水、橋漂流不及再起、又為舟渡、△

三月廿七日、家老上妻惣左衛門秀隆以老致仕、以西村浅右衛門時宜・上妻七兵衛隆直為家老、平山

二郎兵衛武正・知覽才兵衛忠愛物奉行、

二月、橋甲女川、△甲女川舟渡也、今年為板橋、而有洪水、橋漂流不及再起、又為舟渡、△

四月十日、奉 太守光久公命、久時為國老、此時

同僚嶋津圖書之胤・嶋津中務久輝・嶋津新八郎久

馮・嶋津帶刀久允・町田勘解由久則・肝屬主殿兼

(A.A) 新納又左衛門久了、

十六日、庶流主水時春以亡父時貞之遺言請系圖、

命上妻隆直寫系圖及證書、以昇時春、

四月十八日、光久公發覺府赴于江府、久時與嶋

津新八郎久馮從駕、七月廿六日到于江府、此時久

時為芝郎處守、與力松崎七郎右衛門貞則・前川三

右衛門昌綱・石神惣兵衛重代・市來長左衛門家弘・

家老上妻七兵衛隆直・物奉行前田十郎兵衛重峻、

從者六十人、

六月七日、家老知覽掃部忠鎮死、

十一月三日、久時婦人卒于覺府、法号實成院殿妙

種日清大姊、殯正建寺、馳使訃音於久時者發覺府、

同廿日到、于江府

廿二日、義時奉日清大姊遺骸至自覺府、

葬本源寺、委記別楮侍女於國・於紺・乳母田野供奉、北郷忠昭家

臣內藤仲左衛門・福崎休內從遺骸來、

十二月廿四日、北郷作左衛門久精死法号宗鑑院空、念真情大居士、

禁樂七日、且止歲暮之規式、

延寶八年庚申正月、規式止以北郷久、精死也、

正月九日、於江戶久時以家老職獻太刀、

四日、義時以家例獻太刀為太守公旗下以來、依家例所獻之太刀不定日、或以使者或在

府之時躬自獻之、至忠時蒙光久公命、寬永中移住于覺府、自是以十一日為式日、雖公子・貴族不共之、丁久時有故以四日為式日、

二月十日、義時趣覺府、

十六日、初狩、以久精之違世緩、

五月八日、公方家綱公薨、奉号 嚴有院殿、一

嶋停樂廿一日、

廿三日、久時發江府、七月九日歸于覺府、

七月、以前田十郎兵衛重皎為家老、

八月十四日、久時誕辰也、每歲雖壽之、有故自今

年止之、

今年、中田伊右衛門時壽有罪放流于琉球大嶋、

十月廿四日、義時至、以修日清大姊一周忌法事也、

京都嵯峨法輪寺伽藍修造、町人・百姓・浦人各奉納一錢、

十一月朔日至三日、修實成院殿日清大姊一周忌於

本源寺、

天和元年辛酉正月元日、義時詣本源寺番神堂太刀役不詳、

同日、諸士見、

同日、義時於奧書院賜盃酒於時長・肥後休兵衛英

信・西村淺右衛門時宜・上妻七兵衛隆直・前田十

郎兵衛重皎・美座源右衛門時益・知覽才兵衛忠愛、

二日、覽馬、

五日、義時詣大會寺、題霞詠和歌、諸式、法舊章、

六日、初狩狩奉行不詳、如例、

八日、義時詣于慈遠寺、題梅詠和歌、諸式、如古例、

十一日、具足祝、軍陣・溫座祈念、的始射手不詳、如例、

十五日、義時詣于本源寺、題鶯詠和歌、式日為廿

日、以赴覺府期迫也、

二十二日、義時赴覺府、

四月十四日、光久公以第十一之翁主名千代松 名十五年妻義

時、

廿九日至五月廿九日、日夜甚雨、莖永村雪子峯崩

可八十間、峯下人屋八軒埋沒、男女四人壓死、田

地五反九畦廿七步永損、事聞于覺府、

六月四日、男子名龜生覺府、母石黒淨真女石黒者北 郷作左衛

門臣、

久時始諸士科普請之事、寺領赦免之時、築津口波

除、浚甲女川、遠方日數廿日、中途十五日、近方

免之、是準官府之例也、

十月、流人織茂三左衛門正信被赦皈武州、正信發

覺府之日、久時贈白銀一枚後仕御旗本 近藤登之助、

今年於兩本山修日蓮四百年忌、贈白銀各五枚於兩

本山、

十月十六日、綱貴公覽講犬追物、奉公命久時、

義時在其中、公甚感禰久時抽衆善騎射、

十一月、修日清大姊三年忌于本源寺三日、

歲暮、規式、如例、

天和二年壬戌正月、規式、如例、

六日、初狩奉行知覽宋女忠興・西村久、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番美座 平兵衛時芳、

西村九郎左衛門時康、二番岩河萬左衛門盛道・川、東茂兵衛時冬、三番數嶋兵衛左衛門・最上勝兵衛、如例、

十五日、諏訪甚六元服、加冠、綱貴公、理髮久時、

二月十日、綱貴公東行、久時以國老從之、與力

松崎七郎右衛門貞則・前川三右衛門昌綱・町田三

左衛門・田中源右衛門・家老西村淺右衛門時宜・

物奉行平山次郎兵衛武正等上下六十人從焉、

四月廿二日、覺府士長崎喜兵衛・白濱助三・足輕

田中伊兵衛・松崎二左衛門來搜索天下罪人小山田

弥一郎者、不得焉、六月廿日歸、

六月廿一日、男子名三生于覺府母石黒 淨真女、

自春至夏嶋中疫癘疱瘡、老若死者多、

今年蝗、五穀不熟、

九月十八日、莖永村竹崎浦漁人獲異魚、其長一丈

一尺八寸橫四寸、頭長九寸、色赤白黒、雖老翁無

知其名者、

十月十四日、獲江豚十六長或三尋或四尋城濱、

十一月七日、網貴公母堂薨于江府、法号真修院

殿孝延妙榮日長大姊、葬於谷中法恩寺殺生蔡榮、等不詳

公命每人納銀五分、

歲暮、規式、如例、

天和三年癸亥正月、規式、如例、

六日、初狩奉行平山仁左衛門武清・西村久馬助時乘・名代家老等不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番美座伊左衛門時吉

西村久馬助時乘、二番川東茂兵衛時冬・岩河覺、右衛門盛時、三番殿嶋覺左衛門・羽生正右衛門、如例、

二月十九日、忠竹公母堂薨江府、奉号蘭室院殿

殺生蔡榮、等不詳

官收所領於薩州日置郡吉利村之高五百卅斛、易賜

之於隅州敷根内湊村是彌賀八郎右衛門清賢所為也、

四月、義時婦人改宗法華戒師本源寺日慎、

五月廿七日、將軍儲君薨、停樂七日、

廿九日、家老肥後休兵衛英信死、

六月廿七日、網貴公歸國、久時從之、

網貴公命久時牧牛馬鬣・尾似牛、有鬣故、俗云牛馬五疋於種子嶋、

故設牧於安城村芦野蕃育之毛縮曲薄、厭風、經年而雪、故撰地牧之蕃息、後賜之證書、開左、

○一七八 三原佐三右衛門書狀

尚々、左之通御自分様江私より申遣候様ニと

御意候間、書付之趣を以、藏人殿江可被仰達

候、以上、

態一筆申達候、然者 御先代様より種子嶋藏人殿

江牛馬七、八疋程御預ニ而、種子嶋江被召置、頃

日者以之外大分ニ有之、就夫右牛馬、藏人殿江惣

様拜領被仰付候、右牛馬御用之時分者、何時ニ而

茂何疋ニ而茂被差上候様、是又藏人殿江可被仰達

候、尤牛馬藏人殿より脇方江賣買ニ被致候様にと、

是又御意候、恐惶謹言、

八月十一日 三原佐三右衛門

嶋津内膳殿

久時十年來東行數回而費用多假貸許多也、數年雖

俟用不足以償之、若此則不可終不割封地以償之也、

上下甚憂之、久時曰、別世々之封地、下萬斛之列

則家之恥辱也、誰不歎之、如何則可乎、卿等宜議

之、於是群臣會議之數回、或利少而不足以償之、

或利多亦害民、紛々不決、於是又議曰、群臣雖困

窮、家老・物奉行官俸・群吏月俸皆納之、及諸士・

寺社・足輕高・諸扶持高納五分之一、可以償之、久

時不得已聽之、約償債終則返之、

八月、奉 太守公命、久時預聞嶋津兵庫久薰家事、

本多與二郎武州生國・仲二郎勢州生國・萬吉遠州生國自江府被放

來、

十月三日、義時改三郎二郎号左内獻太刀、是日嶋

津大學・入来院虎松為謝家督獻太刀、於是久時間

次第於國老、命曰、大學・虎松先獻太刀而后義時

可獻太刀、是家格非為入来院家次、以家督改名之

輕重也、事記評定所冊、以可傳後世也、

十一月、以知覽才兵衛忠愛・平山二郎兵衛武正為

家老、野間治兵衛家規・遠藤内六兵衛家則・知覽

采女忠興物奉行、

歳暮、規式、如例、

貞享元年甲子正月、規式、如例、

六日、初狩奉行平山二左衛門武清、名代家老等不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番川東市兵衛時茂、

門重之、三番東嘉左衛門重次・鮫島覺左衛門宗次

三月十日、時長母死種子嶋法号貞照、院妙存、

四月、以官府命一嶋點檢蘇鐵、

六月十日、男子名長熊、生于覺府、母石黒、淨真女、

七月四日、新納吉兵衛・村田喜左衛門自覺府來檢

察鬼利支丹宗、

八日、前家老上妻秀隆死、

九月十一日、新納氏・村田氏歸、

大有年三十年來、未嘗有也、

歳暮、規式、如例、

貞享二年乙丑正月、規式、如例、

六日、初狩狩奉行、不詳、如例、

十一日、具足祝、軍陣・温座祈念、的始射手一番美座四郎右衛門時

賢・西村十兵衛時有、二番牧伊兵衛胤喜・下村、如例、  
三左衛門時常、三番最上勝兵衛・羽生忍兵衛

三月、

新院崩御、一嶋停樂七日、

屋久嶋諸寺從往古本源寺末寺也、然近年謀兩本山  
將為直末寺、是以問於兩本山、

七月廿九日、義時女子生号万、母 太守光久公女、

八朔、群吏扶持米以半與之、

九月、山奉行三原清右衛門來點檢樹木、以五葉松  
二百四十七本・黑松六百九十二本・楠九本為官府  
用、其餘免木也、

赦中田伊右衛門、

十一月、修日清大姊第七回忌於本源寺、